

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月10日
【会社名】	株式会社足利ホールディングス
【英訳名】	Ashikaga Holdings Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 松下正直
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市桜四丁目1番25号
【電話番号】	(028)622-8411(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役経営企画部長 清水 和幸
【最寄りの連絡場所】	栃木県宇都宮市桜四丁目1番25号
【電話番号】	(028)622-8411(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役経営企画部長 清水 和幸
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券(注1)及び新株予約権付社債(注2)

【届出の対象とした募集金額】	新株予約権証券 (株式会社めぶきフィナンシャルグループ第1回新株予約権) 0円(注3) 16,833円(注4) (株式会社めぶきフィナンシャルグループ第2回新株予約権) 0円(注3) 23,634円(注4) (株式会社めぶきフィナンシャルグループ第3回新株予約権) 0円(注3) 43,430円(注4) (株式会社めぶきフィナンシャルグループ第4回新株予約権) 0円(注3) 10,494円(注4) (株式会社めぶきフィナンシャルグループ第5回新株予約権) 0円(注3) 42,024円(注4) (株式会社めぶきフィナンシャルグループ第6回新株予約権) 0円(注3) 15,267円(注4) (株式会社めぶきフィナンシャルグループ第7回新株予約権) 0円(注3) 39,241円(注4) (株式会社めぶきフィナンシャルグループ第8回新株予約権) 0円(注3) 22,371円(注4) (株式会社めぶきフィナンシャルグループ第9回新株予約権) 0円(注3) 40,656円(注4) (株式会社めぶきフィナンシャルグループ第10回新株予約権) 0円(注3) 29,514円(注4) (株式会社めぶきフィナンシャルグループ第11回新株予約権) 0円(注3) 40,041円(注4) (株式会社めぶきフィナンシャルグループ第12回新株予約権) 0円(注3) 33,294円(注4) 新株予約権付社債 3億米ドル(注5)
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 1 本届出書の対象となる新株予約権証券は、平成28年4月25日に開催された当社及び株式会社常陽銀行(以下「常陽銀行」といいます。)の取締役会の決議(株式交換契約の作成)、当社においては平成28年6月28日に開催予定の定時株主総会、常陽銀行においては平成28年6月28日に開催予定の定時株主総会の特別決議(株式交換契約の承認)に基づき行う株式交換(以下「本株式交換」といいます。)に際し、下記 から までに掲げる常陽銀行が発行している新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、それぞれ、本株式交換により当社が常陽銀行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)の常陽銀行の新株予約権原簿に記載又は記録された当該新株予約権の総数と同数の、下記「第一部 証券情報 第

1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（2）新株予約権の内容等」 から までに掲げる当社の新株予約権を交付するものです。

株式会社常陽銀行第1回新株予約権（平成21年8月24日発行）

株式会社常陽銀行第3回新株予約権（平成22年7月21日発行）

株式会社常陽銀行第5回新株予約権（平成23年7月20日発行）

株式会社常陽銀行第6回新株予約権（平成23年7月20日発行）

株式会社常陽銀行第7回新株予約権（平成24年7月19日発行）

株式会社常陽銀行第8回新株予約権（平成24年7月19日発行）

株式会社常陽銀行第9回新株予約権（平成25年7月18日発行）

株式会社常陽銀行第10回新株予約権（平成25年7月18日発行）

株式会社常陽銀行第11回新株予約権（平成26年7月18日発行）

株式会社常陽銀行第12回新株予約権（平成26年7月18日発行）

株式会社常陽銀行第13回新株予約権（平成27年7月17日発行）

株式会社常陽銀行第14回新株予約権（平成27年7月17日発行）

2 本届出書の対象となる新株予約権付社債は、本株式交換に際し、株式会社常陽銀行2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（平成26年4月24日発行）（以下「承継前新株予約権付社債」といいます。）に付された新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権の代わりに、それぞれ、基準時の常陽銀行の新株予約権原簿に記載又は記録された当該新株予約権の総数と同数の当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数の下記「第一部 証券情報 第1募集要項 2新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）（新株予約権付社債に関する事項）」に掲げる当社の新株予約権を交付するものです。なお、当社は、本株式交換に際して、基準時において常陽銀行が発行している承継前新株予約権付社債についての社債に係る債務のうち、基準時において未償還のもの全てを承継します。

3 新株予約権証券の発行価額の総額です。

4 新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を加えた金額です。本届出書提出日において未確定であるため、平成28年5月31日現在の未行使の新株予約権数に基づいて記載しております。なお、本株式交換の効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）までに当該新株予約権の行使がなされること等により変動する可能性があります。

5 承継前新株予約権付社債についての社債に係る債務当初金3億米ドル及び代替新株予約権付社債券（承継前新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）に係る社債の額面金額合計額を合計した額のうち、本株式交換の効力が生じる直前において未償還の金額となります。本届出書提出日において未確定であるため、平成28年5月31日現在の承継前新株予約権付社債の残高を記載しております。なお、本効力発生日までに承継前新株予約権付社債の転換がなされること等により変動する可能性があります。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	304,998個（注1）（注2）
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	該当事項はありません。
申込期間	該当事項はありません。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	該当事項はありません。
割当日	平成28年10月1日
払込期日	該当事項はありません。
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1 本株式交換に際し、下記注2に掲げる常陽銀行が発行している新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、それぞれ、基準時の常陽銀行の新株予約権原簿に記載又は記録された当該新株予約権の総数と同数の、下記「第一部 証券情報 第1募集要項 1新規発行新株予約権証券(2)新株予約権の内容等」からまでに掲げる当社の新株予約権を交付するものです。なお、本株式交換に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）の内容については、後記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照ください。

2 平成28年5月31日現在における株式会社常陽銀行第1回新株予約権、株式会社常陽銀行第3回新株予約権、株式会社常陽銀行第5回新株予約権、株式会社常陽銀行第6回新株予約権、株式会社常陽銀行第7回新株予約権、株式会社常陽銀行第8回新株予約権、株式会社常陽銀行第9回新株予約権、株式会社常陽銀行第10回新株予約権、株式会社常陽銀行第11回新株予約権、株式会社常陽銀行第12回新株予約権、株式会社常陽銀行13回新株予約権及び株式会社常陽銀行第14回新株予約権の数の合計を記載しております。もっとも、かかる新株予約権の数は、それぞれの新株予約権の行使等により変動する可能性があります。

3 割当対象者は、基準時における常陽銀行の新株予約権原簿に記載又は記録された上記注2に掲げる新株予約権の新株予約権者です。

4 新株予約権は、平成28年4月25日に開催された当社及び常陽銀行の取締役会の決議（株式交換契約の承認）並びに平成28年6月28日に開催される予定の当社及び常陽銀行の定時株主総会の特別決議（株式交換契約の承認）に基づき行う本株式交換に伴い発行する予定であります。

(2) 【新株予約権の内容等】

株式会社めぶきフィナンシャルグループ第1回新株予約権の内容

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）
新株予約権の目的となる株式の数	16,833株（注2）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円（注3）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	16,833円（注4）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	本効力発生日から平成51年8月24日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社常陽銀行 本店営業部</p>
新株予約権の行使の条件	本株式交換契約別紙2の11をご参照ください。
自己新株予約権の取得事由及び取得の条件	本株式交換契約別紙2の12をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	本株式交換契約別紙2の10をご参照ください。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式交換契約別紙2の14をご参照ください。

(注) 1 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。

2 平成28年5月31日現在の株式会社常陽銀行第1回新株予約権の個数(14,388個)につき、割当対象者毎の新株予約権保有数に1.170を乗じ端数を切り捨てた数の合計を記載しております。ただし、かかる新株予約権の目的となる株式の数は、株式会社常陽銀行第1回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。

3 本株式交換契約別紙2の8をご参照ください。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

株式会社めぶきフィナンシャルグループ第2回新株予約権の内容

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）
新株予約権の目的となる株式の数	23,634株（注2）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円（注3）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	23,634円（注4）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	本効力発生日から平成52年7月21日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社常陽銀行 本店営業部</p>
新株予約権の行使の条件	本株式交換契約別紙4の10をご参照ください。
自己新株予約権の取得事由及び取得の条件	本株式交換契約別紙4の13をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	本株式交換契約別紙4の12をご参照ください。
代用払込みにに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式交換契約別紙4の14をご参照ください。

（注）1 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。

2 平成28年5月31日現在の株式会社常陽銀行第3回新株予約権の個数(20,201個)につき、割当対象者毎の新株予約権保有数に1.170を乗じ端数を切り捨てた数の合計を記載しております。ただし、かかる新株予約権の目的となる株式の数は、株式会社常陽銀行第3回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。

3 本株式交換契約別紙4の8をご参照ください。

4 （注）2と同じ理由により変動する可能性があります。

株式会社めぶきフィナンシャルグループ第3回新株予約権の内容

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）
新株予約権の目的となる株式の数	43,430株（注2）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円（注3）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	43,430円（注4）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額 に、行使請求に係る各新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別 記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額 とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金 及び資本準備金 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加 する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出さ れる資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる 1円未満の端数は、これを切り上げる。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本 準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定め る増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	本効力発生日から平成53年7月20日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、 取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社常陽銀行 本店営業部</p>
新株予約権の行使の条件	本株式交換契約別紙6の10をご参照ください。
自己新株予約権の取得事由及び取得 の条件	本株式交換契約別紙6の13をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	本株式交換契約別紙6の12をご参照ください。
代用払込みにに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	本株式交換契約別紙6の14をご参照ください。

（注）1 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。

2 平成28年5月31日現在の株式会社常陽銀行第5回新株予約権の個数(37,120個)につき、割当対象者毎の新株予約権保有数に1.170を乗じ端数を切り捨てた数の合計を記載しております。ただし、かかる新株予約権の目的となる株式の数は、株式会社常陽銀行第5回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。

3 本株式交換契約別紙6の8をご参照ください。

4 （注）2と同じ理由により変動する可能性があります。

株式会社めぶきフィナンシャルグループ第4回新株予約権の内容

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）
新株予約権の目的となる株式の数	10,494株（注2）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円（注3）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	10,494円（注4）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	本効力発生日から平成53年7月20日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社常陽銀行 本店営業部</p>
新株予約権の行使の条件	本株式交換契約別紙8の10をご参照ください。
自己新株予約権の取得事由及び取得の条件	本株式交換契約別紙8の13をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	本株式交換契約別紙8の12をご参照ください。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式交換契約別紙8の14をご参照ください。

（注）1 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。

2 平成28年5月31日現在の株式会社常陽銀行第6回新株予約権の個数(8,970個)につき、割当対象者毎の新株予約権保有数に1.170を乗じ端数を切り捨てた数の合計を記載しております。ただし、かかる新株予約権の目的となる株式の数は、株式会社常陽銀行第6回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。

3 本株式交換契約別紙8の8をご参照ください。

4 （注）2と同じ理由により変動する可能性があります。

株式会社めぶきフィナンシャルグループ第5回新株予約権の内容

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）
新株予約権の目的となる株式の数	42,024株（注2）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円（注3）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	42,024円（注4）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額 に、行使請求に係る各新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別 記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額 とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金 及び資本準備金 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加 する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出さ れる資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる 1円未満の端数は、これを切り上げる。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本 準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定め る増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	本効力発生日から平成54年7月19日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、 取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社常陽銀行 本店営業部</p>
新株予約権の行使の条件	本株式交換契約別紙10の10をご参照ください。
自己新株予約権の取得事由及び取得 の条件	本株式交換契約別紙10の13をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	本株式交換契約別紙10の12をご参照ください。
代用払込みにに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	本株式交換契約別紙10の14をご参照ください。

（注）1 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。

2 平成28年5月31日現在の株式会社常陽銀行第7回新株予約権の個数(35,920個)につき、割当対象者毎の新株予約権保有数に1.170を乗じ端数を切り捨てた数の合計を記載しております。ただし、かかる新株予約権の目的となる株式の数は、株式会社常陽銀行第7回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。

3 本株式交換契約別紙10の8をご参照ください。

4 （注）2と同じ理由により変動する可能性があります。

株式会社めぶきフィナンシャルグループ第6回新株予約権の内容

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）
新株予約権の目的となる株式の数	15,267株（注2）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円（注3）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	15,267円（注4）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	本効力発生日から平成54年7月19日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社常陽銀行 本店営業部</p>
新株予約権の行使の条件	本株式交換契約別紙12の10をご参照ください。
自己新株予約権の取得事由及び取得の条件	本株式交換契約別紙12の13をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	本株式交換契約別紙12の12をご参照ください。
代用払込に関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式交換契約別紙12の14をご参照ください。

（注）1 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。

2 平成28年5月31日現在の株式会社常陽銀行第8回新株予約権の個数(13,050個)につき、割当対象者毎の新株予約権保有数に1.170を乗じ端数を切り捨てた数の合計を記載しております。ただし、かかる新株予約権の目的となる株式の数は、株式会社常陽銀行第8回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。

3 本株式交換契約別紙12の8をご参照ください。

4 （注）2と同じ理由により変動する可能性があります。

株式会社めぶきフィナンシャルグループ第7回新株予約権の内容

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）
新株予約権の目的となる株式の数	39,241株（注2）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円（注3）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	39,241円（注4）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	本効力発生日から平成55年7月18日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社常陽銀行 本店営業部</p>
新株予約権の行使の条件	本株式交換契約別紙14の10をご参照ください。
自己新株予約権の取得事由及び取得の条件	本株式交換契約別紙14の13をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	本株式交換契約別紙14の12をご参照ください。
代用払込みにに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式交換契約別紙14の14をご参照ください。

（注）1 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。

2 平成28年5月31日現在の株式会社常陽銀行第9回新株予約権の個数(33,541個)につき、割当対象者毎の新株予約権保有数に1.170を乗じ端数を切り捨てた数の合計を記載しております。ただし、かかる新株予約権の目的となる株式の数は、株式会社常陽銀行第9回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。

3 本株式交換契約別紙14の8をご参照ください。

4 （注）2と同じ理由により変動する可能性があります。

株式会社めぶきフィナンシャルグループ第8回新株予約権の内容

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）
新株予約権の目的となる株式の数	22,371株（注2）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円（注3）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	22,371円（注4）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	本効力発生日から平成55年7月18日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社常陽銀行 本店営業部</p>
新株予約権の行使の条件	本株式交換契約別紙16の10をご参照ください。
自己新株予約権の取得事由及び取得の条件	本株式交換契約別紙16の13をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	本株式交換契約別紙16の12をご参照ください。
代用払込に関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式交換契約別紙16の14をご参照ください。

（注）1 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。

2 平成28年5月31日現在の株式会社常陽銀行第10回新株予約権の個数(19,124個)につき、割当対象者毎の新株予約権保有数に1.170を乗じ端数を切り捨てた数の合計を記載しております。ただし、かかる新株予約権の目的となる株式の数は、株式会社常陽銀行第10回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。

3 本株式交換契約別紙16の8をご参照ください。

4 （注）2と同じ理由により変動する可能性があります。

株式会社めぶきフィナンシャルグループ第9回新株予約権の内容

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）
新株予約権の目的となる株式の数	40,656株（注2）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円（注3）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	40,656円（注4）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	本効力発生日から平成56年7月18日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社常陽銀行 本店営業部</p>
新株予約権の行使の条件	本株式交換契約別紙18の10をご参照ください。
自己新株予約権の取得事由及び取得の条件	本株式交換契約別紙18の13をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	本株式交換契約別紙18の12をご参照ください。
代用払込に関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式交換契約別紙18の14をご参照ください。

（注）1 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。

2 平成28年5月31日現在の株式会社常陽銀行第11回新株予約権の個数(34,752個)につき、割当対象者毎の新株予約権保有数に1.170を乗じ端数を切り捨てた数の合計を記載しております。ただし、かかる新株予約権の目的となる株式の数は、株式会社常陽銀行第11回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。

3 本株式交換契約別紙18の8をご参照ください。

4 （注）2と同じ理由により変動する可能性があります。

株式会社めぶきフィナンシャルグループ第10回新株予約権の内容

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）
新株予約権の目的となる株式の数	29,514株（注2）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円（注3）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	29,514円（注4）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額 に、行使請求に係る各新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別 記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額 とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金 及び資本準備金 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加 する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出さ れる資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる 1円未満の端数は、これを切り上げる。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本 準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定め る増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	本効力発生日から平成56年7月18日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、 取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社常陽銀行 本店営業部</p>
新株予約権の行使の条件	本株式交換契約別紙20の10をご参照ください。
自己新株予約権の取得事由及び取得 の条件	本株式交換契約別紙20の13をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	本株式交換契約別紙20の12をご参照ください。
代用払込みにに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	本株式交換契約別紙20の14をご参照ください。

（注）1 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。

2 平成28年5月31日現在の株式会社常陽銀行第12回新株予約権の個数(25,227個)につき、割当対象者毎の新株予約権保有数に1.170を乗じ端数を切り捨てた数の合計を記載しております。ただし、かかる新株予約権の目的となる株式の数は、株式会社常陽銀行第12回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。

3 本株式交換契約別紙20の8をご参照ください。

4 （注）2と同じ理由により変動する可能性があります。

株式会社めぶきフィナンシャルグループ第11回新株予約権の内容

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）
新株予約権の目的となる株式の数	40,041株（注2）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円（注3）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	40,041円（注4）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	本効力発生日から平成57年7月17日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社常陽銀行 本店営業部</p>
新株予約権の行使の条件	本株式交換契約別紙22の10をご参照ください。
自己新株予約権の取得事由及び取得の条件	本株式交換契約別紙22の13をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	本株式交換契約別紙22の12をご参照ください。
代用払込みにに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式交換契約別紙22の14をご参照ください。

（注）1 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。

2 平成28年5月31日現在の株式会社常陽銀行第13回新株予約権の個数(34,231個)につき、割当対象者毎の新株予約権保有数に1.170を乗じ端数を切り捨てた数の合計を記載しております。ただし、かかる新株予約権の目的となる株式の数は、株式会社常陽銀行第13回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。

3 本株式交換契約別紙22の8をご参照ください。

4 （注）2と同じ理由により変動する可能性があります。

株式会社めぶきフィナンシャルグループ第12回新株予約権の内容

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）
新株予約権の目的となる株式の数	33,294株（注2）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円（注3）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	33,294円（注4）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	本効力発生日から平成57年7月17日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社常陽銀行 本店営業部</p>
新株予約権の行使の条件	本株式交換契約別紙24の10をご参照ください。
自己新株予約権の取得事由及び取得の条件	本株式交換契約別紙24の13をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	本株式交換契約別紙24の12をご参照ください。
代用払込みにに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式交換契約別紙24の14をご参照ください。

（注）1 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。

2 平成28年5月31日現在の株式会社常陽銀行第14回新株予約権の個数(28,464個)につき、割当対象者毎の新株予約権保有数に1.170を乗じ端数を切り捨てた数の合計を記載しております。ただし、かかる新株予約権の目的となる株式の数は、株式会社常陽銀行第14回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。

3 本株式交換契約別紙24の8をご参照ください。

4 （注）2と同じ理由により変動する可能性があります。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）】

(新株予約権付社債に関する事項)

銘柄	株式会社めぶきフィナンシャルグループ2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（注1）
記名・無記名の別	記名式 本新株予約権付社債の社債権者は本新株予約権付社債券について、無記名式とすることを請求することができない。
券面総額又は振替社債の総額	3億米ドル及び代替新株予約権付社債券に係る社債の額面金額合計額を合計した額（注2）
各社債の金額	100,000米ドルの1種
発行価額の総額	3億米ドル及び代替新株予約権付社債券に係る社債の額面金額合計額を合計した額（注2）
発行価格	該当事項なし（注3）
利率（%）	本社債には利息は付さない。
利払日	該当事項なし
利息支払の方法	該当事項なし
償還期限	2019年4月24日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）
償還の方法	当社は、2019年4月24日（償還期限）に本社債の額面金額の100%で償還する。 なお、上記の満期償還日の償還のほか、クリーンアップ条項による繰上償還、税制変更による繰上償還、組織再編等による繰上償還、上場廃止等による繰上償還、スクイズアウトによる繰上償還、取得条項による取得後の消却、買入消却、債務不履行等による強制償還が行われる場合があります。詳細は、下記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約（2）株式交換契約の内容」に記載の株式交換契約 別紙26 株式会社めぶきフィナンシャルグループ2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の内容の「3.（4）」から「3.（7）」までをご参照下さい。
募集の方法	本株式交換の効力が生じる直前に残存する承継前新株予約権付社債の社債権者に対して、その保有する承継前新株予約権付社債に係る社債金額と同額の社債金額となる本社債を割り当てます。（注4）（注5）
申込証拠金（円）	該当事項なし
申込期間	該当事項なし
申込取扱場所	該当事項なし
払込期日	該当事項なし
振替機関	該当事項なし
担保	本新株予約権付社債には担保は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はありません。 なお、常陽銀行は、本社債の元金支払義務等につき保証します。
財務上の特約（担保提供制限）	担保設定制限が付与されます。
財務上の特約（その他の条項）	該当事項はありません。

(注) 1 本届出書に係る新株予約権付社債を、本届出書において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」といいます。

2 承継前新株予約権付社債についての社債に係る債務当初金3億米ドル及び代替新株予約権付社債券に係る社債の額面金額合計額を合計した額のうち、本株式交換の効力が生じる直前において未償還の金額となります。本届出書提出日において未確定であるため、平成28年5月31現在の承継前新株予約権付社債の残高を記載しております。なお、本効力発生日までに承継前新株予約権付社債の転換がなされること等により変動する可能性があります。

- 3 本新株予約権付社債は、本株式交換に伴い、当社が承継前新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者に割当交付するため、本社債の発行価格(募集価格)は該当ありません。
- 4 本新株予約権は、本株式交換に伴い、当社が、承継前新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者に対し付与する予定の株式会社めぶきフィナンシャルグループ2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権であり、また、本社債は、本株式交換に伴い、常陽銀行が承継対象前新株予約権付社債に付された社債の社債権者に対し負担する社債債務について、当社が承継するものであります。
- 5 本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場いたします。
- 6 信用格付業者から提供され、又は閲覧に供された信用格付はありません。

（新株予約権付社債に付与された新株予約権に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注1）
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の目的となる株式の種類及び内容は当社の発行する普通株式（以下「当社普通株式」という。）（単元株式数100株）とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を株式交換契約書（別紙26）の「2.（3）本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額」記載の転換価額で除した数とします。但し、本新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。
新株予約権の行使時の払込金額	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とします。転換価額は、当初、本株式交換により当社が常陽銀行の発行済株式の全部を取得する時点における承継前新株予約権付社債の転換価額を1.170で除したことにより算出される額に相当する額（但し、1セント未満は四捨五入します。）とします。詳細は、株式交換契約書（別紙26）の「2.（3）本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額」をご参照下さい。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	3億米ドル及び代替新株予約権付社債に係る社債の額面金額合計額を合計した額（注2）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額を、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とします。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。
新株予約権の行使期間	本効力発生日から2019年4月10日まで（行使請求受付場所現地時間）とします。詳細は、株式交換契約書（別紙26）の「2.（5）本新株予約権を行使することができる期間」をご参照下さい。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求受付場所 The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd., London Branch 2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙26）の「2.（6）その他の新株予約権の行使の条件」をご参照下さい。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	株式交換契約書（別紙26）の「3.（5）当社による本新株予約権付社債の取得」をご参照下さい。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債額面金額と同額とします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙26）の「2.（7）当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付」をご参照下さい。

（注）1 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。

2 承継前新株予約権付社債についての社債に係る債務当初金3億米ドル及び代替新株予約権付社債に係る社債の額面金額合計額を合計した額のうち、本株式交換の効力が生じる直前において未償還の金額となります。本届出書提出日において未確定であるため、平成28年5月31日現在の承継前新株予約権付社債の残高を記載しております。なお、本効力発生日までに承継前新株予約権付社債の転換がなされること等により変動する可能性があります。

3 各本社債に付された本新株予約権の数は1個とします。当社は、本株式交換に際して、基準時において承継前新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権に代わる新株予約権として、基準時における当該新株予約権の総数（平成28年5月31日現在の承継前新株予約権付社債に付された新株予約権の数は3,000個です。なお、本効力発生日までに承継前新株予約権付社債の転換がなされること等により変動する可能性があります。）と同数の、本新株予約権を発行し、承継前新株予約権付社債に付された新株予

約権 1 個につき、本新株予約権 1 個の割合をもって交付しますが、本届出書提出日において、本新株予約権の総数は、未確定です。

4 行使請求に係る効力発生時期

The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd., London Branch に本新株予約権付社債券及びその他行使請求に必要な書類が預託された日の24時（ロンドン時間）直前に本新株予約権の行使請求があったものとみなされ、したがって、本新株予約権の行使の効力は、かかる時刻（日本においては当該時刻に相当する翌暦日における時刻）に発生します。

5 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

3 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

該当事項はありません。

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

本届出書の対象となる新株予約権は、本株式交換に際して払込みなく発行されるものであり、新株予約権の発行自体による手取金は発生しません。また、新株予約権の行使による払込みは、新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使による払込み手取金の額は未定です。

また、本届出書の対象となる新株予約権付社債は、当社及び常陽銀行が、本株式交換後も承継前新株予約権付社債の権利者に従前と可及的に同等の権利を維持していただくために、承継前新株予約権付社債に付された新株予約権の内容及び株式交換比率を踏まえて、承継前新株予約権付社債と同等の内容にて当社の新株予約権付社債を定めた上で、承継前新株予約権付社債に付された新株予約権 1 個に対して、当社の新株予約権付社債に付された新株予約権 1 個を割当て交付することにしたものであり、新規発行による手取金は発生しません。

(2) 【手取金の使途】

上記「(1) 新規発行による手取金の額」に記載したとおり、本届出書の対象となる新株予約権は、本株式交換に際して払込みなく発行されるものであり、新株予約権の発行自体による手取金は発生しません。また、新株予約権の行使による資金の払込みは、新株予約権の割当てを受けた者の判断によるため、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。

また、上記「(1) 新規発行による手取金の額」に記載したとおり、本届出書の対象となる新株予約権付社債は、新規発行による手取金は発生しません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1 【組織再編成（公開買付け）の概要】

1 【組織再編成（公開買付け）の目的等】

(1) 本株式交換による経営統合の目的

常陽銀行と足利ホールディングスの統合によって新たに誕生する新金融グループは、常陽銀行と足利銀行が長年にわたり築いてきたお客さまとのリレーション、地域への深い理解を維持・深化させながら、経営統合により形成される広域ネットワーク等を活かし、総合金融サービスの進化と業務効率化を実現してまいります。これにより、地域のリーディングバンク同士の融合でしかなしえない、より利便性が高く、質の高い総合金融サービスを提供いたします。また、地域振興・創生のけん引役としての持続的成長と株主・市場の期待に応える企業価値の向上を図るとともに、役職員の活躍機会の拡大と職務への誇り・喜びを高めるなど、各ステークホルダーから高い評価が得られるグループを目指してまいります。さらに、こうした目指す姿を共有できる他の地域金融機関にも開かれた金融グループとしてまいります。

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

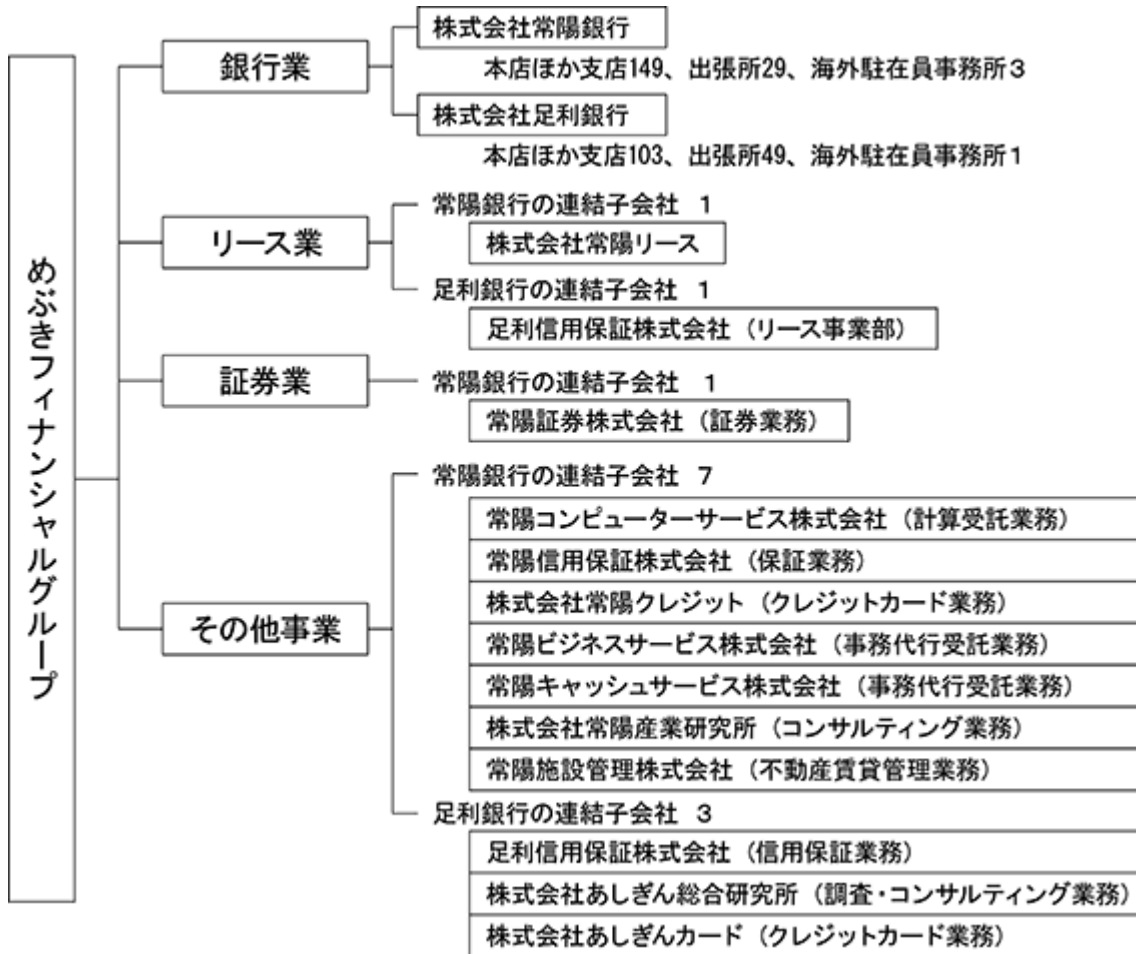
提出会社の企業集団の概要

ア 提出会社の概要

商号	株式会社めぶきフィナンシャルグループ		
事業内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理、及びこれに付帯関連する一切の業務		
本店所在地	東京都中央区八重洲二丁目7番2号		
代表者及び役員	代表取締役社長 代表取締役副社長 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役（監査等委員） 取締役（監査等委員） 取締役（監査等委員） 取締役（監査等委員） 取締役（監査等委員）	寺門 一義 松下 正直 村島 英嗣 加藤 潔 笹島 律夫 清水 和幸 西野 英文 寺門 好明 小野 訓啓 菊池 龍三郎 永沢 徹 清水 孝	（現 常陽銀行 取締役頭取） （現 足利ホールディングス 取締役兼代表執行役社長兼 足利銀行取締役兼代表執行役頭取） （現 常陽銀行 常務取締役） （現 足利銀行 専務執行役） （現 常陽銀行 常務取締役） （現 足利ホールディングス 執行役経営企画部長兼 足利銀行 常務執行役） （現 常陽銀行 常務執行役員） （現 常陽銀行 監査役） （現 足利ホールディングス 取締役 兼 足利銀行 取締役） （現 常陽銀行 社外取締役） （現 永沢総合法律事務所 代表弁護士） （現 早稲田大学大学院会計研究科教授）
	（注）取締役（監査等委員）菊池 龍三郎、永沢 徹及び清水 孝は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。		
資本金	117,495百万円		
純資産（連結）	未定（現時点では確定していません）		
総資産（連結）	未定（現時点では確定していません）		
決算期	3月31日		

イ 提出会社の企業集団の概要

経営統合後の企業集団の状況は以下のとおりです。



名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合(%)	当社との関係内容
(連結子会社)					
株式会社足利銀行	栃木県 宇都宮市	135,000	銀行業務	所有 100	経営管理 預金取引関係 金銭貸借関係 事務委託関係
足利信用保証 株式会社	栃木県 宇都宮市	50	信用保証業務	100 (100)	-
株式会社あしぎん 総合研究所	栃木県 宇都宮市	70	調査、コンサルティ ング、ソフトウェア 開発業務	100 (100)	-
株式会社あしぎん カード	栃木県 宇都宮市	30	クレジットカード業 務	100 (100)	-
株式会社常陽銀行	茨城県 水戸市	85,113	銀行業務	100	経営管理 預金取引関係 準消費貸借関係 事務委託関係
常陽コンピューター サービス株式会社	茨城県 水戸市	47.5	ソフトウェア開発業 務及び計算受託業務	100 (100)	-
株式会社常陽リース	茨城県 水戸市	100	リース業務	90 (90)	-
常陽信用保証 株式会社	茨城県 水戸市	30	信用保証業務	100 (100)	-
株式会社 常陽クレジット	茨城県 水戸市	100	クレジットカード業 務	100 (100)	-
常陽ビジネスサービ ス株式会社	茨城県 ひたちな か市	100	事務受託代行業務	100 (100)	-
株式会社 常陽産業研究所	茨城県 水戸市	100	調査、コンサルティ ング業務	100 (100)	-
常陽施設管理 株式会社	茨城県 水戸市	100	不動産賃貸業務等	100 (100)	-
常陽キャッシュ サービス株式会社	茨城県 水戸市	50	現金自動設備の保 守・管理業務	100 (100)	-
常陽証券株式会社	茨城県 水戸市	3,000	証券業務	100 (100)	-
(その他の関係会社)					
野村フィナンシャ ル・パートナーズ 株式会社	東京都 千代田区	10,884	投資事業	被所有 36.87	-
(その他の関係会社の 親会社)					
野村ホールディング ス株式会社	東京都 中央区	594,493	持株会社	被所有 36.87 (36.87)	-

- (注) 1 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する予定であるのは、株式会社足利銀行及び株式会社常陽銀行であります。
- 2 上記関係会社のうち、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社は株式会社常陽銀行及び野村ホールディングス株式会社であります。
- 3 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は、間接所有の割合(内書き)、又は間接被所有の割合(内書き)であります。
- 4 上記関係会社のうち、株式会社足利銀行は経常収益(連結会社相互間の内部経常収益を除く。)の連結経常収益に占める割合が10%を超えております。ただし、銀行業務セグメントの経常収益に占める当該連結子会社の経常収益(セグメント間の内部経常収益又は振替高を含む。)の割合が90%を超えているため、主要な損益情報等の記載は省略しております。

提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

ア 資本関係

本株式交換により、常陽銀行は当社の完全子会社になる予定です。

イ 役員の兼任関係

常陽銀行取締役頭取 寺門一義、常陽銀行常務取締役 村島英嗣、常陽銀行常務取締役 笹島律夫、常陽銀行常務執行役員 西野英文の4名が当社の取締役を兼任する予定です。

ウ 取引関係

経営管理、預金取引関係、準消費貸借関係、事務委託関係が想定されます。

2 【組織再編成（公開買付け）の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成（公開買付け）に係る契約】

(1) 株式交換契約の内容の概要

当社及び常陽銀行は、平成28年4月25日開催の両社の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、常陽銀行を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、本株式交換契約を締結いたしました。なお、当社及び常陽銀行は、それぞれ平成28年6月28日に開催予定の定時株主総会に、本株式交換に係る株式交換契約の締結に関する議案を付議する予定です。

本株式交換契約に基づき、常陽銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1.170株を割当交付いたします。また、本株式交換契約に基づき、常陽銀行の発行する株式会社常陽銀行第1回新株予約権1個に対して当社の第1回新株予約権1個を、常陽銀行の発行する株式会社常陽銀行第3回新株予約権1個に対して当社の第2回新株予約権1個を、常陽銀行の発行する株式会社常陽銀行第5回新株予約権1個に対して当社の第3回新株予約権1個を、常陽銀行の発行する株式会社常陽銀行第6回新株予約権1個に対して当社の第4回新株予約権1個を、常陽銀行の発行する株式会社常陽銀行第7回新株予約権1個に対して当社の第5回新株予約権1個を、常陽銀行の発行する株式会社常陽銀行第8回新株予約権1個に対して当社の第6回新株予約権1個を、常陽銀行の発行する株式会社常陽銀行第9回新株予約権1個に対して当社の第7回新株予約権1個を、常陽銀行の発行する株式会社常陽銀行第10回新株予約権1個に対して当社の第8回新株予約権1個を、常陽銀行の発行する株式会社常陽銀行第11回新株予約権1個に対して当社の第9回新株予約権1個を、常陽銀行の発行する株式会社常陽銀行第12回新株予約権1個に対して当社の第10回新株予約権1個を、常陽銀行の発行する株式会社常陽銀行第13回新株予約権1個に対して当社の第11回新株予約権1個を、常陽銀行の発行する株式会社常陽銀行第14回新株予約権1個に対して当社の第12回新株予約権1個を、それぞれ割当交付いたします。さらに、本株式交換契約に基づき、常陽銀行の2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権1個に対して当社の2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権1個を割当交付いたします。

本株式交換契約の詳細な内容は、下記(2)の「株式交換契約書」のとおりです。

(2) 株式交換契約の内容

株式交換契約書

株式会社常陽銀行（以下「甲」という。）及び株式会社足利ホールディングス（以下「乙」という。）は、甲乙間の株式交換に関し、平成28年4月25日（以下「本締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全子会社、乙を株式交換完全親会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、乙は、甲の発行済株式の全部を取得する。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

- (1) 甲： 株式交換完全子会社
商号： 株式会社常陽銀行
住所： 茨城県水戸市南町二丁目5番5号
- (2) 乙： 株式交換完全親会社
商号： 株式会社足利ホールディングス
住所： 栃木県宇都宮市桜四丁目1番25号

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

1. 乙は、本株式交換に際して、本株式交換により乙が甲の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株式を有する株主（但し、第9条に基づく甲

の自己株式の消却後の株主をいうものとし、乙を除く。以下本条において同じ。)に対し、その有する甲の普通株式の数の合計数に1.170を乗じて得た数の乙の普通株式を交付する。

2. 乙は、本株式交換に際して、基準時における甲の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株式を有する株主に対し、その有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1.170株の割合をもって、乙の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定にかかわらず、乙が甲の各株主に交付する乙の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、乙は、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第4条(本株式交換に際して交付する新株予約権及びその割当て並びに社債の承継)

1. 乙は、本株式交換に際して、以下の表1第1欄の から までに掲げる甲が発行している新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、それぞれ、基準時の甲の新株予約権原簿に記載又は記録された当該新株予約権の総数と同数の、同表第2欄の から までに掲げる乙の新株予約権を交付する。
2. 乙は、本株式交換に際して、基準時の甲の新株予約権原簿に記載又は記録された、以下の表1第1欄の から までに掲げる甲が発行している新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する以下の表1第1欄の から までに掲げる新株予約権1個につき、それぞれ、同表第2欄の から までに掲げる新株予約権1個を割り当てる。
3. 乙は、本株式交換に際して、以下の表2第1欄に掲げる甲が発行している新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、それぞれ、基準時の甲の新株予約権原簿に記載又は記録された当該新株予約権の総数と同数の、同表第2欄に掲げる乙の新株予約権を交付する。
4. 乙は、本株式交換に際して、基準時の甲の新株予約権原簿に記載又は記録された、以下の表2第1欄に掲げる甲が発行している新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する同表第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ、同表第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。
5. 乙は、本株式交換に際して、以下の表2第1欄に掲げる甲が発行している新株予約権付社債について、基準時の甲の社債原簿に記載又は記録された社債権者に対し甲が負担する社債債務を、同表第2欄に掲げる株式会社めびきフィナンシャルグループ2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債として承継するものとし、その承継に係る社債債務の額は、同表第3欄に掲げる額とする。
6. 本締結日以後本効力発生日(第6条に定める。)までの間、以下の表1及び表2の各第1欄に掲げる甲が発行している新株予約権及び新株予約権付社債に付された新株予約権が行使された場合には、第1項乃至第5項に規定した交付及び割当てに係る新株予約権及び承継される社債債務について、それぞれ、当該行使に係る新株予約権の数及び当該行使に際して払い込まれた社債の金額を、交付及び割当てに係る新株予約権並びに承継に係る社債債務額から減じるものとする。

表1

第1欄		第2欄	
名称	内容	名称	内容
株式会社常陽銀行第1回新株予約権	別紙1記載	株式会社めぶきフィナンシャルグループ第1回新株予約権	別紙2参照
株式会社常陽銀行第3回新株予約権	別紙3記載	株式会社めぶきフィナンシャルグループ第2回新株予約権	別紙4参照
株式会社常陽銀行第5回新株予約権	別紙5記載	株式会社めぶきフィナンシャルグループ第3回新株予約権	別紙6参照
株式会社常陽銀行第6回新株予約権	別紙7記載	株式会社めぶきフィナンシャルグループ第4回新株予約権	別紙8参照
株式会社常陽銀行第7回新株予約権	別紙9記載	株式会社めぶきフィナンシャルグループ第5回新株予約権	別紙10参照
株式会社常陽銀行第8回新株予約権	別紙11記載	株式会社めぶきフィナンシャルグループ第6回新株予約権	別紙12参照
株式会社常陽銀行第9回新株予約権	別紙13記載	株式会社めぶきフィナンシャルグループ第7回新株予約権	別紙14参照
株式会社常陽銀行第10回新株予約権	別紙15記載	株式会社めぶきフィナンシャルグループ第8回新株予約権	別紙16参照
株式会社常陽銀行第11回新株予約権	別紙17記載	株式会社めぶきフィナンシャルグループ第9回新株予約権	別紙18参照
株式会社常陽銀行第12回新株予約権	別紙19記載	株式会社めぶきフィナンシャルグループ第10回新株予約権	別紙20参照
株式会社常陽銀行第13回新株予約権	別紙21記載	株式会社めぶきフィナンシャルグループ第11回新株予約権	別紙22参照
株式会社常陽銀行第14回新株予約権	別紙23記載	株式会社めぶきフィナンシャルグループ第12回新株予約権	別紙24参照

表2

第1欄		第2欄		第3欄
名称	内容	名称	内容	社債債務額
株式会社常陽銀行2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債	別紙25記載	株式会社めぶきフィナンシャルグループ2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債	別紙26参照	3億米ドル

第5条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する乙の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 資本金：0円
- (2) 資本準備金：会社計算規則第39条の規定に従い乙が別途定める金額
- (3) 利益準備金：0円

第6条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成28年10月1日とする。但し、本株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第7条（株式交換契約の承認株主総会）

甲及び乙は、平成28年6月28日又は甲及び乙が別途合意する日に、それぞれ株主総会を開催し、本契約の承認に関する決議を求めるものとする。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本締結日以降本効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、過去の実務慣行に従い通常の業務の範囲内でその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、自らの子会社をして行わせるとともに、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、自らの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行わず、かつ、自らの子会社をしてかかる行為を行わせてはならない。

第9条（自己株式の消却）

甲は、基準時の直前時までに甲が有することとなる自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る買取りによって取得する自己株式を含む。）の全部を、本効力発生日の前日までに開催する甲の取締役会決議により、当該株式買取請求に係る株式の買取りの効力発生後、基準時の直前時において、消却するものとする。

第10条（定款の変更及び取締役の選任）

1. 乙は、第7条に定める乙の株主総会において、本株式交換の効力発生を停止条件として乙の定款を本効力発生日付で別紙27のとおり変更する旨の議案を上程し、その承認の決議を求めるものとする。但し、乙は、予め甲と協議し合意のうえ、別紙27記載の定款変更案を変更することができる。
2. 乙は、第7条に定める乙の株主総会において、前項に規定する定款変更案の効力発生を停止条件として、別紙28第1項記載の者を本効力発生日付で乙の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任する旨の議案、及び別紙28第2項記載の者を本効力発生日付で乙の監査等委員である取締役に選任する旨の議案をそれぞれ上程し、その承認の決議を求めるものとする。但し、乙は、予め甲と協議し合意のうえ、別紙28記載の取締役選任議案を変更することができる。

第11条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙のいずれかの事業、財務状態、経営成績若しくは本株式交換の比率に重大な悪影響を及ぼすおそれのある事象、本株式交換の目的の達成が著しく困難となり若しくは困難となる可能性のある事象、又は本株式交換の実施に重大な悪影響を与える可能性のある事象が発生又は判明した場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第12条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、第7条に定める甲若しくは乙の株主総会の決議による本契約の承認が得られなかった場合又は第10条に定める乙の株主総会による定款変更の承認若しくは取締役選任議案の承認が得られなかった場合は、その効力を失う。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者は、それぞれ署名又は記名捺印の上、各1通ずつを保有する。

平成28年4月25日

甲：茨城県水戸市南町二丁目5番5号
株式会社常陽銀行
取締役頭取 寺門 一義

乙：栃木県宇都宮市桜四丁目1番25号
株式会社足利ホールディングス
代表執行役社長 松下 正直

株式会社常陽銀行第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社常陽銀行第1回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。

なお、付与株式数は、下記5.に定める新株予約権を割り当てる日後、当行が株式分割(当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

但し、付与株式数の調整を行った結果、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に1株未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当行株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 新株予約権の割当てを受ける者

当行取締役 10名

4. 新株予約権の払込金額(発行価額)の算定方法

各新株予約権の払込金額(発行価額)は、以下の d_1 の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

1株当たりのオプション価格(C)

株価(S):平成21年8月21日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)

行使価格(X):1円

予想残存期間(t):6年

ボラティリティ(σ):6年間(平成15年8月22日から平成21年8月21日まで)の各取引日における当行普通株式の普通取引の終値に基づき算出

無リスクの利子率(r):残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り(λ):直近年度の配当総額÷上記で定める株価

標準正規分布の累積分布関数(N(\cdot))

5. 新株予約権を割り当てる日

平成21年8月24日

6. 新株予約権と引換えにする金銭の払込み期日

平成21年8月24日

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

8. 新株予約権を行使することができる期間

平成21年8月25日から平成51年8月24日まで

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要する。

10. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当行の取締役の地位にある場合においても、平成50年8月25日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。但し、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。

上記、に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記13.に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

- ・ 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は、当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）
当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間
各新株予約権の一部行使はできないものとする。
その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

11. 新株予約権の取得の事由及び条件

以下の、、又はの議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。

当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

当行が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要すること又は当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

12. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

13. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以

上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「8. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれが遅い日から、上記「8. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「12. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

上記「11. 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

14. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数の端数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

15. 規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当行が適切と考える方法により、これを変更できるものとする。

以上

(別紙2)

株式会社めびきフィナンシャルグループ第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社めびきフィナンシャルグループ第1回新株予約権

2. 新株予約権の総数

本株式交換(契約書本文で定義する。)により当社が株式会社常陽銀行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時の株式会社常陽銀行の新株予約権原簿に記載又は記録された株式会社常陽銀行第1回新株予約権(別紙1)の総数と同数とする。

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1,170株とする。

なお、付与株式数は、下記6. に定める新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

但し、付与株式数の調整を行った結果、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に1株未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

4. 新株予約権の割当てを受ける者

株式会社常陽銀行第1回新株予約権の新株予約権者

5. 新株予約権の払込金額（発行価額）の算定方法

金銭の払込みを要しない。

6. 新株予約権を割り当てる日

本効力発生日（契約書本文で定義する。以下同じ。）

7. 新株予約権と引換えにする金銭の払込み期日

該当なし。

8. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

9. 新株予約権を行使することができる期間

本効力発生日から平成51年8月24日まで

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

11. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、株式会社常陽銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が株式会社常陽銀行の取締役の地位にある場合においても、平成50年8月25日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。但し、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。

上記、に問わず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記14. に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

- ・ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議、会社法第399条の13第5項及び第6項の規定に従い委任された取締役の決定又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）

当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

12. 新株予約権の取得の事由及び条件

以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議、会社法第399条の13第5項及び第6項の規定に従い委任された取締役の決定又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

13. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

14. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再

編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「9. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「9. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「13. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

上記「12. 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

15. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数の1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

16. 規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、これを変更できるものとする。

以上

(別紙3)

株式会社常陽銀行第3回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社常陽銀行第3回新株予約権

2. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数

当行取締役 10名

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。

なお、付与株式数は、下記5. に定める新株予約権を割り当てる日後、当行が株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

但し、付与株式数の調整を行った結果、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に1株未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当行株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

4. 新株予約権の払込金額（発行価額）の算定方法

各新株予約権の払込金額（発行価額）は、以下の C の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-rt} N(d_1) - e^{-rt} XN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

1株当たりのオプション価格（C）

株価（S）：平成22年7月20日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

行使価格（X）：1円

予想残存期間（t）：6年

ボラティリティ（ σ ）：6年間（平成16年7月21日から平成22年7月20日まで）の各取引日における当行普通株式の普通取引の終値に基づき算出

無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り（ λ ）：直近年度の配当総額÷上記で定める株価

標準正規分布の累積分布関数（N（ \cdot ））

5．新株予約権を割り当てる日

平成22年7月21日

6．新株予約権と引換えにする金銭の払込み期日

平成22年7月21日

7．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

8．新株予約権を行使することができる期間

平成22年7月22日から平成52年7月21日まで

9．新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当行の取締役の地位にある場合においても、平成51年7月22日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。但し、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。

上記、に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記13．に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

- ・ 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は、当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）

当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

10．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要する。

12. 新株予約権の取得の事由及び条件

以下の、
、
、
又はの議案につき当行株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。

当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

当行が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要すること又は当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

13. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当行が、合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「8. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれが遅い日から、上記「8. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

上記「12. 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

14. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い
新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
15. 新株予約権証券の発行
新株予約権証券は発行しない。
16. 規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い
規定の読み替えその他の措置が必要となる場合は、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当行が適切と考える方法により、これを変更できるものとする。

以上

（別紙4）

株式会社めびきフィナンシャルグループ第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称
株式会社めびきフィナンシャルグループ第2回新株予約権
2. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数
株式会社常陽銀行第3回新株予約権の新株予約権者
3. 新株予約権の総数
本株式交換（契約書本文で定義する。）により当社が株式会社常陽銀行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時の株式会社常陽銀行の新株予約権原簿に記載又は記録された株式会社常陽銀行第3回新株予約権（別紙3）の総数と同数とする。
4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1,170株とする。
なお、付与株式数は、下記6. に定める新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

但し、付与株式数の調整を行った結果、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に1株未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。
また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
5. 新株予約権の払込金額（発行価額）の算定方法
金銭の払込みを要しない。
6. 新株予約権を割り当てる日
本効力発生日（契約書本文で定義する。以下同じ。）
7. 新株予約権と引換えにする金銭の払込み期日

該当なし。

8．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

9．新株予約権を行使することができる期間

本効力発生日から平成52年7月21日まで

10．新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、株式会社常陽銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が株式会社常陽銀行の取締役の地位にある場合においても、平成51年7月22日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。但し、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。

上記、に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記14．に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

- ・ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議、会社法第399条の13第5項及び第6項の規定に従い委任された取締役の決定又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）

当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

11．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

12．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

13．新株予約権の取得の事由及び条件

以下の、、、又はの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議、会社法第399条の13第5項及び第6項の規定に従い委任された取締役の決定又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

14. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「9. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「9. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

上記「13. 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

15. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数の端数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

16. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しない。

17. 規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、これを変更できるものとする。

以上

（別紙5）

株式会社常陽銀行第5回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社常陽銀行第5回新株予約権

2. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数

当行取締役 10名

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。

なお、付与株式数は、下記5. に定める新株予約権を割り当てる日後、当行が株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

但し、付与株式数の調整を行った結果、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に1株未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当行株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

4. 新株予約権の払込金額（発行価額）の算定方法

各新株予約権の払込金額（発行価額）は、以下の d_1 の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} XN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

1株当たりのオプション価格（C）

株価（S）：平成23年7月19日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

行使価格（X）：1円

予想残存期間（t）：6年

ボラティリティ（ σ ）：6年間（平成17年7月20日から平成23年7月19日まで）の各取引日における当行普通株式の普通取引の終値に基づき算出

無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り（ λ ）：直近年度の配当総額÷上記で定める株価

標準正規分布の累積分布関数（N（ \cdot ））

5. 新株予約権を割り当てる日

平成23年7月20日

6. 新株予約権と引換えにする金銭の払込み期日

平成23年7月20日

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

8．新株予約権を行使することができる期間

平成23年7月21日から平成53年7月20日まで

9．新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当行の取締役の地位にある場合においても、平成52年7月21日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。但し、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。

上記、に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記13．に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

- ・ 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は、当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）

当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

10．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要する。

12．新株予約権の取得の事由及び条件

以下の、、又はの議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。

当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

当行が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要すること又は当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

13．組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法

第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「8. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「8. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

上記「12. 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

14. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

15. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しない。

16. 規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当行が適切と考える方法により、これを変更できるものとする。

以上

(別紙6)

株式会社めびきフィナンシャルグループ第3回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社めびきフィナンシャルグループ第3回新株予約権

2. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数

株式会社常陽銀行第5回新株予約権の新株予約権者

3. 新株予約権の総数

本株式交換(契約書本文で定義する。)により当社が株式会社常陽銀行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時の株式会社常陽銀行の新株予約権原簿に記載又は記録された株式会社常陽銀行第5回新株予約権(別紙5)の総数と同数とする。

4．新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1,170株とする。

なお、付与株式数は、下記6．に定める新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

但し、付与株式数の調整を行った結果、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に1株未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

5．新株予約権の払込金額（発行価額）の算定方法

金銭の払込みを要しない。

6．新株予約権を割り当てる日

本効力発生日（契約書本文で定義する。以下同じ。）

7．新株予約権と引換えにする金銭の払込み期日

該当なし。

8．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

9．新株予約権を行使することができる期間

本効力発生日から平成53年7月20日まで

10．新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、株式会社常陽銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が株式会社常陽銀行の取締役の地位にある場合においても、平成52年7月21日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。但し、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。

上記、に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記14．に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

- ・ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議、会社法第399条の13第5項及び第6項の規定に従い委任された取締役の決定又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）

当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

13. 新株予約権の取得の事由及び条件

以下の、
、
、
又は
の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議、会社法第399条の13第5項及び第6項の規定に従い委任された取締役の決定又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

14. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「9. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれが遅い日から、上記「9. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「11．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

上記「13．新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

15．新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数の1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

16．新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しない。

17．規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

規定の読み替えその他の措置が必要となる場合は、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、これを変更できるものとする。

以上

（別紙7）

株式会社常陽銀行第6回新株予約権の内容

1．新株予約権の名称

株式会社常陽銀行第6回新株予約権

2．新株予約権の割当ての対象者及びその人数

当行執行役員 13名

3．新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。

なお、付与株式数は、下記5．に定める新株予約権を割り当てる日後、当行が株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

但し、付与株式数の調整を行った結果、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に1株未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当行株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

4．新株予約権の払込金額（発行価額）の算定方法

各新株予約権の払込金額（発行価額）は、以下の C の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} XN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

1株当たりのオプション価格（C）

株価（S）：平成23年7月19日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

行使価格（X）：1円

予想残存期間（t）：3年

ボラティリティ（ σ ）：3年間（平成20年7月20日から平成23年7月19日まで）の各取引日における当行普通株式の普通取引の終値に基づき算出

無リスクの利率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率

配当利回り（ λ ）：直近年度の配当総額÷上記で定める株価

標準正規分布の累積分布関数（N（ \cdot ））

5．新株予約権を割り当てる日

平成23年7月20日

6．新株予約権と引換えにする金銭の払込み期日

平成23年7月20日

7．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

8．新株予約権を行使することができる期間

平成23年7月21日から平成53年7月20日まで

9．新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当行の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当行の執行役員の地位にある場合においても、平成52年7月21日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。但し、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。

上記、に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記13．に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

- ・ 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は、当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）

当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

10．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要する。

12. 新株予約権の取得の事由及び条件

以下の 、 、 、 又は の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。

当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

当行が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要すること又は当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

13. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「8. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「8. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

上記「12. 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

14．新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数の1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

15．新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しない。

16．規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

規定の読み替えその他の措置が必要となる場合は、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当行が適切と考える方法により、これを変更できるものとする。

以上

（別紙8）

株式会社めぶきフィナンシャルグループ第4回新株予約権の内容

1．新株予約権の名称

株式会社めぶきフィナンシャルグループ第4回新株予約権

2．新株予約権の割当ての対象者及びその人数

株式会社常陽銀行第6回新株予約権の新株予約権者

3．新株予約権の総数

本株式交換（契約書本文で定義する。）により当社が株式会社常陽銀行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時の株式会社常陽銀行の新株予約権原簿に記載又は記録された株式会社常陽銀行第6回新株予約権（別紙7）の総数と同数とする。

4．新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1,170株とする。

なお、付与株式数は、下記6．に定める新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

但し、付与株式数の調整を行った結果、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に1株未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

5．新株予約権の払込金額（発行価額）の算定方法

金銭の払込みを要しない。

6．新株予約権を割り当てる日

本効力発生日（契約書本文で定義する。以下同じ。）

7．新株予約権と引換えにする金銭の払込み期日

該当なし。

8．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

9．新株予約権を行使することができる期間

本効力発生日から平成53年7月20日まで

10．新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、株式会社常陽銀行の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が株式会社常陽銀行の執行役員の地位にある場合においても、平成52年7月21日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。但し、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。

上記、に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記14．に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

- ・ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議、会社法第399条の13第5項及び第6項の規定に従い委任された取締役の決定又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）

当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

11．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

12．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

13．新株予約権の取得の事由及び条件

以下の、、、又はの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議、会社法第399条の13第5項及び第6項の規定に従い委任された取締役の決定又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

14．組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「9. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれが遅い日から、上記「9. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

上記「13. 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

15. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数の端数に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

16. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しない。

17. 規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

規定の読み替えその他の措置が必要となる場合は、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、これを変更できるものとする。

以上

(別紙9)

株式会社常陽銀行第7回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社常陽銀行第7回新株予約権

2. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数

当行取締役 10名

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。

なお、付与株式数は、下記5. に定める新株予約権を割り当てる日後、当行が株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

但し、付与株式数の調整を行った結果、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に1株未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当行株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

4. 新株予約権の払込金額（発行価額）の算定方法

各新株予約権の払込金額（発行価額）は、以下の d_1 の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} XN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

1株当たりのオプション価格（C）

株価（S）：平成24年7月18日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

行使価格（X）：1円

予想残存期間（t）：6年

ボラティリティ（ σ ）：6年間（平成18年7月19日から平成24年7月18日まで）の各取引日における当行普通株式の普通取引の終値に基づき算出

無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り（ λ ）：直近年度の配当総額 ÷ 上記 で定める株価

標準正規分布の累積分布関数（N（ \cdot ））

5. 新株予約権を割り当てる日

平成24年7月19日

6. 新株予約権と引換えにする金銭の払込み期日

平成24年7月19日

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

8. 新株予約権を行使することができる期間

平成24年7月20日から平成54年7月19日まで

9. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当行の取締役の地位にある場合においても、平成53年7月20日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。但し、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。

上記、に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記13.に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

- ・ 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は、当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）
当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間
各新株予約権の一部行使はできないものとする。
その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要する。

12. 新株予約権の取得の事由及び条件

以下の、、又はの議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。

当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

当行が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要すること又は当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

13. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ

交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「8. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれが遅い日から、上記「8. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

上記「12. 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

14. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

15. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しない。

16. 規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当行が適切と考える方法により、これを変更できるものとする。

以上

(別紙10)

株式会社めびきフィナンシャルグループ第5回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社めびきフィナンシャルグループ第5回新株予約権

2. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数

株式会社常陽銀行第7回新株予約権の新株予約権者

3. 新株予約権の総数

本株式交換(契約書本文で定義する。)により当社が株式会社常陽銀行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時の株式会社常陽銀行の新株予約権原簿に記載又は記録された株式会社常陽銀行第7回新株予約権(別紙9)の総数と同数とする。

4．新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1,170株とする。

なお、付与株式数は、下記6．に定める新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

但し、付与株式数の調整を行った結果、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に1株未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

5．新株予約権の払込金額（発行価額）の算定方法

金銭の払込みを要しない。

6．新株予約権を割り当てる日

本効力発生日（契約書本文で定義する。以下同じ。）

7．新株予約権と引換えにする金銭の払込み期日

該当なし。

8．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

9．新株予約権を行使することができる期間

本効力発生日から平成54年7月19日まで

10．新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、株式会社常陽銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が株式会社常陽銀行の取締役の地位にある場合においても、平成53年7月20日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。但し、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。

上記、に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記14．に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

- ・ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議、会社法第399条の13第5項及び第6項の規定に従い委任された取締役の決定又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）

当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

13. 新株予約権の取得の事由及び条件

以下の、
、
、又はの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議、会社法第399条の13第5項及び第6項の規定に従い委任された取締役の決定又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

14. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「9. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれが遅い日から、上記「9. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「11．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

上記「13．新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

15．新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

16．新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しない。

17．規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

規定の読み替えその他の措置が必要となる場合は、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、これを変更できるものとする。

以上

（別紙11）

株式会社常陽銀行第8回新株予約権の内容

1．新株予約権の名称

株式会社常陽銀行第8回新株予約権

2．新株予約権の割当ての対象者及びその人数

当行執行役員 16名

3．新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。

なお、付与株式数は、下記5．に定める新株予約権を割り当てる日後、当行が株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

但し、付与株式数の調整を行った結果、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に1株未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当行株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

4．新株予約権の払込金額（発行価額）の算定方法

各新株予約権の払込金額（発行価額）は、以下の C の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} XN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

1株当たりのオプション価格（C）

株価（S）：平成24年7月18日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

行使価格（X）：1円

予想残存期間（t）：3年

ボラティリティ（ σ ）：3年間（平成21年7月19日から平成24年7月18日まで）の各取引日における当行普通株式の普通取引の終値に基づき算出

無リスクの利率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率

配当利回り（ λ ）：直近年度の配当総額÷上記で定める株価

標準正規分布の累積分布関数（N（ \cdot ））

5．新株予約権を割り当てる日

平成24年7月19日

6．新株予約権と引換えにする金銭の払込み期日

平成24年7月19日

7．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

8．新株予約権を行使することができる期間

平成24年7月20日から平成54年7月19日まで

9．新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当行の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当行の執行役員の地位にある場合においても、平成53年7月20日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。但し、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。

上記、に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記13．に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

- ・ 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は、当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）

当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

10．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要する。

12. 新株予約権の取得の事由及び条件

以下の 、 、 、 又は の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。

当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

当行が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要すること又は当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

13. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「8. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「8. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

上記「12. 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

14. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数の端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

15. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しない。

16. 規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

規定の読み替えその他の措置が必要となる場合は、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当行が適切と考える方法により、これを変更できるものとする。

以上

（別紙12）

株式会社めぶきフィナンシャルグループ第6回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社めぶきフィナンシャルグループ第6回新株予約権

2. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数

株式会社常陽銀行第8回新株予約権の新株予約権者

3. 新株予約権の総数

本株式交換（契約書本文で定義する。）により当社が株式会社常陽銀行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時の株式会社常陽銀行の新株予約権原簿に記載又は記録された株式会社常陽銀行第8回新株予約権（別紙11）の総数と同数とする。

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1,170株とする。

なお、付与株式数は、下記6. に定める新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

但し、付与株式数の調整を行った結果、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に1株未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

5. 新株予約権の払込金額（発行価額）の算定方法

金銭の払込みを要しない。

6. 新株予約権を割り当てる日

本効力発生日（契約書本文で定義する。以下同じ。）

7. 新株予約権と引換えにする金銭の払込み期日

該当なし。

8．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

9．新株予約権を行使することができる期間

本効力発生日から平成54年7月19日まで

10．新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、株式会社常陽銀行の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が株式会社常陽銀行の執行役員の地位にある場合においても、平成53年7月20日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。但し、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。

上記、に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記14．に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

- ・ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議、会社法第399条の13第5項及び第6項の規定に従い委任された取締役の決定又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）

当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

11．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

12．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

13．新株予約権の取得の事由及び条件

以下の、、、又はの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議、会社法第399条の13第5項及び第6項の規定に従い委任された取締役の決定又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

14．組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「9. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれが遅い日から、上記「9. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

上記「13. 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

15. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数の端数に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

16. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しない。

17. 規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

規定の読み替えその他の措置が必要となる場合は、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、これを変更できるものとする。

以上

(別紙13)

株式会社常陽銀行第9回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社常陽銀行第9回新株予約権

2. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数

当行取締役 10名

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。

なお、付与株式数は、下記5. に定める新株予約権を割り当てる日後、当行が株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

但し、付与株式数の調整を行った結果、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に1株未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当行株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

4. 新株予約権の払込金額（発行価額）の算定方法

各新株予約権の払込金額（発行価額）は、以下の d_1 の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} XN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

1株当たりのオプション価格（C）

株価（S）：平成25年7月17日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

行使価格（X）：1円

予想残存期間（t）：6年

ボラティリティ（ σ ）：6年間（平成19年7月18日から平成25年7月17日まで）の各取引日における当行普通株式の普通取引の終値に基づき算出

無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り（ λ ）：直近年度の配当総額 ÷ 上記 で定める株価

標準正規分布の累積分布関数（N（ \cdot ））

5. 新株予約権を割り当てる日

平成25年7月18日

6. 新株予約権と引換えにする金銭の払込み期日

平成25年7月18日

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

8. 新株予約権を行使することができる期間

平成25年7月19日から平成55年7月18日まで

9. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当行の取締役の地位にある場合においても、平成54年7月19日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。但し、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。

上記、に問わず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記13.に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

- ・ 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は、当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）
当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間
各新株予約権の一部行使はできないものとする。
その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要する。

12. 新株予約権の取得の事由及び条件

以下の、、又はの議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。

当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

当行が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要すること又は当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

13. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ

交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「8. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれが遅い日から、上記「8. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

上記「12. 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

14. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数の1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

15. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しない。

16. 規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当行が適切と考える方法により、これを変更できるものとする。

以上

(別紙14)

株式会社めびきフィナンシャルグループ第7回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社めびきフィナンシャルグループ第7回新株予約権

2. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数

株式会社常陽銀行第9回新株予約権の新株予約権者

3. 新株予約権の総数

本株式交換(契約書本文で定義する。)により当社が株式会社常陽銀行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時の株式会社常陽銀行の新株予約権原簿に記載又は記録された株式会社常陽銀行第9回新株予約権(別紙13)の総数と同数とする。

4．新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1,170株とする。

なお、付与株式数は、下記6．に定める新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

但し、付与株式数の調整を行った結果、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に1株未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

5．新株予約権の払込金額（発行価額）の算定方法

金銭の払込みを要しない。

6．新株予約権を割り当てる日

本効力発生日（契約書本文で定義する。以下同じ。）

7．新株予約権と引換えにする金銭の払込み期日

該当なし。

8．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

9．新株予約権を行使することができる期間

本効力発生日から平成55年7月18日まで

10．新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、株式会社常陽銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が株式会社常陽銀行の取締役の地位にある場合においても、平成54年7月19日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。但し、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。

上記、に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記14．に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

- ・ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議、会社法第399条の13第5項及び第6項の規定に従い委任された取締役の決定又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）

当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

13. 新株予約権の取得の事由及び条件

以下の、
、
、
又は
の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議、会社法第399条の13第5項及び第6項の規定に従い委任された取締役の決定又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

14. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「9. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「9. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「11．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

上記「13．新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

15．新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数の1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

16．新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しない。

17．規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

規定の読み替えその他の措置が必要となる場合は、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、これを変更できるものとする。

以上

（別紙15）

株式会社常陽銀行第10回新株予約権の内容

1．新株予約権の名称

株式会社常陽銀行第10回新株予約権

2．新株予約権の割当ての対象者及びその人数

当行執行役員 15名

3．新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。

なお、付与株式数は、下記5．に定める新株予約権を割り当てる日後、当行が株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

但し、付与株式数の調整を行った結果、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に1株未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当行株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

4．新株予約権の払込金額（発行価額）の算定方法

各新株予約権の払込金額（発行価額）は、以下の C の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-rt}N(d_1) - e^{-rt}KN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

1株当たりのオプション価格（C）

株価（S）：平成25年7月17日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

行使価格（X）：1円

予想残存期間（t）：3年

ボラティリティ（ σ ）：3年間（平成22年7月18日から平成25年7月17日まで）の各取引日における当行普通株式の普通取引の終値に基づき算出

無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り（ λ ）：直近年度の配当総額÷上記で定める株価

標準正規分布の累積分布関数（N（ \cdot ））

5．新株予約権を割り当てる日

平成25年7月18日

6．新株予約権と引換えにする金銭の払込み期日

平成25年7月18日

7．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

8．新株予約権を行使することができる期間

平成25年7月19日から平成55年7月18日まで

9．新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当行の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当行の執行役員の地位にある場合においても、平成54年7月19日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。但し、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。

上記、に問わず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記13．に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

- ・ 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は、当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）

当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

10．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要する。

12. 新株予約権の取得の事由及び条件

以下の 、 、 、 又は の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。

当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

当行が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要すること又は当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

13. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「8. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「8. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

上記「12. 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

14. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い
新株予約権の行使により交付する株式の数の1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
15. 新株予約権証券の発行
新株予約権証券は発行しない。
16. 規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い
規定の読み替えその他の措置が必要となる場合は、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当行が適切と考える方法により、これを変更できるものとする。

以上

（別紙16）

株式会社めぶきフィナンシャルグループ第8回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称
株式会社めぶきフィナンシャルグループ第8回新株予約権
2. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数
株式会社常陽銀行第10回新株予約権の新株予約権者
3. 新株予約権の総数
本株式交換（契約書本文で定義する。）により当社が株式会社常陽銀行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時の株式会社常陽銀行の新株予約権原簿に記載又は記録された株式会社常陽銀行第10回新株予約権（別紙15）の総数と同数とする。
4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1,170株とする。
なお、付与株式数は、下記6. に定める新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

但し、付与株式数の調整を行った結果、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に1株未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。
また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
5. 新株予約権の払込金額（発行価額）の算定方法
金銭の払込みを要しない。
6. 新株予約権を割り当てる日
本効力発生日（契約書本文で定義する。以下同じ。）
7. 新株予約権と引換えにする金銭の払込み期日
該当なし。

8．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

9．新株予約権を行使することができる期間

本効力発生日から平成55年7月18日まで

10．新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、株式会社常陽銀行の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が株式会社常陽銀行の執行役員の地位にある場合においても、平成54年7月19日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。但し、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。

上記、に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記14．に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

- ・ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議、会社法第399条の13第5項及び第6項の規定に従い委任された取締役の決定又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）

当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

11．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

12．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

13．新株予約権の取得の事由及び条件

以下の、、、又はの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議、会社法第399条の13第5項及び第6項の規定に従い委任された取締役の決定又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

14．組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「9. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれが遅い日から、上記「9. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

上記「13. 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

15. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

16. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しない。

17. 規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、これを変更できるものとする。

以上

(別紙17)

株式会社常陽銀行第11回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社常陽銀行第11回新株予約権

2. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数

当行取締役 10名

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。

なお、付与株式数は、下記5. に定める新株予約権を割り当てる日後、当行が株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

但し、付与株式数の調整を行った結果、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に1株未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当行株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

4. 新株予約権の払込金額（発行価額）の算定方法

各新株予約権の払込金額（発行価額）は、以下の d_1 の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} XN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

1株当たりのオプション価格（C）

株価（S）：平成26年7月17日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

行使価格（X）：1円

予想残存期間（t）：6年

ボラティリティ（ σ ）：6年間（平成20年7月18日から平成26年7月17日まで）の各取引日における当行普通株式の普通取引の終値に基づき算出

無リスクの利率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率

配当利回り（ λ ）：1株当たりの配当金（過去12ヶ月の実績配当金）÷上記 d_1 で定める株価
標準正規分布の累積分布関数（N（ \cdot ））

5. 新株予約権を割り当てる日

平成26年7月18日

6. 新株予約権と引換えにする金銭の払込み期日

平成26年7月18日

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

8. 新株予約権を行使することができる期間

平成26年7月19日から平成56年7月18日まで

9. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当行の取締役の地位にある場合においても、平成55年7月19日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。但し、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。

上記、に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記13.に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

- ・ 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は、当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）
当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間
各新株予約権の一部行使はできないものとする。
その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要する。

12. 新株予約権の取得の事由及び条件

以下の、、又はの議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。

当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

当行が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要すること又は当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

13. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行

するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「8. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「8. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

上記「12. 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

14. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数の1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

15. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しない。

16. 規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当行が適切と考える方法により、これを変更できるものとする。

以上

(別紙18)

株式会社めびきフィナンシャルグループ第9回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社めびきフィナンシャルグループ第9回新株予約権

2. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数

株式会社常陽銀行第11回新株予約権の新株予約権者

3. 新株予約権の総数

本株式交換(契約書本文で定義する。)により当社が株式会社常陽銀行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時の株式会社常陽銀行の新株予約権原簿に記載又は記録された株式会社常陽銀行第11回新株予約権(別紙17)の総数と同数とする。

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1,170株とする。

なお、付与株式数は、下記6.に定める新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

但し、付与株式数の調整を行った結果、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に1株未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

5. 新株予約権の払込金額(発行価額)の算定方法

金銭の払込みを要しない。

6. 新株予約権を割り当てる日

本効力発生日(契約書本文で定義する。以下同じ。)

7. 新株予約権と引換えにする金銭の払込み期日

該当なし。

8. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

9. 新株予約権を行使することができる期間

本効力発生日から平成56年7月18日まで

10. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、株式会社常陽銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が株式会社常陽銀行の取締役の地位にある場合においても、平成55年7月19日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。但し、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約(以下「新株予約権割当契約」という。)に定める条件による。

上記、に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記14.に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

- ・ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議、会社法第399条の13第5項及び第6項の規定に従い委任された取締役の決定又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)

当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

13. 新株予約権の取得の事由及び条件

以下の、
、
、
又はの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議、会社法第399条の13第5項及び第6項の規定に従い委任された取締役の決定又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

14. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「9. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「9. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「11．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

上記「13．新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

15．新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数の1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

16．新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しない。

17．規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

規定の読み替えその他の措置が必要となる場合は、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、これを変更できるものとする。

以上

（別紙19）

株式会社常陽銀行第12回新株予約権の内容

1．新株予約権の名称

株式会社常陽銀行第12回新株予約権

2．新株予約権の割当ての対象者及びその人数

当行執行役員 14名

3．新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。

なお、付与株式数は、下記5．に定める新株予約権を割り当てる日後、当行が株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

但し、付与株式数の調整を行った結果、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に1株未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当行株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

4．新株予約権の払込金額（発行価額）の算定方法

各新株予約権の払込金額（発行価額）は、以下の C の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-rt}N(d_1) - e^{-rt}KN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

1株当たりのオプション価格（C）

株価（S）：平成26年7月17日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

行使価格（X）：1円

予想残存期間（t）：3年

ボラティリティ（σ）：3年間（平成23年7月18日から平成26年7月17日まで）の各取引日における当行普通株式の普通取引の終値に基づき算出

無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り（λ）：1株当たりの配当金（過去12ヶ月の実績配当金）÷上記で定める株価
標準正規分布の累積分布関数（N（・））

5．新株予約権を割り当てる日

平成26年7月18日

6．新株予約権と引換えにする金銭の払込み期日

平成26年7月18日

7．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

8．新株予約権を行使することができる期間

平成26年7月19日から平成56年7月18日まで

9．新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当行の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当行の執行役員の地位にある場合においても、平成55年7月19日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。但し、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。

上記、に問わず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記13．に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

- ・ 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は、当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）

当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

10．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要する。

12. 新株予約権の取得の事由及び条件

以下の 、 、 、 又は の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。

当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

当行が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要すること又は当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

13. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「8. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「8. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

上記「12. 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

14．新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数の端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

15．新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しない。

16．規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

規定の読み替えその他の措置が必要となる場合は、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当行が適切と考える方法により、これを変更できるものとする。

以上

（別紙20）

株式会社めぶきフィナンシャルグループ第10回新株予約権の内容

1．新株予約権の名称

株式会社めぶきフィナンシャルグループ第10回新株予約権

2．新株予約権の割当ての対象者及びその人数

株式会社常陽銀行第12回新株予約権の新株予約権者

3．新株予約権の総数

本株式交換（契約書本文で定義する。）により当社が株式会社常陽銀行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時の株式会社常陽銀行の新株予約権原簿に記載又は記録された株式会社常陽銀行第12回新株予約権（別紙19）の総数と同数とする。

4．新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1,170株とする。

なお、付与株式数は、下記6．に定める新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

但し、付与株式数の調整を行った結果、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に1株未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

5．新株予約権の払込金額（発行価額）の算定方法

金銭の払込みを要しない。

6．新株予約権を割り当てる日

本効力発生日（契約書本文で定義する。以下同じ。）

7．新株予約権と引換えにする金銭の払込み期日

該当なし。

8．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

9．新株予約権を行使することができる期間

本効力発生日から平成56年7月18日まで

10．新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、株式会社常陽銀行の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が株式会社常陽銀行の執行役員の地位にある場合においても、平成55年7月19日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。但し、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。

上記、に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記14．に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

- ・ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議、会社法第399条の13第5項及び第6項の規定に従い委任された取締役の決定又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）

当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

11．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

12．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

13．新株予約権の取得の事由及び条件

以下の、、、又はの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議、会社法第399条の13第5項及び第6項の規定に従い委任された取締役の決定又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

14．組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「9. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれが遅い日から、上記「9. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

上記「13. 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

15. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数の端数に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

16. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しない。

17. 規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、これを変更できるものとする。

以上

(別紙21)

株式会社常陽銀行第13回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社常陽銀行第13回新株予約権

2. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数

当行取締役 10名

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。

なお、付与株式数は、下記5. に定める新株予約権を割り当てる日後、当行が株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

但し、付与株式数の調整を行った結果、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に1株未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当行株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

4. 新株予約権の払込金額（発行価額）の算定方法

各新株予約権の払込金額（発行価額）は、以下の d_1 の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} XN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

1株当たりのオプション価格（C）

株価（S）：平成27年7月16日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

行使価格（X）：1円

予想残存期間（t）：6年

ボラティリティ（ σ ）：6年間（平成21年7月17日から平成27年7月16日まで）の各取引日における当行普通株式の普通取引の終値に基づき算出

無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り（ λ ）：1株当たりの配当金（過去12ヶ月の実績配当金）÷上記で定める株価
標準正規分布の累積分布関数（N（ \cdot ））

5. 新株予約権を割り当てる日

平成27年7月17日

6. 新株予約権と引換えにする金銭の払込み期日

平成27年7月17日

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

8. 新株予約権を行使することができる期間

平成27年7月18日から平成57年7月17日まで

9. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当行の取締役の地位にある場合においても、平成56年7月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。但し、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。

上記、に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記13.に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

- ・ 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は、当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）

当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要する。

12. 新株予約権の取得の事由及び条件

以下の、、又はの議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。

当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

当行が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要すること又は当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

13. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ

交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「8. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれが遅い日から、上記「8. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

上記「12. 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

14. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

15. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しない。

16. 規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当行が適切と考える方法により、これを変更できるものとする。

以上

(別紙22)

株式会社めぶきフィナンシャルグループ第11回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社めぶきフィナンシャルグループ第11回新株予約権

2. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数

株式会社常陽銀行第13回新株予約権の新株予約権者

3. 新株予約権の総数

本株式交換(契約書本文で定義する。)により当社が株式会社常陽銀行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時の株式会社常陽銀行の新株予約権原簿に記載又は記録された株式会社常陽銀行第13回新株予約権(別紙21)の総数と同数とする。

4．新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1,170株とする。

なお、付与株式数は、下記6．に定める新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

但し、付与株式数の調整を行った結果、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に1株未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

5．新株予約権の払込金額（発行価額）の算定方法

金銭の払込みを要しない。

6．新株予約権を割り当てる日

本効力発生日（契約書本文で定義する。以下同じ。）

7．新株予約権と引換えにする金銭の払込み期日

該当なし。

8．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

9．新株予約権を行使することができる期間

本効力発生日から平成57年7月17日まで

10．新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、株式会社常陽銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が株式会社常陽銀行の取締役の地位にある場合においても、平成56年7月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。但し、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。

上記、に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記14．に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

- ・ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議、会社法第399条の13第5項及び第6項の規定に従い委任された取締役の決定又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）

当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

13. 新株予約権の取得の事由及び条件

以下の、
、
、
又は
の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議、会社法第399条の13第5項及び第6項の規定に従い委任された取締役の決定又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

14. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「9. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれが遅い日から、上記「9. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

上記「13. 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

15. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

16. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しない。

17. 規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

規定の読み替えその他の措置が必要となる場合は、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、これを変更できるものとする。

以上

(別紙23)

株式会社常陽銀行第14回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社常陽銀行第14回新株予約権

2. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数

当行執行役員 13名

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。

なお、付与株式数は、下記5. に定める新株予約権を割り当てる日後、当行が株式分割(当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

但し、付与株式数の調整を行った結果、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に1株未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当行株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

4. 新株予約権の払込金額(発行価額)の算定方法

各新株予約権の払込金額(発行価額)は、以下の C の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} XN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

1株当たりのオプション価格（C）

株価（S）：平成27年7月16日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

行使価格（X）：1円

予想残存期間（t）：3年

ボラティリティ（ σ ）：3年間（平成24年7月17日から平成27年7月16日まで）の各取引日における当行普通株式の普通取引の終値に基づき算出

無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り（ λ ）：1株当たりの配当金（過去12ヶ月の実績配当金）÷上記で定める株価
標準正規分布の累積分布関数（N（ \cdot ））

5．新株予約権を割り当てる日

平成27年7月17日

6．新株予約権と引換えにする金銭の払込み期日

平成27年7月17日

7．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

8．新株予約権を行使することができる期間

平成27年7月18日から平成57年7月17日まで

9．新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当行の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当行の執行役員の地位にある場合においても、平成56年7月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。但し、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。

上記、に問わず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記13．に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

- ・ 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は、当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）

当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

10．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要する。

12. 新株予約権の取得の事由及び条件

以下の 、 、 、 又は の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。

当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

当行が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要すること又は当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

13. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「8. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「8. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

上記「12. 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

14. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数の1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

15. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しない。

16. 規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

規定の読み替えその他の措置が必要となる場合は、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当行が適切と考える方法により、これを変更できるものとする。

以上

（別紙24）

株式会社めぶきフィナンシャルグループ第12回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社めぶきフィナンシャルグループ第12回新株予約権

2. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数

株式会社常陽銀行第14回新株予約権の新株予約権者

3. 新株予約権の総数

本株式交換（契約書本文で定義する。）により当社が株式会社常陽銀行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時の株式会社常陽銀行の新株予約権原簿に記載又は記録された株式会社常陽銀行第14回新株予約権（別紙23）の総数と同数とする。

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1,170株とする。

なお、付与株式数は、下記6. に定める新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

但し、付与株式数の調整を行った結果、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に1株未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

5. 新株予約権の払込金額（発行価額）の算定方法

金銭の払込みを要しない。

6. 新株予約権を割り当てる日

本効力発生日（契約書本文で定義する。以下同じ。）

7. 新株予約権と引換えにする金銭の払込み期日

該当なし。

8．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

9．新株予約権を行使することができる期間

本効力発生日から平成57年7月17日まで

10．新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、株式会社常陽銀行の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が株式会社常陽銀行の執行役員の地位にある場合においても、平成56年7月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。但し、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。

上記、に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記14．に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

- ・ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議、会社法第399条の13第5項及び第6項の規定に従い委任された取締役の決定又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）

当該承認又は決定がなされた日の翌日から15日間

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

11．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

12．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

13．新株予約権の取得の事由及び条件

以下の、、、又はの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議、会社法第399条の13第5項及び第6項の規定に従い委任された取締役の決定又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

14．組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「9. 新株予約権を行使することができる期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれが遅い日から、上記「9. 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

上記「13. 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

15. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

16. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しない。

17. 規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、これを変更できるものとする。

以上

(別紙25)

株式会社常陽銀行

2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の内容

1. 社債の名称

株式会社常陽銀行2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

2. 本新株予約権に関する事項

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当行普通株式(単元株式数1,000株)とし、その行使により当行が当行普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(3)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 本新株予約権の総数

3,000個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を100,000米ドルで除した個数の合計数

(3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(ロ) 転換価額は、6.04米ドルとする。

(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当行が当行普通株式の時価を下回る払込金額で当行普通株式を発行し又は当行の保有する当行普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当行の発行済普通株式(当行が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当行普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当行普通株式の時価を下回る価額をもって当行普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

2014年5月9日から2019年4月10日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、下記3(4)記載の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、下記3(4)(ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、下記3(5)記載の当行による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は下記3(6)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また下記3(7)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2019年4月10日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、下記3(5)記載の当行による本新株予約権付社債の取得の場合、取得通知の翌日から下記3(5)記載の取得日までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当行の組織再編等(下記3(4)(ハ)に定義する。以下同じ。)を行うために必要であると当行が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当行が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当行の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当行の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当行は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(6) その他の本新株予約権の行使の条件

(イ) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(ロ)2019年1月25日(但し、当日を除く。)までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日(下記3(5)に定義する。以下同じ。)に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当行普通株式の終値をそれぞれの取引日における為替レート(下記3(5)に定義する。以下同じ。)により米ドルに換算し1セント未満を四捨五入した金額が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%(1セント未満を四捨五入)を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日(但し、2019年1月1日に開始する四半期に関しては、2019年1月24日)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(ロ)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下、及びの期間は適用されない。

()ムーディーズ・ジャパン株式会社若しくはその承継格付機関(以下「ムーディーズ」という。)による当行の長期優先債務の格付がBaa3以下である期間、()株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関(以下「R&I」という。)による当行の発行体格付がBBB-以下である期間、()ムーディーズによる当行の長期優先債務の格付若しくはR&Iによる当行の発行体格付がなされなくなった期間、又は()ムーディーズによる当行の長期優先債務の格付若しくはR&Iによる発行体格付が停止若しくは撤回されている期間
当行が、本新株予約権付社債権者に対して、下記3(4)記載の本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間(但し、下記3(4)(ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)

当行が組織再編等を行うにあたり、上記(5)記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日(同日を含む。)から当該組織再編等の効力発生日(同日を含む。)までの期間
一定の日における当行普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当行普通株式の普通取引の終値をいう。

(7)当行が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ)組織再編等が生じた場合、当行は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、()その時点で適用のある法律上実行可能であり、()そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、()当行又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当行がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当行は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当行の努力義務は、当行が受託会社に対して下記3(4)(ハ)(b)記載の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当行の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ)上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記()又は()に従う。なお、転換価額は上記(3)(ハ)と同様の調整に服する。

() 合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当行普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

() 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、上記（5）に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記（6）（ロ）と同様の制限を受ける。

承継会社等による新株予約権付社債の取得

承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を下記（5）と同様に取得することができる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当行は、上記（イ）の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当行の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

3. 本社債に関する事項

(1) 本社債の総額

3億米ドル及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

(2) 本社債の利率

本社債には利息は付さない。

(3) 満期償還

2019年4月24日（償還期限）に本社債の額面金額の100%で償還する。

(4) 本社債の繰上償還

(イ) クリーンアップ条項による繰上償還

本（イ）の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当行は、本新株予約権付社債権者に対して、30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、当行が下記（ハ）若しくは（ホ）に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合、下記（ニ）（ ）乃至（ ）に規定される事由が発生した場合又は下記（5）に従った取得通知を行った場合には、以後本（イ）に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

(ロ) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当行が本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負う旨及び当行が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当行は、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、当行が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当行に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当行は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき本新株予約権付社債の要項

に定める追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は本新株予約権付社債の要項に定める公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。但し、当行が下記(ハ)若しくは(ホ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合、下記(ニ)()乃至()に規定される事由が発生した場合又は下記(五)に従った取得通知を行った場合には、以後本(ロ)に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

(ハ)組織再編等による繰上償還

組織再編等が生じたが、(a)上記2(7)(イ)記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当行は予想していない旨の証明書を当行が受託会社に対して交付した場合、当行は、本新株予約権付社債権者に対して、東京における14営業日以上前に通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、金利、当行普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のバリエーションに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の180%とする(但し、償還日が2019年4月11日から2019年4月23日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)

「組織再編等」とは、当行の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において()当行と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当行が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、()資産譲渡(当行の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当行の義務が相手先に移転される場合に限る。)、()会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当行の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、()株式交換若しくは株式移転(当行が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)又は()その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当行の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

(ニ)上場廃止等による繰上償還

()金融商品取引法に従って、当行以外の者(以下「公開買付者」という。)により当行普通株式の公開買付けが行われ、()当行が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、()当行又は公開買付者が、当該公開買付けによる当行普通株式の取得の結果当行普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し(但し、当行又は公開買付者が、当該取得後も当行が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、()公開買付者が当該公開買付けにより当行普通株式を取得した場合、当行は、当該公開買付けによる当行普通株式の取得日から14日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の180%とする。但し、償還日が2019年4月11日から2019年4月23日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当行又は公開買付者が、当該公開買付けによる当行普通株式の取得日の後に組織再編等又はスクイーズアウト事由(下記(ホ)に定義する。)を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本(ニ)記載の当行の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から60日以内に生じなかった場合、当行は、当該60日間の最終日から14日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当行が本(ニ)記載の償還義務と上記(ハ)又は下記(ホ)記載の償還義務の両方を負うこととなる場合、上記(ハ)又は下記(ホ)の手続が適用されるものとする。

(ホ)スクイーズアウトによる繰上償還

当行普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当行普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当行の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当行は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに(但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に)通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当行普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれか

の日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記(八)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の180%とする。但し、償還日が2019年4月11日から2019年4月23日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)で繰上償還するものとする。

(5) 当行による本新株予約権付社債の取得

当行は、2019年1月24日以降、本新株予約権付社債権者に対して、取得日(以下に定義する。)現在残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得する旨を通知(以下「取得通知」という。)することができる。本(5)において「取得日」とは取得通知に定められた取得の期日をいい、取得通知の日から60日以上75日以内の日とする。

当行は、取得日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産(以下に定義する。)を交付する。

当行による本(5)に基づく本新株予約権付社債の取得は、当行普通株式が取得日において株式会社東京証券取引所に上場されていることを条件とする。当行は、取得した本新株予約権付社債を本新株予約権付社債の要項に従い消却する。

また、当行が上記(4)(イ)若しくは(ロ)に従った繰上償還の通知を行った場合、上記(4)(ハ)若しくは(ホ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記(4)(ニ)()乃至()に規定される事由が発生した場合、当行は、以後本(5)に基づく取得通知を行うことはできない。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(1)本社債の額面金額相当額の金銭及び()転換価値(以下に定義する。)から本社債の額面金額相当額を差し引いた額(正の数値である場合に限る。)を1株当たりの平均VWAP(以下に定義する。)で除して得られる数の当行普通株式(但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。)をいう。

「1株当たりの平均VWAP」とは、当行が取得通知をした日の翌日から5取引日(以下に定義する。)目の日に始まる20連続取引日に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当行普通株式の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)をそれぞれの取引日における為替レート(以下に定義する。)により米ドルに換算し1セント未満を四捨五入した金額の平均値(1セント未満を四捨五入)をいう。当該20連続取引日中に、上記2(3)記載の転換価値の調整事由が発生したときには、1株当たりの平均VWAPも適宜調整される。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の額面金額}}{\text{最終日転換価値}} \times \text{1株当たりの平均VWAP}$$

上記算式において「最終日転換価値」とは、取得通知をした日の翌日から5取引日目の日に始まる20連続取引日の最終日における転換価値をいう。

一定の日における「為替レート」とは、当該日における直物外国為替レートをいい、当該日の午後3時(日本時間)現在のロイター・スクリーン・ページ「JPNJ」(又は米ドル円の為替レートを表示する代替ページ)に表示される米ドル円直物外国為替レートの仲値により決定される。

ロイター・スクリーン・ページに当該レートが表示されない場合には、下記(10)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人が誠実かつ商業上合理的に決定したレートをいう。

(6) 買入消却

当行は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当行の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当行に交付することができる。

(7) 期限の利益の喪失

信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当行に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当行は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部をその額面金額に経過利息(もしあれば)を付して直ちに償還しなければならない。

(8) 本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、記名式の新株予約権付社債券(以下「本新株予約権付社債券」という。)を発行するものとする。

(9) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

- (10) 本新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人
The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd., London Branch (主支払・新株予約権行使請求受付代理人)
- (11) 本新株予約権付社債に係る名簿管理人
MUFG Union Bank, N.A.
- (12) 本社債の担保又は保証
本社債は、担保又は保証を付さない。
- (13) 財務上の特約
担保設定制限が付与される。

4. 上場取引所

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

以上

(別紙26)

株式会社めぶきフィナンシャルグループ

2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の内容

1. 社債の名称

株式会社めぶきフィナンシャルグループ2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。また、本契約第4条表2第1欄に掲げる株式会社常陽銀行2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債を、以下「旧新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「旧社債」、新株予約権のみを「旧新株予約権」という。）

2. 本新株予約権に関する事項

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式（単元株式数100株）とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(3)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 本新株予約権の総数

本株式交換（契約書本文で定義する。以下同じ。）により当社が株式会社常陽銀行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時に株式会社常陽銀行の新株予約権原簿に記載又は記録された旧新株予約権の数と同一の数

(3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(ロ) 転換価額は、当初、当社が本株式交換に基づき株式会社常陽銀行の発行済株式の全部を取得する時点において有効な旧新株予約権付社債の転換価額を1.170で除したことにより算出される額に相当する額（但し、1セント未満は四捨五入する。）とする。

(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合

はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(5)本新株予約権を行使することができる期間

本効力発生日(契約書本文で定義する。)から2019年4月10日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、下記3(4)記載の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、下記3(4)(ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、下記3(5)記載の当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は下記3(6)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また下記3(7)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2019年4月10日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、下記3(5)記載の当社による本新株予約権付社債の取得の場合、取得通知の翌日から下記3(5)記載の取得日までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等(下記3(4)(ハ)に定義する。以下同じ。)を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(6)その他の新株予約権の行使の条件

(イ)各本新株予約権の一部行使はできない。

(ロ)2019年1月25日(但し、当日を除く。)までは、本新株予約権付社債権者は、

2016年9月30日に終了する四半期に関しては、当該四半期の最後の取引日(下記3(5)に定義する。以下同じ。)に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、株式会社常陽銀行の普通株式の終値をそれぞれの取引日における為替レート(下記3(5)に定義する。以下同じ。)により米ドルに換算し1セント未満を四捨五入した金額が、当該最後の取引日において適用のある旧新株予約権付社債の転換価額の130%(1セント未満を四捨五入)を超えた場合

2016年10月1日以降に開始する四半期に関しては、ある四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値をそれぞれの取引日における為替レートにより米ドルに換算し1セント未満を四捨五入した金額が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%(1セント未満を四捨五入)を超えた場合

に限って、翌四半期の初日から末日(但し、2019年1月1日に開始する四半期に関しては、2019年1月24日)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(ロ)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下、及びの期間は適用されない。

()ムーディーズ・ジャパン株式会社若しくはその承継格付機関(以下「ムーディーズ」という。)による当社の長期優先債務の格付がBaa3以下である期間、()株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関(以下「R&I」という。)による当社の発行体格付がBBB-以下である期間、()ムーディーズによる当社の長期優先債務の格付若しくはR&Iによる当社の発行体格付がなされなくなった期間、又は()ムーディーズによる当社の長期優先債務の格付若しくはR&Iによる発行体格付が停止若しくは撤回されている期間

当社が、本新株予約権付社債権者に対して、下記3(4)記載の本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間(但し、下記3(4)(ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)

当社が組織再編等を行うにあたり、上記(5)記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日(同日を含む。)から当該組織再編等の効力発生日(同日を含む。)までの期間

一定の日における株式会社常陽銀行普通株式又は当社普通株式の「終値」とは、それぞれ、株式会社東京証券取引所におけるその日の株式会社常陽銀行普通株式又は当社普通株式の普通取引の終値をいう。

(7) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、()その時点で適用のある法律上実行可能であり、()そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、()当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して下記3(4)(ハ)(b)記載の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記()又は()に従う。なお、転換価額は上記(3)(ハ)と同様の調整に服する。

() 合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

() 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記(5)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記(6)(ロ)と同様の制限を受ける。

承継会社等による新株予約権付社債の取得

承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を下記3(5)と同様に取得することができる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ)当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

3. 本社債に関する事項

(1) 本社債の総額

3億米ドル及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額のうち、本株式交換の効力が生じる直前において未償還の金額とする。

(2) 本社債の利率

本社債には利息は付さない。

(3) 満期償還

2019年4月24日（償還期限）に本社債の額面金額の100%で償還する。

(4) 本社債の繰上償還

(イ) クリーンアップ条項による繰上償還

本(イ)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が下記(ハ)若しくは(ホ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合、下記(ニ)()乃至()に規定される事由が発生した場合又は下記(5)に従った取得通知を行った場合には、以後本(イ)に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

(ロ) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は本新株予約権付社債の要項に定める公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。但し、当社が下記(ハ)若しくは(ホ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合、下記(ニ)()乃至()に規定される事由が発生した場合又は下記(5)に従った取得通知を行った場合には、以後本(ロ)に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

(ハ) 組織再編等による繰上償還

組織再編等が生じたが、(a)上記2(7)(イ)記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、東京における14営業日以上前に通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の180%とする（但し、償還日が2019年4月11日から2019年4月23日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）。

「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において()当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、()資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。)、()会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、()株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)又は()その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

(二)上場廃止等による繰上償還

()金融商品取引法に従って、当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により当社普通株式の公開買付けが行われ、()当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、()当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、()公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記(八)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の180%とする。但し、償還日が2019年4月11日から2019年4月23日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等又はスクイーズアウト事由(下記(ホ)に定義する。)を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本(二)記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から60日以内に生じなかった場合、当社は、当該60日間の最終日から14日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本(二)記載の償還義務と上記(八)又は下記(ホ)記載の償還義務の両方を負うこととなる場合、上記(八)又は下記(ホ)の手続が適用されるものとする。

(ホ)スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに(但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に)通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記(八)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の180%とする。但し、償還日が2019年4月11日から2019年4月23日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)で繰上償還するものとする。

(5)当社による本新株予約権付社債の取得

当社は、2019年1月24日以降、本新株予約権付社債権者に対して、取得日(以下に定義する。)現在残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得する旨を通知(以下「取得通知」という。)することができる。本(5)において「取得日」とは取得通知に定められた取得の期日をいい、取得通知の日から60日以上75日以内の日とする。

当社は、取得日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産(以下に定義する。)を交付する。

当社による本(5)に基づく本新株予約権付社債の取得は、当社普通株式が取得日において株式会社東京証券取引所に上場されていることを条件とする。当社は、取得した本新株予約権付社債を本新株予約権付社債の要項に従い消却する。

また、当社が上記(4)(イ)若しくは(ロ)に従った繰上償還の通知を行った場合、上記(4)(ハ)若しくは(ホ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記(4)(ニ)()乃至()に規定される事由が発生した場合、当社は、以後本(5)に基づく取得通知を行うことはできない。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、()本社債の額面金額相当額の金銭及び()転換価値(以下に定義する。)から本社債の額面金額相当額を差し引いた額(正の数値である場合に限る。)を1株当たりの平均VWAP(以下に定義する。)で除して得られる数の当社普通株式(但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。)をいう。

「1株当たりの平均VWAP」とは、当社が取得通知をした日の翌日から5取引日(以下に定義する。)目の日に始まる20連続取引日に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)をそれぞれの取引日における為替レート(以下に定義する。)により米ドルに換算し1セント未満を四捨五入した金額の平均値(1セント未満を四捨五入)をいう。当該20連続取引日中に、上記2(3)記載の転換価額の調整事由が発生したときには、1株当たりの平均VWAPも適宜調整される。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の額面金額}}{\text{最終日転換価額}} \times \text{1株当たりの平均VWAP}$$

上記算式において「最終日転換価額」とは、取得通知をした日の翌日から5取引日目の日に始まる20連続取引日の最終日における転換価額をいう。

一定の日における「為替レート」とは、当該日における直物外国為替レートをいい、当該日の午後3時(日本時間)現在のロイター・スクリーン・ページ「JPNU」(又は米ドル円の為替レートを表示する代替ページ)に表示される米ドル円直物外国為替レートの仲値により決定される。

ロイター・スクリーン・ページに当該レートが表示されない場合には、下記(10)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人が誠実かつ商業上合理的に決定したレートをいう。

(6)買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(7)期限の利益の喪失

信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部をその額面金額に経過利息(もしあれば)を付して直ちに償還しなければならない。

(8)本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、記名式の新株予約権付社債券(以下「本新株予約権付社債券」という。)を発行するものとする。

(9)無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

(10)本新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人

The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd., London Branch(主支払・新株予約権行使請求受付代理人)

(11)本新株予約権付社債に係る名簿管理人

MUFG Union Bank, N.A.

(12)本社債の担保又は保証の有無

(イ)本社債には担保は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

(ロ)株式会社常陽銀行は、本社債の元金支払義務等につき保証する。

(13)財務上の特約

担保設定制限が付与される。

4. 上場取引所

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

足利ホールディングス定款変更案

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は、株式会社足利ホールディングスと称し、英文ではAshikaga Holdings Co., Ltd.と表示する。</p> <p>第 2 条 (条文省略)</p> <p>(本店所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を栃木県宇都宮市に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会(以下「委員会」という。)</p> <p>(3) 執行役</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、下野新聞及び日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、990,000,000株とする。</p> <p>第 7 条 ~ 第 8 条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規定の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は、株式会社めぶきフィナンシャルグループと称し、英文ではMebuki Financial Group, Inc.と表示する。</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(本店所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査等委員会</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、茨城新聞及び下野新聞並びに日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、3,000,000,000株とする。</p> <p>第 7 条 ~ 第 8 条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規定の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>(株式取扱規定)</p> <p>第11条 当社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会又は取締役会の決議による委任に基づき執行役の定める株式取扱規定による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式及び新株予約権に関する取扱い並びに手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>第 3 章 株主総会</p>	<p>第 3 章 株主総会</p>
<p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。</p> <p>2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により執行役社長を兼務する取締役が招集し、その議長となる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。</p> <p>2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>
<p>第13条 (条文省略)</p>	<p>第13条 (現行どおり)</p>
<p>(招集地)</p> <p>第14条 当社の株主総会は、本店の所在する栃木県宇都宮市において開催する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第15条～第17条 (条文省略)</p>	<p>第14条～第16条 (現行どおり)</p>
<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は9名以内とし、株主総会において選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の残存期間と同一とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の権限)</p> <p>第20条 取締役会は、会社法第416条に定める事項を行い、その他当会社の業務を決定し、取締役及び執行役の職務の執行を監督する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議により、法令に反しない限度で、当会社の業務の決定を執行役に委任することができる。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠又は増員により選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。</p> <p>3. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役2名以内を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役社長、取締役副社長各1名のほか、役付取締役を若干名選定することができる。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役である執行役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2. 前項の取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>3. <u>第27条に定める各委員会の委員である取締役であって各委員会が選定する者は、前2項の定めにかかわらず、これを招集することができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2. 前項の取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>3. <u>監査等委員会が選定する監査等委員は、前2項の定めにかかわらず、これを招集することができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日より少なくとも3日前にこれを発するものとする。ただし、緊急の場合においてはこの期間を短縮し、<u>また、取締役全員の同意があるときは、この手続を経ずして開催することができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日より少なくとも3日前にこれを発するものとする。ただし、緊急の場合においてはこの期間を短縮することができる。</p> <p><u>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第23条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、<u>取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>
<p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>報酬委員会の決議により定める。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u></p>
<p>第25条～第26条 (条文省略)</p>	<p>第27条～第28条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 委員会</u></p> <p><u>(員数及び選任)</u></p> <p>第27条 各委員会の委員は、それぞれ3名以上とし、取締役の中から取締役会の決議により選定する。</p> <p>2. 各委員会の委員のうち過半数は社外取締役でなければならない。</p> <p>3. 監査委員会の委員は、当会社若しくはその子会社の執行役若しくは業務執行取締役又は当会社の子会社の会計参与若しくは支配人その他の使用人を兼任することができない。</p> <p><u>(委員会の権限)</u></p> <p>第28条 指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する。</p> <p>2. 監査委員会は、取締役及び執行役の職務の執行の監査及び監査報告の作成を行い、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定する。</p> <p>3. 報酬委員会は、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬等の内容の決定に関する方針及び個人別の報酬等の内容を決定する。</p> <p><u>(委員会の招集権者及び議長)</u></p> <p>第29条 各委員会は、あらかじめ選定された委員が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 前項にかかわらず、各委員は必要に応じこれを招集することができる。</p> <p><u>(委員会の招集通知)</u></p> <p>第30条 各委員会の招集通知は、各委員に対し、会日より少なくとも3日前にこれを発するものとする。ただし、緊急の場合においてはこの期間を短縮し、また、委員全員の同意があるときは、この手続を経ずして開催することができる。</p> <p><u>(取締役及び執行役に対する説明の要求)</u></p> <p>第31条 各委員会は、取締役及び執行役に対し、委員会に出席して一定の事項について説明することを求めることができる。</p> <p><u>(委員会の決議方法)</u></p> <p>第32条 各委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、当該出席委員の過半数をもって行う。</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(委員会の運営)</p> <p>第33条 各委員会の運営に関する事項については、法令、定款又は取締役会が定めるもののほか、各委員会において定める委員会規定による。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 執行役</p> <p>(員数及び選任)</p> <p>第34条 当社の執行役は5名以内とし、取締役会の決議により選任する。</p> <p>2. 取締役会は、いつでも、取締役会決議により、執行役を解任することができる。</p> <p>(任期)</p> <p>第35条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</p> <p>2. 新たに選任された執行役の任期は、他の在任執行役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第29条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日より少なくとも3日前にこれを発するものとする。ただし、緊急の場合においてはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第31条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第32条 監査等委員会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>(員数及び選任)</p> <p>第34条 当社の執行役は5名以内とし、取締役会の決議により選任する。</p> <p>2. 取締役会は、いつでも、取締役会決議により、執行役を解任することができる。</p> <p>(任期)</p> <p>第35条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</p> <p>2. 新たに選任された執行役の任期は、他の在任執行役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>（代表執行役及び役付執行役）</u></p> <p>第36条 <u>取締役会は、その決議により、代表執行役若干名を定める。</u></p> <p>2．<u>取締役会は、その決議により、執行役社長1名のほか、役付執行役を若干名定めることができる。</u></p> <p>3．<u>取締役会は、執行役の職務の分掌及び指揮命令関係その他の執行役の相互の関係に関する事項を定め、その内容を速やかに各執行役に通知する。</u></p> <p><u>（報酬等）</u></p> <p>第37条 <u>執行役の報酬等は、報酬委員会の決議により定める。</u></p> <p><u>（執行役の責任免除）</u></p> <p>第38条 <u>当社は、会社法第423条第1項の執行役（執行役であった者を含む。）の責任について、当該執行役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度として、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>（執行役規定）</u></p> <p>第39条 <u>執行役に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会が定める執行役規定による。</u></p>	<p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>
<p style="text-align: center;">第 7 章 会計監査人</p> <p><u>（選任方法）</u></p> <p>第40条 <u>会計監査人は、株主総会の決議により選任する。</u></p> <p><u>（任期）</u></p> <p>第41条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2．<u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p><u>（報酬等）</u></p> <p>第42条 <u>会計監査人の報酬等は、取締役が監査委員会の同意を得て決定する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p><u>（会計監査人の選任方法）</u></p> <p>第33条 <u>会計監査人は、株主総会の決議により選任する。</u></p> <p>2．<u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>（会計監査人の任期）</u></p> <p>第34条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2．<u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p><u>（会計監査人の報酬等）</u></p> <p>第35条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て決定する。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 8 章 計 算</p> <p>第43条～第45条（条文省略）</p> <p>（剰余金の配当の除斥期間）</p> <p>第46条 配当財産がその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第36条～第38条（現行どおり）</p> <p>（剰余金の配当の除斥期間）</p> <p>第39条 配当財産がその支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（経過措置）</p> <p>第 1 条 <u>平成28年6月開催の第8回定時株主総会の決議による当会社の定款の変更前の執行役（執行役であった者を含む。）の行為に基づく責任の取締役会の決議による一部の免除について、当該変更前の当会社定款第38条の定めは、なお効力を有する。</u></p>

以上

めぶきフィナンシャルグループ取締役候補者

1. 取締役候補者（監査等委員である取締役の候補者を除く）

	氏名	本契約締結日における所属及び役職
1	寺門 一義	株式会社常陽銀行 取締役頭取
2	松下 正直	株式会社足利ホールディングス 取締役兼代表執行役社長 兼 株式会社足利銀行 取締役兼代表執行役頭取
3	村島 英嗣	株式会社常陽銀行 常務取締役
4	加藤 潔	株式会社足利銀行 専務執行役
5	笹島 律夫	株式会社常陽銀行 常務取締役
6	清水 和幸	株式会社足利ホールディングス 執行役経営企画部長 兼 株式会社足利銀行 常務執行役
7	西野 英文	株式会社常陽銀行 常務執行役員

2. 監査等委員である取締役候補者

	氏名	本契約締結日における所属及び役職
1	寺門 好明	株式会社常陽銀行 監査役
2	小野 訓啓	株式会社足利ホールディングス 取締役 兼 株式会社足利銀行 取締役
3	菊池 龍三郎	株式会社常陽銀行 社外取締役
4	永沢 徹	永沢総合法律事務所 代表弁護士
5	清水 孝	早稲田大学大学院会計研究科教授

以上

4 【組織再編成（公開買付け）に係る割当ての内容及びその算定根拠】

(1) 本株式交換に際して交付する新株予約権の内容及びその割当てに関する事項

本株式交換に際して交付する新株予約権の内容及びその割当てに関する事項

当社は、本株式交換に際して、以下の表第1欄の から までに掲げる常陽銀行が発行している新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、それぞれ、基準時の常陽銀行の新株予約権原簿に記載または記録された当該新株予約権の総数と同数の、同表第2欄の から までに掲げる当社の新株予約権を割当て交付いたします。

これは、当社及び常陽銀行が、本株式交換後も第1欄に掲げる新株予約権の権利者に従前と可及的に同等の権利を維持していただくために、当該新株予約権の内容及び株式交換比率を踏まえて、第1欄に掲げる新株予約権と同等の内容にて第2欄に掲げる新株予約権を定め、第1欄に掲げる新株予約権1個に対して、第2欄に掲げる新株予約権付1個を割当て交付することにしたものです。

第1欄		第2欄	
常陽銀行が発行している新株予約権		交付する当社の新株予約権	
名称	内容	名称	内容
株式会社常陽銀行 第1回新株予約権	株式交換契約書別 紙1記載	株式会社めぶきフィナン シャルグループ 第1回新株予約権	株式交換契約書別 紙2参照
株式会社常陽銀行 第3回新株予約権	株式交換契約書別 紙3記載	株式会社めぶきフィナン シャルグループ 第2回新株予約権	株式交換契約書別 紙4参照
株式会社常陽銀行 第5回新株予約権	株式交換契約書別 紙5記載	株式会社めぶきフィナン シャルグループ 第3回新株予約権	株式交換契約書別 紙6参照
株式会社常陽銀行 第6回新株予約権	株式交換契約書別 紙7記載	株式会社めぶきフィナン シャルグループ 第4回新株予約権	株式交換契約書別 紙8参照
株式会社常陽銀行 第7回新株予約権	株式交換契約書別 紙9記載	株式会社めぶきフィナン シャルグループ 第5回新株予約権	株式交換契約書別 紙10参照
株式会社常陽銀行 第8回新株予約権	株式交換契約書別 紙11記載	株式会社めぶきフィナン シャルグループ 第6回新株予約権	株式交換契約書別 紙12参照
株式会社常陽銀行 第9回新株予約権	株式交換契約書別 紙13記載	株式会社めぶきフィナン シャルグループ 第7回新株予約権	株式交換契約書別 紙14参照
株式会社常陽銀行 第10回新株予約権	株式交換契約書別 紙15記載	株式会社めぶきフィナン シャルグループ 第8回新株予約権	株式交換契約書別 紙16参照
株式会社常陽銀行 第11回新株予約権	株式交換契約書別 紙17記載	株式会社めぶきフィナン シャルグループ 第9回新株予約権	株式交換契約書別 紙18参照
株式会社常陽銀行 第12回新株予約権	株式交換契約書別 紙19記載	株式会社めぶきフィナン シャルグループ 第10回新株予約権	株式交換契約書別 紙20参照
株式会社常陽銀行 第13回新株予約権	株式交換契約書別 紙21記載	株式会社めぶきフィナン シャルグループ 第11回新株予約権	株式交換契約書別 紙22参照
株式会社常陽銀行 第14回新株予約権	株式交換契約書別 紙23記載	株式会社めぶきフィナン シャルグループ 第12回新株予約権	株式交換契約書別 紙24参照

(注) 各内容欄に記載した別紙は、株式交換契約書（写）の（別紙）に記載しております。

(2) 本株式交換に際して承継する新株予約権付社債に関する事項

当社は、本株式交換に際して、以下の表第1欄に掲げる常陽銀行が発行している新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、それぞれ、基準時の常陽銀行の新株予約権原簿に記載または記録された当該新株予約権の総数と同数の、同表第2欄に掲げる当社の新株予約権を割当て交付いたします。

当社は、本株式交換に際して、以下の表第1欄に掲げる常陽銀行が発行している新株予約権付社債について、基準時の常陽銀行の社債原簿に記載または記録された社債権者に対し常陽銀行が負担する社債債務を、同表第2欄に掲げる株式会社めぶきフィナンシャルグループ2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債として承継するものとし、その承継に係る社債債務の額は、同表第3欄に掲げる額といたします。

これは、当社及び常陽銀行が、本株式交換後も第1欄に掲げる新株予約権付社債の権利者に従前と可及的に同等の権

利を維持していただくために、当該新株予約権の内容及び株式交換比率を踏まえて、第1欄に掲げる新株予約権付社債に付与された新株予約権と同等の内容にて第2欄に掲げる新株予約権付社債に付与される新株予約権を定め、第1欄に掲げる新株予約権1個に対して、第2欄に掲げる新株予約権1個を割当て交付することにし、第1欄に掲げる新株予約権付社債についての社債に係る債務残額と同額の債務を承継するものとしたものです。なお、同債務に対して、常陽銀行は保証を行う予定です。

第1欄		第2欄		第3欄
名称	内容	名称	内容	社債債務額
株式会社常陽銀行 2019年満期ユーロ 米ドル建取得条項 付転換社債型新株 予約権付社債	株式交換契約書別 紙25記載	株式会社めぶき フィナンシャルグ ループ2019年満期 ユーロ米ドル建取 得条項付転換社債 型新株予約権付社 債	株式交換契約書別 紙26参照	3億米ドル

(注) 各内容欄に記載した別紙は、株式交換契約書(写)の(別紙)に記載しております。

(3) 本株式交換の内容等及びその割当に関する事項

株式交換に係る割当の内容(株式交換比率)

	当社 (株式交換完全親会社)	常陽銀行 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	1.170

(注1) 株式交換に係る割当ての詳細

常陽銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1.170株を割当て交付いたします。

株式交換により、常陽銀行の株主に交付される当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

なお、上記株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じもしくは判明した場合には、両社で協議の上、変更することがあります。

(注2) 本経営統合により、当社が交付する新株式数(予定)

普通株式：845,758,343株

上記は、常陽銀行の平成28年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数(766,231,875株)を前提として算出しております。但し、株式交換の効力発生時点の直前時(以下「基準時」といいます。)までに、常陽銀行は、保有する自己株式の全部を消却する予定であるため、常陽銀行の平成28年3月31日時点における自己株式数(43,361,496株)は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。

なお、常陽銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、常陽銀行の平成28年3月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

割当ての内容の根拠及び理由

両社は、株式交換比率の算定にあたって公正性を確保するため、各社がそれぞれ両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の分析を依頼することとし、常陽銀行は、第三者算定機関として三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。)を、当社は、第三者算定機関としてプライスウォーターハウスクーパース株式会社(以下「PwC」といいます。)を選定いたしました。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券およびPwCによる株式交換比率の分析結果等は、算定に関する事項イ.算定の概要に記載のとおりであります。

なお、常陽銀行は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、算定に関する事項イ.算定の概要に記載の前提条件その他一定の前提条件及び留保事項のもと、合意された株式交換比率が常陽銀行の普通株式の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書(いわゆる「フェアネス・オピニオン」)を取得しております。

また、当社は、PwCから、算定に関する事項に記載の前提条件その他一定の前提条件のもと、本株式交換に用いる株式交換比率の合意の基礎とすべく株式交換比率算定書を取得しております。

常陽銀行は三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析結果を踏まえ、当社はPwCの分析結果を踏まえ、それぞれ慎重に協議・検討を重ねた結果、両社は、平成27年11月2日、上記 株式交換に係る割当の内容（株式交換比率）記載の株式交換比率により本経営統合を行うことが妥当であるとの判断に至り、基本合意書を締結いたしました。

なお、両社は平成27年11月2日以降における各社の財務状況、資産の状況、将来の事業・業績の見通し、株価動向等の要因を総合的に勘案し、平成28年4月25日の本株式交換契約及び経営統合契約締結の時点で、平成27年11月2日付基本合意書において合意した株式交換比率を変更する必要はないことを相互に確認しております。

なお、株式交換比率の算定に際し、本株式交換に基づき割当交付される当社の新株予約権の目的となる株式の数については、株式交換比率と同様に、常陽銀行の発行する新株予約権の目的となる株式1株に1.170を乗じた数を当社が割当交付する新株予約権の目的となる株式数としました。また、本株式交換に基づき割当交付される当社の新株予約権付社債の転換価額については、株式交換比率と同様に、承継前新株予約権付社債の転換価額を1.170で除したことにより算出される額に相当する額（但し、1セント未満は四捨五入とする。）としました。

算定に関する事項

ア．算定機関の名称及び両社との関係

三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びPwCは、いずれも常陽銀行及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

イ．算定の概要

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）は、当社及び株式会社常陽銀行（以下「常陽銀行」といいます。当社と常陽銀行を併せ、以下「両社」といいます。）の両社について、両社の株式が金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから、市場株価分析（平成27年10月26日に一部報道機関により両社の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に関する報道がなされたため、前営業日である平成27年10月23日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における常陽銀行株式、東京証券取引所市場第一部における当社株式の、算定基準日における終値、並びに算定基準日までの直近1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各取引日における終値平均値を算定の基礎としています。）を、また比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、配当割引モデル分析（以下「DDM分析」といいます。）による算定を行いました。

なお、下記の株式交換比率の算定レンジは、常陽銀行の普通株式1株に対して割り当てる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	株式交換比率の算定レンジ
1	市場株価分析	1.243～1.316
2	類似企業比較分析	0.767～1.330
3	DDM分析	0.536～1.439

三菱UFJモルガン・スタンレー証券のフェアネス・オピニオン及びその基礎となる株式交換比率の分析は、常陽銀行の取締役会に宛てたものであり、平成27年11月2日に両社が締結した基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）における株式交換比率が、フェアネス・オピニオンの日付現在、常陽銀行の普通株式の株主にとって財務的見地より妥当であるか否かのみを対象とするものです。フェアネス・オピニオン及び分析は、本件に関する他の側面については一切対象としておらず、本経営統合に関する一切の株主総会に関する株主による議決権行使またはその他の行動につき、常陽銀行または当社の株主に対して常陽銀行または当社の株主の行動につき、当該株主に対して、意見を述べたり、また、推奨を行うものでもありません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、特定の株式交換比率を常陽銀行またはその取締役会に対して推奨することはしておらず、また、特定の株式交換比率が本経営統合にとって唯一適切なものとして推奨することもしていません。フェアネス・オピニオン及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析は常陽銀行または当社の普通株式の株価を鑑定または査定するものではなく、当該株式が取引され得る株価を反映するものではありません。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、フェアネス・オピニオンにおける意見表明及びその分析にあたり、既に公開されている情報または常陽銀行もしくは当社によって提供等され入手した情報が正確かつ完全なものであることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性及び完全性につき独自の検証を行っておりません。また三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、財務予測につき、常陽銀行及び当社の将来の財務状況に関する現時点で入手可能な最善の予測及び判断を反映するものとして、常陽銀行及び当社の経営陣によって合理的に用意・作成されたものであることを前提としております。さらに三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本経営統合が本基本合意書に記載された条件について、何ら放棄、変更または遅滞なく実行されることを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本経営統合のために必要な政府機関、監督官庁等による許認可、同意等はすべて取得可能であり、かつ、かかる許認可、同意等には、本経営統合により期待されるメリットに重大な悪影響を及ぼすような遅延、制限または条件が付されないことを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、法務、会計、税務、規制、企業年金に関するアドバイザーではありません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券はファイナンシャル・アドバイザーであり、法務、会計、税務、規制、企業年金に関する問題については、独自の検証を行うことなく、常陽銀行または当社及びそれらの法律、会計、税務のアドバイザーによる判断に依拠しています。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は常陽銀行または当社の資産及び負債について、独自の評価・査定は行っており、また評価・査定の提供を一切受けていません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、貸倒引当金の評価に関する専門家ではなく、貸倒引当金の適正性について独自の評価、常陽銀行及び当社の個別の債権に関する信用情報の検証を行っており、また、そのレビューの依頼もされていません。よって三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、常陽銀行及び当社による貸倒引当金の総額は適正であることを前提としました。三菱UFJモルガン・スタンレー証券のフェアネス・オピニオン及び分析は、平成27年10月23日現在における金融、経済、為替、市場その他の状況及び、同日現在において三菱UFJモルガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものです。同日以降に生じる事象が、フェアネス・オピニオン及び分析並びにフェアネス・オピニオンの作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、フェアネス・オピニオン及び分析を更新し、改訂し、または再確認する義務を負うものではありません。フェアネス・オピニオンにおける意見を表明するにあたり、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、常陽銀行の関与する買収、事業統合その他の特別な取引に関して、いかなる取引主体に対する勧誘行為を行うことも認められておらず、また現に勧誘行為を行っておりません。

フェアネス・オピニオンの作成及びその基となる分析は複雑な過程を経ており、必ずしも部分的な分析や要約した記載に適したものではありません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、その意見を作成するにあたって、全ての分析結果を全体として考察しており、考察した分析または要因のうち何れが特定のものに何ら重きを置いておりません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、その分析の全てを全体として考察することなく特定の部分を取り上げる場合には、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及び意見を形成する際の過程の捉え方が不完全なものになると考えます。加えて、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、各種の分析及び要因につき他の分析及び要因よりも重きを置く、あるいは置かない場合があります。また、各種の前提につき他の前提よりもより確実性が高いまたは低いとみなしている場合があります。そのため、本臨時報告書に記載されている特定の分析に基づく評価レンジを、常陽銀行または当社の実際の価値に関する三菱UFJモルガン・スタンレー証券による評価であると捉えることはできません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、分析を行うにあたって、業界状況、一般的なビジネス及び経済の状況並びにその他の事項に関して多数の前提を置いており、その多くは、常陽銀行または当社が制御できないものです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析に含まれる全ての予測は、必ずしも将来の結果や実際の価値を示すものではなく、かかる結果や価値は、当該予測によって示唆されるものに比して大幅に良くも悪くもなり得るものです。本臨時報告書に含まれる要約は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券によって行われた重要な分析を記載するものではありませんが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券による分析を完全に記載するものではありません。株式交換比率は、常陽銀行と当社との間で独立当事者間の交渉を経て決定されたものであり、常陽銀行の取締役会によって承認されています。三菱UFJモルガン・スタンレー証券による分析及びフェアネス・オピニオン並びに常陽銀行の取締役会への提出は、常陽銀行の取締役会が本経営統合を承認するに際して考慮した数多くの要因のうちの一つに過ぎません。したがって、本臨時報告書に記載された分析が、株式交換比率に関する常陽銀行の取締役会の意見を決定するものであるとか、常陽銀行の取締役会が異なる株式交換比率につき同意をするものであったか否かを決定するものであると捉えることはできません。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本件に関し、常陽銀行の取締役会のファイナンシャル・アドバイザーとして役務を提供し、当該役務の対価として手数料を受領する予定です。なお、手数料の相当部分の受領は、本経営統合の効力発生を条件としています。過去に、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びその関係会

社は、常陽銀行に対してファイナンスについての役務を提供しており、これらの役務の対価として手数料を受領しております。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びその関係会社は、将来において常陽銀行、当社及び両社の関係会社に対してこれらの役務を提供し、将来これらの役務の対価として手数料を受領する可能性があります。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びその関係会社は、銀行業務、証券業務、信託業務、インベストメント・マネジメント業務、その他の金融業務等を含むグローバルな金融サービス（かかるサービスを総称して以下、「金融サービス」といいます）の提供を行っています。証券業務には、投資銀行業務、ファイナンス及びファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供のみならず、証券の引受け、売買、ブローカレッジ業務、外国為替、商品及びデリバティブ取引等が含まれます。通常の証券の引受け、売買、ブローカレッジ業務及びファイナンス業務の過程において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びその関係会社は常陽銀行、当社もしくは本件に関連する企業の社債、株式もしくはローン、本件に関連する通貨もしくは商品、または関連するデリバティブ商品につき買または売りのポジションの保持、その他、常陽銀行、当社もしくは本件に関連する企業に対して三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びその関係会社の金融サービスを提供することがあり、また、自身の勘定またはその顧客の勘定において売買その他の取引を行うことがあります。三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びその関係会社並びにそれらの取締役及び役員は、常陽銀行、当社もしくは本件に関連する企業の社債、株式もしくはローン、本件に関連する通貨もしくは商品、または関連するデリバティブ商品に対して自己資金による投資を行う場合またはこれらに対する自己資金による投資を行うファンドを運営する場合があります。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びその関係会社は、常陽銀行、当社もしくは本件に関連する企業に対して通常のブローカレッジ業務を行う場合があります。

なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、第8回定時株主総会招集ご通知「第2号議案 当社と株式会社常陽銀行との株式交換契約承認の件」の「3.（1）エ.公正性を担保するための措置」に記載のとおり、常陽銀行の取締役会からの依頼に基づき、上記の前提条件その他一定の前提条件及び留保事項のもとに、株式交換比率が、常陽銀行の普通株式の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を常陽銀行の取締役会に提出しております。なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の株式交換比率の算定及び意見書は、常陽銀行の取締役会の参考のためのみに提出されたものであり、他のいかなる目的のためにも、また他のいかなる者によっても、依拠または使用することはできません。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本経営統合について開催される常陽銀行の株主総会における株主の議決権行使に関して何らかの意見表明や推奨を行うものではありません。

DDM分析による算定の基礎として、両社が三菱UFJモルガン・スタンレー証券に提供した両社の利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

ブライズウォーターハウスコーパス株式会社（以下「PwC」といいます。）は、当社及び常陽銀行の両社について、両社の株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており市場株価が存在することから、市場株価基準法（一部報道機関から本件に関連する憶測報道が平成27年10月26日の取引時間終了後になされたため、同日を算定基準日として、両社株式の東京証券取引所市場第一部における算定基準日の株価終値並びに算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の各期間の取引日における株価終値の単純平均及び出来高加重平均を算定の基礎としています。）による分析を行うとともに、両社とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比準法による算定を行いました。更に将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル法（以下「DDM法」といいます。）による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式交換比率の算定レンジは、常陽銀行の普通株式1株に対して割り当てる当社の普通株式数を記載したものです。

	採用手法	株式交換比率の算定レンジ
1	市場株価基準法	1.240～1.314
2	類似会社比準法	0.996～1.295
3	DDM法	0.974～1.242

PwCは、株式交換比率の算定に際し、両社より提供を受けた情報及び一般に公開されている情報を原則としてそのまま使用し、採用したそれらの情報が全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でPwCに対して未公開の事実がないこと等の種々の前提を置いており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定または査定は行っておらず、第三者機関への評価、鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された財務予測（事業計画及びその他の情報を含みます。）については、現時点で得られる最善の予測と判断に基づき、両社の経営陣によって合理的に作成されたことを前提としています。なお、DDM法による算定の前提とした両社の事業計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。PwCの株式交換比率の算定は、平成27年10月30日現在までの情報及び経済条件を反映したものであります。

上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換が実現された場合、常陽銀行は平成28年9月28日を目途に、各金融商品取引所の上場廃止基準により上場廃止となる予定です。本株式交換にあたり、常陽銀行の株主に対価として交付される当社の株式は当該各金融商品取引所に上場されており、引き続き各金融商品取引所において取引が可能であります。

公正性を担保するための措置

常陽銀行は、本経営統合の公正性・妥当性を確保するため、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、株式交換比率に関する財務分析の結果の受領に加え、算定に関する事項イ・算定の概要に記載の前提条件その他一定の前提条件及び留保事項のもとに、合意された株式交換比率が常陽銀行の普通株式の株主にとって財務の見地から妥当である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しております。

また、本経営統合の検討に関する助言及びその他の本経営統合の実現に向けた支援を受けるため、有限責任あずさ監査法人及びKPMG税理士法人を独立した財務アドバイザーとして起用しております。

加えて、両社から独立した本経営統合の法務アドバイザーとして、常陽銀行は長島・大野・常松法律事務所を選任し、本株式交換契約及び本経営統合契約締結に向けた取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。

一方、当社は、本経営統合の公正性・妥当性を確保するため、PwCから、本株式交換に用いる株式交換比率の合意の基礎とすべく株式交換比率算定書を取得しております。

また、本経営統合の検討に関する助言及びその他の本経営統合の実現に向けた支援を受けるため、野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）及び有限責任監査法人トーマツを独立した財務アドバイザーとして起用しております。なお、野村證券は、当社の主要株主の親会社である野村ホールディングス株式会社の子会社であるという関係にありますが、当社は、野村證券の財務アドバイザーとしての実績に鑑み、かつ、当社と野村證券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため、財務アドバイザーとしての独立性が確保されていることを踏まえた上で、野村證券に財務アドバイザーを依頼しました。

加えて、両社から独立した本経営統合の法務アドバイザーとして、当社は森・濱田松本法律事務所を選任し、本株式交換契約及び本経営統合契約締結に向けた取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。

利益相反を回避するための措置

本経営統合にあたって、常陽銀行と当社との間には特段の利益相反関係がないことから、特別な措置は講じておりません。

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行(交付)される有価証券との相違(対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行(交付)される有価証券との相違)】

(1) 組織再編成対象会社の新株予約権と組織再編成によって発行される新株予約権との相違

上記「第一部 証券情報 第1募集要項 1新規発行新株予約権証券 (1)募集の条件(注)2」に掲げる常陽銀行の新株予約権の内容と、これらの新株予約権の新株予約権者に割当交付される上記「第一部 証券情報 第1募集要項 1新規発行新株予約権証券(2)新株予約権の内容等」 から までに掲げる当社の新株予約権の内容は、本株式交換比率に伴う行使価額等の調整等を除き基本的に同一となっております。

また、承継前新株予約権付社債に付された新株予約権の内容と、当該新株予約権の新株予約権者に割当交付される上記「第一部 証券情報 第1募集要項 2新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)」に記載の新株予約権付社債に付された新株予約権の内容は、本株式交換比率に伴う行使価額等の調整等を除き基本的に同一となっております。

(2) 組織再編成対象会社の普通株式と組織再編成によって発行される普通株式との相違

上記「第一部 証券情報 第1募集要項 1新規発行新株予約権証券 (1)募集の条件(注)2」に掲げる常陽銀行の新株予約権の目的である普通株式は単元株式数を1,000株としていますが、これらの新株予約権の新株予約権者に割当交付される上記「第一部 証券情報 第1募集要項 1新規発行新株予約権証券(2)新株予約権の内容等」 から までに掲げる当社の新株予約権の目的である普通株式は、単元株式数を100株としているという差異があります。

また、承継前新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である普通株式は単元株式数を1,000株としていますが、当該新株予約権の新株予約権者に割当交付される上記「第一部 証券情報 第1募集要項 2新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)」に記載の新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である普通株式は、単元株式数を100株としているという差異があります。

6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

常陽銀行の株主が、その有する常陽銀行の普通株式につき、常陽銀行に対して会社法第785条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成28年6月28日開催予定の常陽銀行の定時株主総会において議決権を行使することができる株主については、当該株主総会に先立って本株式交換に反対する旨を常陽銀行に対して通知し、かつ、上記株主総会において本株式交換に反対することを要します。また、株式買取請求権の行使は、本効力発生日（平成28年10月1日予定）の20日前から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

議決権の行使の方法としては、平成28年6月28日開催予定の常陽銀行の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成28年6月27日17時までに議決権を行使することが必要となります。

郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、常陽銀行に上記の行使期限までに到達するよう返送することが必要となります。

組織再編成によって発行される株式の受取方法

本株式交換によって発行される株式は、基準時における常陽銀行の株主（ただし、当社を除きます。）に割り当てられます。

株主は、自己の常陽銀行の株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

(2) 組織再編成対象会社の新株予約権に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

本株式交換によって発行される当社の新株予約権は、本株式交換契約における会社法第768条第1項第4号又は第5号に掲げる事項についての定めが、常陽銀行の発行する株式会社常陽銀行第1回新株予約権、株式会社常陽銀行第3回新株予約権、株式会社常陽銀行第5回新株予約権、株式会社常陽銀行第6回新株予約権、株式会社常陽銀行第7回新株予約権、株式会社常陽銀行第8回新株予約権、株式会社常陽銀行第9回新株予約権、株式会社常陽銀行第10回新株予約権、株式会社常陽銀行第11回新株予約権、株式会社常陽銀行第12回新株予約権、株式会社常陽銀行第13回新株予約権及び株式会社常陽銀行第14回新株予約権に係る会社法第236条第1項第8号の条件（同号二に関するものに限りません。）に合致するため、会社法第787条第1項第3号の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

また、本株式交換によって発行される当社の新株予約権付社債に付された新株予約権は、本株式交換契約における会社法第768条第1項第4号又は第5号に掲げる事項についての定めが、常陽銀行の発行する承継前新株予約権付社債に付された新株予約権に係る会社法第236条第1項第8号の条件（同号二に関するものに限りません。）に合致するため、会社法第787条第1項第3号の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

本株式交換によって発行される当社の新株予約権は、基準時における常陽銀行の新株予約権の新株予約権者に割り当てられます。

なお、当社は新株予約権証券を発行いたしませんので、特段の手続は不要です。

また、本株式交換によって発行される当社の新株予約権付社債に付された新株予約権は、基準時における常陽銀行の承継前新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者に割り当てられます。

なお、当社は新株予約権付社債券を発行いたしませんので、特段の手続は不要です。

7 【組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）】

(1) 組織再編成に関し会社法に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式交換に関し、当社においては、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条の各規定に基づき、株式交換契約、会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第768号第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、常陽銀行の最終事業年度に係る計算書類等の内容、常陽銀行において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容、及び当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、当社本店に平成28年6月13日より備え置くこととしています。

は、平成28年4月25日開催の当社及び常陽銀行の取締役会において承認された本株式交換契約です。は、本株式交換に際して、株式交換比率及びその株式交換比率の算定根拠並びに本株式交換契約において定める当社の増加する資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明するものです。は、本株式交換契約における、常陽銀行の新株予約権者に対して交付する当社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法に関する定めが相当であることを説明するものです。は、常陽銀行の平成27年3月期の計算書類等の内容です。は、常陽銀行において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を説明したものであり、は、当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を説明したものです。

当社の株主及び債権者の皆様は、これらの書類を当社本店で閲覧することができます。なお、本株式交換が効力を生ずる日までの間に、上記 ないし に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

次に、常陽銀行においては、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条の各規定に基づき、株式交換契約、交換対価の相当性に関する事項、交換対価について参考となるべき事項、株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項、当社の最終事業年度に係る計算書類等の内容、当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容、及び常陽銀行において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、常陽銀行本店に平成28年6月13日より備え置くこととしています。

は、平成28年4月25日開催の当社及び常陽銀行の取締役会において承認された本株式交換契約です。は、本株式交換に際して、株式交換比率及びその株式交換比率の算定根拠並びに本株式交換契約において定める当社の増加する資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明するものです。は、当社の定款の定め、当社株式の換価の方法、当社株式の市場価格に関する事項、当社の過去5年間の事業年度（最終事業年度を除く。）に係る貸借対照表の内容等を説明するものです。は、本株式交換契約における、常陽銀行の新株予約権者に対して交付する当社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法に関する定めが相当であることを説明するものです。は、当社の平成27年3月期の計算書類等の内容です。は、当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を説明したものであり、は、常陽銀行において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を説明したものです。

常陽銀行の株主及び新株予約権者の皆様は、これらの書類を常陽銀行本店で閲覧することができます。なお、本株式交換が効力を生ずる日までの間に、上記 ないし に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

株式交換契約締結の取締役会決議日（両社）	平成28年4月25日（月）
株式交換契約締結日（両社）	平成28年4月25日（月）
定時株主総会開催日（両社）	平成28年6月28日（火）
上場廃止日（常陽銀行）	平成28年9月28日（水）（予定）
株式交換の予定日（効力発生日）	平成28年10月1日（土）（予定）

（注）上記日程は、本株式交換の手続きの遂行上の必要性及びその他の事由により、両社の合意により変更されることがあります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

普通株式について

常陽銀行の株主が、その有する常陽銀行の普通株式につき、当社に対して会社法第785条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成28年6月28日開催予定の常陽銀行の定時株主総会において議決権を行使することができる株主については、当該株主総会に先立って本株式交換に反対する旨を常陽銀行に対して通知し、かつ、上記株主総会において本株式交換に反対することを要します。また、株式買取請求権の行使は、本効力発生日（平成28年10月1日予定）の20日前から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

新株予約権について

本株式交換によって発行される当社の新株予約権は、本株式交換契約における会社法第768条第1項第4号又は第5号に掲げる事項についての定めが、上記「第一部 証券情報 第1募集要項 1新規発行新株予約権証券 (1)募集の条件（注）2」に掲げる常陽銀行の新株予約権に係る会社法第236条第1項第8号の条件（同号二に関するものに限り、）に合致するため、会社法第787条第1項第3号の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

また、本株式交換によって発行される当社の新株予約権付社債に付された新株予約権は、本株式交換契約における会社法第768条第1項第4号又は第5号に掲げる事項についての定めが、常陽銀行の発行する承継前新株予約権付社債に付された新株予約権に係る会社法第236条第1項第8号の条件（同号二に関するものに限り、）に合致するため、会社法第787条第1項第3号の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

第2 【統合財務情報】

(1) 当社

当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
		(自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)	(自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日)	(自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日)	(自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日)	(自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日)
連結経常収益	百万円	104,644	101,268	98,389	108,069	96,723
連結経常利益	百万円	15,765	17,201	18,697	28,271	21,064
連結当期純利益	百万円	15,985	17,170	15,405	24,314	17,076
連結包括利益	百万円	10,176	23,197	28,242	22,691	43,963
連結純資産額	百万円	239,243	256,770	279,343	241,135	287,121
連結総資産額	百万円	5,218,682	5,353,772	5,434,144	5,612,355	5,864,239
1株当たり純資産額	円	58,731.02	652.22	735.82	723.58	861.58
1株当たり当期純利益金額	円	3,820.40	42.59	36.05	69.85	51.24
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	4.58	4.79	5.14	4.29	4.89
連結自己資本利益率	%	6.74	6.92	5.74	9.34	6.46
連結株価収益率	倍	-	-	-	6.57	9.85
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	136,036	83,589	34,470	227,182	18,608
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	108,312	139,114	34,952	20,035	5,525
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	5,678	5,679	5,680	59,939	2,832
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	110,390	160,230	155,060	342,368	363,712
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	3,122 〔1,913〕	3,158 〔1,800〕	3,119 〔1,707〕	3,010 〔1,656〕	2,944 〔1,588〕

- (注) 1. 当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」（以下、「1株当たり情報」という。）の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。
- また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第三部 企業情報 第5 経理の状況」中、1「(1)連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- なお、当社は平成25年10月19日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。このため、平成23年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 平成22年度、平成23年度及び平成24年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
- また、当社は平成25年12月19日に東京証券取引所市場第一部に上場しているため、平成25年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新規上場日から平成25年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しておりますが、潜在株式を調整した計算により1株当たり当期純利益金額は減少しないので、記載しておりません。
- 平成26年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式を調整した計算により1株当たり当期純利益金額は減少しないので、記載しておりません。
4. 自己資本比率は、（期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 平成22年度、平成23年度及び平成24年度の連結株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 平成23年度、平成24年度、平成25年度及び平成26年度の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりますが、平成22年度の連結財務諸表については、監査を受けておりません。

(2) 常陽銀行

当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
		(自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)	(自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日)	(自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日)	(自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日)	(自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日)
連結経常収益	百万円	154,402	153,673	150,451	159,179	156,118
うち連結信託報酬	百万円	31	30	37	25	26
連結経常利益	百万円	20,791	33,822	35,953	41,320	45,730
連結当期純利益	百万円	13,990	18,134	22,726	25,042	28,680
連結包括利益	百万円	5,190	29,891	69,906	25,372	105,710
連結純資産額	百万円	424,997	446,615	506,649	516,971	601,840
連結総資産額	百万円	7,438,307	8,005,275	8,268,033	8,536,571	9,065,458
1株当たり純資産額	円	551.72	583.98	671.35	689.21	830.50
1株当たり当期純利益金額	円	18.14	23.66	30.06	33.52	39.48
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	18.14	23.65	30.05	33.51	39.46
自己資本比率	%	5.6	5.5	6.0	6.0	6.6
連結自己資本利益率	%	3.29	4.18	4.79	4.91	5.15
連結株価収益率	倍	18	16	17	15	15
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	221,708	415,419	43,978	20,232	120,983
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	93,459	269,118	97,494	105,198	155,249
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	18,342	12,884	9,912	14,386	6,810
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	239,686	373,098	309,695	210,363	493,433
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	3,793 〔2,071〕	3,783 〔2,054〕	3,766 〔2,006〕	3,713 〔1,927〕	3,687 〔1,923〕
信託財産額	百万円	2,968	2,685	3,492	3,513	2,540

- (注) 1. 常陽銀行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。これにより、平成22年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、遡及処理後の数値を記載しております。
- また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第三部 企業情報 第5 経理の状況」中、1「(1)連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 従業員数は、就業人員数を表示しております。
5. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、該当する信託業務を含む会社は常陽銀行1社です。

上記各主要な経営指標等に基づき、本株式交換後の当社に係るものとして算出した主要な経営指標等の見積もりは、以下のとおりです。もっとも、以下の数値は、単純な合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載でありますことにご留意ください。また、「連結経常収益」、「連結経常利益」及び「連結当期純利益」以外の指標等については、単純な合算を行うことも困難であり、また、単純に合算を行うと却って投資家の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っておりません。

連結収益	(百万円)	265,788
連結経常利益	(百万円)	78,041
連結当期純利益	(百万円)	53,486

第3 【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約(発行者(その関連者)と対象者との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりです。

(2) 当社の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月		平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
営業収益	百万円	12,784	10,773	15,465	15,465	15,465
経常利益	百万円	8,766	6,801	11,467	12,114	12,011
当期純利益	百万円	8,761	6,796	11,462	12,110	16,997
資本金	百万円	105,010	105,010	105,010	117,495	117,495
発行済株式総数	千株	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
		2,700 第1種優先株式 20 第2種優先株式 10	2,700 第1種優先株式 20 第2種優先株式 10	2,700 第1種優先株式 20 第2種優先株式 10	333,250 第1種優先株式 - 第2種優先株式 -	333,250 第1種優先株式 - 第2種優先株式 -
純資産額	百万円	210,603	211,730	217,523	169,693	183,859
総資産額	百万円	291,568	292,738	298,560	300,588	304,419
1株当たり純資産額	円	48,123.70	485.40	506.86	509.20	551.71
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
		- (-) 第1種優先株式 189,000.00 (-) 第2種優先株式 189,000.00 (-)	- (-) 第1種優先株式 189,000.00 (-) 第2種優先株式 189,000.00 (-)	- (-) 第1種優先株式 189,000.00 (-) 第2種優先株式 189,000.00 (-)	4.00 (-) 第1種優先株式 - (-) 第2種優先株式 - (-)	9.00 (4.50) 第1種優先株式 - (-) 第2種優先株式 - (-)
1株当たり当期純利益金額	円	1,145.03	4.17	21.45	27.38	51.00
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	72.23	72.32	72.85	56.45	60.39
自己資本利益率	%	4.19	3.21	5.34	6.25	9.61
株価収益率	倍	-	-	-	16.76	9.90
配当性向	%	-	-	-	14.60	17.64
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	18 〔5〕	18 〔4〕	16 〔4〕	15 〔5〕	15 〔2〕

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 第7期（平成27年3月期）中間配当についての取締役会決議は平成26年11月7日に行いました。

3. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。

なお、当社は平成25年10月19日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。平成23年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

4. 第3期、第4期及び第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

また、当社は平成25年12月19日に東京証券取引所市場第一部に上場しているため、第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新規上場日から第6期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しておりますが、潜在株式を調整した計算により1株当たり当期純利益金額は減少しないので、記載しておりません。

第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式を調整した計算により1株当たり当期純利益金額は減少しないので、記載しておりません。

5. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
6. 第3期、第4期及び第5期の株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 配当性向は、普通株式に係る1株当たり配当額を1株当たりの当期純利益金額で除して算出しております。なお、第3期、第4期及び第5期については、普通株式への配当は行っておりません。
8. 第4期、第5期、第6期及び第7期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりますが、第3期の財務諸表については、監査を受けておりません。

2 【沿革】

当社は、一時国有化されていた株式会社足利銀行の受皿として平成20年4月1日に設立され、同年7月1日に同行の全株式を預金保険機構から譲り受けました。当社は、株式会社足利銀行のみを子銀行とする銀行持株会社であり、沿革については、当社及び株式会社足利銀行について記載しております。

< 当社の沿革 >

年月	事項
平成20年4月	野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社、ネクスト・キャピタル・パートナーズ株式会社を株主として、当社設立。
平成20年5月	内閣総理大臣より、銀行法に基づく銀行持株会社になることについての認可を取得。
平成20年7月	預金保険機構より株式会社足利銀行の全株式を取得し同行を完全子会社化。
平成25年12月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場。

< 株式会社足利銀行の沿革 >

年月	事項
明治28年 9月	栃木県足利市に株式会社足利銀行設立。同年10月営業開始。 その後、大正9年2月佐野銀行を合併、大正13年8月宇都宮商業銀行を合併、大正14年6月葛生、小山の2銀行を合併、昭和2年12月羽生銀行を合併、昭和3年4月深谷商業銀行より営業譲受、昭和5年7月栃木倉庫銀行より営業譲受、昭和8年3月鹿沼興業銀行より営業譲受、昭和10年4月烏山銀行より営業譲受、昭和11年5月益子銀行より営業譲受、昭和11年6月栃木農商銀行を合併、昭和11年8月久下田銀行より営業譲受、昭和11年11月黒羽銀行より営業譲受、昭和12年2月黒羽商業銀行より営業譲受、昭和12年9月祖母井銀行より営業譲受、昭和13年2月那須商業銀行より営業譲受、昭和13年3月茂木銀行より営業譲受、昭和19年3月下毛貯蓄銀行より営業譲受。栃木県下に本店を置く唯一の普通銀行となる。
昭和35年 7月	外国為替業務取扱開始。
昭和42年 2月	本店を宇都宮市に移転。
昭和46年 4月	第1次オンライン・システム稼動開始。
昭和51年10月	第2次オンライン・システム稼動開始。
昭和53年12月	足利信用保証株式会社を設立。
昭和57年 3月	足利ダイヤモンドクレジット株式会社(現 株式会社あしぎんカード)を設立。
昭和58年 1月	公共債の窓口販売業務開始。
昭和58年10月	足銀ビジネスサービス株式会社(株式会社あしぎん事務センター)を設立。
昭和59年 5月	公共債ディーリング業務開始。
昭和60年 5月	担保附社債信託法に基づく受託業務開始。
昭和63年12月	電算センター竣工。
平成元年10月	あしぎん不動産調査株式会社(あしぎんビジネスサポート株式会社)を設立。
平成2年11月	第3次オンライン・システム稼動開始。
平成6年 4月	信託代理店業務の取扱開始。
平成10年12月	証券投資信託の窓口販売業務開始。
平成12年 4月	あしぎんシステム開発株式会社を設立。
平成13年 4月	損害保険の窓口販売業務開始。
平成14年10月	個人年金保険の窓口販売業務開始。
平成15年11月	金融庁長官宛て、預金保険法に基づき「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行ない、内閣総理大臣より同法に基づく特別危機管理開始決定を受ける。
平成15年12月	株式会社足利銀行の全株式を預金保険機構が取得し一時国有化。
平成20年 6月	預金保険機構の資金援助が実施され、債務超過解消。
平成20年 7月	株式会社足利ホールディングスの完全連結子会社となり、特別危機管理終了。
平成21年 2月	銀行本体発行クレジットカードの取扱開始。
平成21年 4月	株式会社あしぎん総合研究所を設立。
平成22年 1月	金融商品仲介業務開始。
平成23年 7月	「NTTデータ地銀共同センター」へシステム移行。
平成24年 4月	株式会社あしぎん事務センター、あしぎんシステム開発株式会社、あしぎんビジネスサポート株式会社の委託業務および人員を株式会社足利銀行が承継。
平成24年10月	株式会社あしぎん総合研究所を存続会社とし、株式会社あしぎん事務センターとあしぎんシステム開発株式会社を吸収合併。あしぎんビジネスサポート株式会社が清算結了。

なお、常陽銀行の沿革につきましては、同社の有価証券報告書(平成27年6月26日提出)に記載のとおりです。

3 【事業の内容】

当社および当社の関係会社は、当社と連結子会社4社で構成され、銀行業務を中心にクレジットカード業務などの金融サービスを提供しております。

当社は当社の子会社に係る経営管理及びそれに附帯する業務を行っております。

なお、当社は特定上場会社等に該当するため、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については、連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

〔銀行業務〕

株式会社足利銀行の本店ほか支店においては、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、内国為替業務、外国為替業務、信託業務、証券投資信託・保険商品の窓口販売業務等を行ない、当社グループの中核業務となっております。

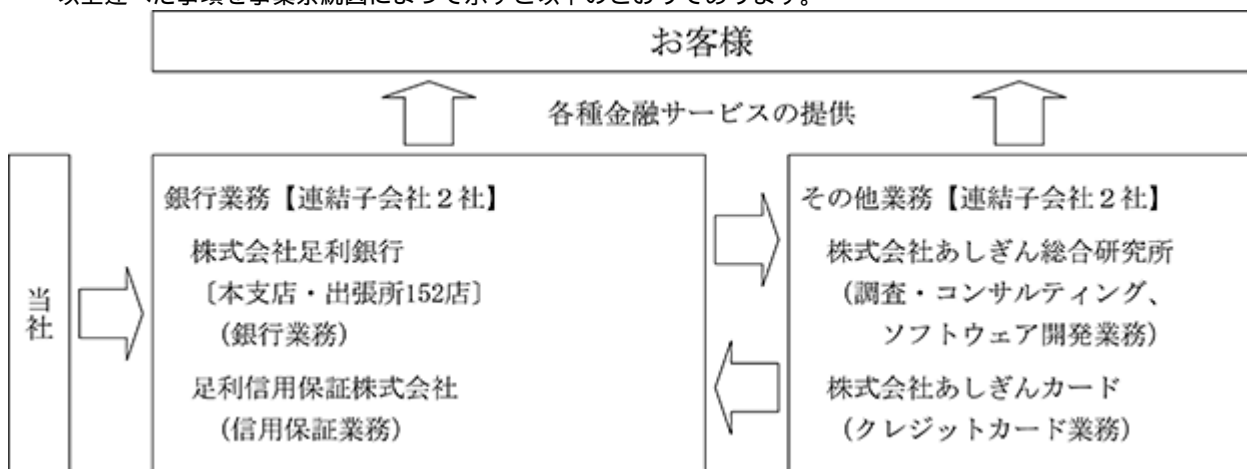
営業店舗は、栃木県を中心に群馬県、茨城県、埼玉県、福島県、東京都に展開しており、特に栃木県を主要な営業基盤としております。また、群馬県、茨城県、埼玉県については、栃木県に準じる重点地域としています。

また、足利信用保証株式会社が株式会社足利銀行の取扱う住宅ローン等に対する信用保証業務を行っております。

〔その他業務〕

株式会社あしぎん総合研究所が調査・コンサルティング・ソフトウェア開発業務を、株式会社あしぎんカードがクレジットカード業務を展開しております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと以下のとおりであります。



なお、常陽銀行の事業の内容につきましては、同社の有価証券報告書（平成27年6月26日提出）及び四半期報告書（平成27年8月7日、平成27年11月20日、平成28年2月8日）に記載のとおりです。

4 【関係会社の状況】

(最近連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日))

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合(%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社)									
株式会社足利銀行	栃木県 宇都宮市	135,000	銀行業務	所有 100	10 (10)	-	経営管理 預金取引関係 金銭貸借関係 事務委託関係	当社へ 建物 賃貸	-
足利信用保証 株式会社	栃木県 宇都宮市	50	信用保証 業務	100 (100)	-	-	-	-	-
株式会社あしぎん 総合研究所	栃木県 宇都宮市	70	調査、コ ンサル テ ィ ン グ、ソフ トウェア 開発業務	100 (100)	-	-	-	-	-
株式会社あしぎん カード	栃木県 宇都宮市	30	クレジット カード 業務	100 (100)	-	-	-	-	-
(その他の関係会社)									
野村フィナンシャル・パートナーズ 株式会社	東京都 千代田区	10,884	投資事業	被所有 36.87	1 (1)	-	-	-	-
(その他の関係会社の 親会社)									
野村ホールディング ス株式会社	東京都 中央区	594,493	持株会社	被所有 36.87 (36.87)	-	-	-	-	-

- (注) 1 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのは株式会社足利銀行であります。
- 2 上記関係会社のうち、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社は野村ホールディングス株式会社であります。
- 3 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は、間接所有の割合(内書き)、又は間接被所有の割合(内書き)であります。
- 4 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当社の役員(内書き)であります。
- 5 上記関係会社のうち、株式会社足利銀行は経常収益(連結会社相互間の内部経常収益を除く。)の連結経常収益に占める割合が10%を超えております。ただし、銀行業務セグメントの経常収益に占める当該連結子会社の経常収益(セグメント間の内部経常収益又は振替高を含む。)の割合が90%を超えているため、主要な損益情報等の記載は省略しております。

なお、常陽銀行の関係会社の状況につきましては、同社の有価証券報告書(平成27年6月26日提出)に記載のとおりです。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成28年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業務	その他業務	合計
従業員数(人)	2,851 [1,530]	47 [22]	2,898 [1,552]

(注) 1 従業員数は、当社グループ(当社及び連結子会社)からの当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。また、嘱託及び臨時従業員1,540人(銀行業務1,517人、その他業務23人)を含んでおりません。

2 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成28年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
15 [2]	41.7	15.4	7,388

(注) 1 当社従業員は、すべて、株式会社足利銀行からの出向者であります。なお、従業員数には株式会社足利銀行からの兼務出向者38名を含んでおりません。

2 従業員数は、嘱託及び臨時従業員2人を含んでおりません。

3 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

4 平均勤続年数は、出向元等での勤務年数を通算しております。

5 平均年間給与は、3月末の当社従業員に対して株式会社足利銀行で支給された年間の給与、賞与及び基準外賃金を合計したものであります。

(参考情報) 株式会社足利銀行の従業員数等

平成28年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
2,817 [1,519]	41.4	17.2	6,289

(注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員1,506人を含んでおりません。

2 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

3 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与は、出向者を除いて算出しております。平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社には労働組合はありません。また、当社グループには、足利銀行職員組合が組織されており、組合員数は3,826人(臨時従業員を含む)であります。労使間において特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

（当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（経営の基本方針）

当社グループは、「存在意義：豊かさの創造に寄与する」「経営姿勢：地域と共に生きる」「行動規準：誇りと喜びをもって行動する」という企業理念のもと、地域金融機関として業務の健全性・適切性を確保し、円滑かつ適正な資金供給と金融サービスの提供により、地域並びにお客さまの安定・発展に貢献することを基本方針としております。また、地域企業の育成・再生、地域産業振興の支援を行い、地域経済の持続的な発展に貢献してまいります。

（中長期的な経営戦略）

中期経営計画「チャレンジ120～創業120年に向けた果敢なる挑戦～」では、「地域へのコミットメントを通じた収益力向上の実現」と「東京証券取引所への上場」を中期的な経営目標として掲げております。「東京証券取引所への上場」につきましては、平成25年12月19日に、東京証券取引所市場第一部への上場を実現いたしました。引き続き、「地域へのコミットメントを通じた収益力向上の実現」を目指し、サービスの付加価値力向上・銀行力向上・人材力向上に取り組んでおります。

（経済環境）

当連結会計年度のが国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動などの影響が見られたものの、設備投資や公共投資が堅調なこと等もあり、緩やかな回復基調が続きました。栃木県経済におきましては、生産活動が緩やかに持ち直したほか、設備投資も底堅く推移しましたが、個人消費が力強さに欠ける等、回復テンポの鈍化が見られました。

金融情勢につきましては、平成26年10月に日本銀行の追加金融緩和もあり、10年物国債利回りが一時的に0.2%の水準まで低下しましたが、その後はやや上昇し期末には0.4%台となりました。また、為替相場は対米ドルで1ドル120円の水準まで円安が進行しました。株式相場は日経平均が期初1万4千円台から、期末には1万9千円台に上昇しました。

このような環境のもと、当社グループでは、平成25年4月よりスタートした中期経営計画「チャレンジ120～創業120年に向けた果敢なる挑戦～」に基づき、主として株式会社足利銀行を通じた地域における円滑な金融仲介機能の発揮や、お客様のニーズに応じた金融サービスの提供に努めてまいりました結果、当連結会計年度における財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

このような環境のもと、当社グループでは、平成25年4月よりスタートした中期経営計画「チャレンジ120～創業120年に向けた果敢なる挑戦～」に基づき、主として株式会社足利銀行を通じた地域における円滑な金融仲介機能の発揮や、お客様のニーズに応じた金融サービスの提供に努めてまいりました結果、当連結会計年度における財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

（資産・負債・純資産の状況）

当社グループの平成27年3月末の資産は、貸出金が増加したこと等から、前連結会計年度末比2,518億円増加し、5兆8,642億円となりました。負債は、預金や譲渡性預金が増加したこと等から、前連結会計年度末比2,058億円増加し、5兆5,771億円となりました。また、純資産は、その他有価証券評価差額金の増加や当期純利益の計上等により、前連結会計年度末比459億円増加し、2,871億円となりました。

銀行業務セグメントの中核である株式会社足利銀行（単体）の主要勘定の特徴は以下のとおりです。

・貸出金

住宅ローンや地域の中小企業を中心とした事業性融資への積極的な取り組み等により、個人向け貸出金が前事業年度末比1,288億円、法人向け貸出金が前事業年度末比257億円それぞれ増加し、当事業年度末の総貸出金残高は、前事業年度末比1,821億円増加し、4兆1,894億円となりました。

・預金等

個人預金が前事業年度末比992億円、法人預金が前事業年度末比380億円それぞれ増加したことに加えて、譲渡性預金についても前事業年度末比263億円増加したことから、当事業年度末の預金等（預金＋譲渡性預金）残高は、前事業年度末比1,538億円増加し、5兆3,377億円となりました。

また、お客さまの多様化する資金運用ニーズにお応えするため、投資信託、保険、債券など魅力ある商品の提供に努めてまいりました結果、預金と譲渡性預金に預かり資産を加えた金融資産残高合計は、前事業年度末比1,612億円増加し、6兆922億円となりました。

・有価証券

有価証券は、市場動向を踏まえた適切な運用に努めた結果、前事業年度末比314億円増加し、1兆2,368億円となりました。

（経営成績）

当社グループの連結経常収益は、有価証券利息配当金の増加や、投資信託販売等による役務取引等収益の増加があったものの、金利低下による貸出金利息の減少のほか、国債等債券売却益と株式売却益の減少等により、前連結会計年度比113億45百万円減少し、967億23百万円となりました。

連結経常費用は、国債等債券売却損や営業経費が減少したほか、与信関係費用が減少したこと等により、前連結会計年度比41億38百万円減少し、756億58百万円となりました。

この結果、連結経常利益は、前連結会計年度比72億7百万円減少し、210億64百万円となりました。また、連結当期純利益は、前連結会計年度比72億38百万円減少し、170億76百万円となりました。

(キャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、コールマネー及び債券貸借取引受入担保金の減少や借入金の増加等により、186億円の収入となりました。前連結会計年度との比較では2,085億円の減少となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の償還・売却等により、55億円の収入となりました。前連結会計年度との比較では145億円の減少となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、当連結会計年度は配当金の支払いのみであったため、28億円の支出となり、前連結会計年度との比較では571億円の支出の減少となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の期末残高は前連結会計年度比213億円増加し、3,637億円となりました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

当連結会計年度は、資金運用収益は、国内業務部門の「貸出金利息」が減少した一方で「有価証券利息配当金」が増加したことにより前連結会計年度比14億4百万円増加して、708億61百万円となりました。資金調達費用は、国内業務部門が減少した一方で国際業務部門の増加により前連結会計年度比2億58百万円増加して、48億82百万円となりました。この結果、資金運用収支は、前連結会計年度比11億45百万円増加して、659億78百万円となりました。

役務取引等収益は、国内業務部門を中心に前連結会計年度比5億22百万円増加して、218億39百万円となりました。役務取引等費用は、国内業務部門を中心に前連結会計年度比2億97百万円増加して60億56百万円となりました。この結果、役務取引等収支は2億25百万円増加して、157億83百万円となりました。

その他業務収益は、国内業務部門の「国債等債券売却益」の減少を主因に前連結会計年度比21億64百万円減少して、12億72百万円となりました。その他業務費用は、国内業務部門の「国債等債券売却損」の減少を主因に前連結会計年度比13億16百万円減少して、1億44百万円となりました。この結果、その他業務収支は前連結会計年度比8億47百万円減少して、11億28百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	63,922	910		64,832
	当連結会計年度	64,310	1,668		65,978
うち資金運用収益	前連結会計年度	68,484	1,082	110	69,456
	当連結会計年度	68,791	2,239	169	70,861
うち資金調達費用	前連結会計年度	4,562	171	110	4,624
	当連結会計年度	4,481	571	169	4,882
役務取引等収支	前連結会計年度	15,463	94		15,558
	当連結会計年度	15,706	76		15,783
うち役務取引等収益	前連結会計年度	21,173	143		21,317
	当連結会計年度	21,698	140		21,839
うち役務取引等費用	前連結会計年度	5,710	49		5,759
	当連結会計年度	5,991	64		6,056
その他業務収支	前連結会計年度	1,594	381		1,975
	当連結会計年度	620	507		1,128
うちその他業務収益	前連結会計年度	3,055	381		3,437
	当連結会計年度	765	507		1,272
うちその他業務費用	前連結会計年度	1,461			1,461
	当連結会計年度	144			144

(注) 1 「国内」「海外」の区分に替えて、「国内業務部門」「国際業務部門」で区分しております。

国内業務部門は当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当社及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借利息であります。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用 / 調達の状況

国内業務部門の資金運用勘定平均残高は、「貸出金」を中心に前連結会計年度比2,678億21百万円増加して、5兆5,192億97百万円となりました。国内業務部門の資金運用利息は、「貸出金利息」が減少した一方で「有価証券利息配当金」が増加したことにより前連結会計年度比3億6百万円増加して、687億91百万円、資金運用利回りは前連結会計年度比0.06ポイント低下して1.24%となりました。

国内業務部門の資金調達勘定平均残高は、「預金」を中心に前連結会計年度比2,932億18百万円増加して、5兆4,493億50百万円となりました。国内業務部門の資金調達利息は、「預金利息」の減少により、前連結会計年度比81百万円減少して、44億81百万円、資金調達利回りは前連結会計年度並みの0.08%となりました。

国際業務部門の資金運用勘定平均残高は、「有価証券」を中心に前連結会計年度比947億97百万円増加して、

2,278億47百万円となりました。国際業務部門の資金運用利息は、「有価証券利息配当金」を中心に前連結会計年度比11億57百万円増加して22億39百万円、資金運用利回りは前連結会計年度比0.17ポイント上昇して0.98%となりました。

国際業務部門の資金調達勘定平均残高は、「コールマネー及び売渡手形」、「債券貸借取引受入担保金」を中心に前連結会計年度比945億35百万円増加して、2,273億58百万円となりました。国際業務部門の資金調達利息は、前連結会計年度比399百万円増加して5億71百万円、資金調達利回りは前連結会計年度比0.13ポイント上昇して0.25%となりました。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	5,251,476	68,484	1.30
	当連結会計年度	5,519,297	68,791	1.24
うち貸出金	前連結会計年度	3,787,688	57,690	1.52
	当連結会計年度	3,990,751	56,949	1.42
うち商品有価証券	前連結会計年度	4,159	23	0.56
	当連結会計年度	4,093	25	0.63
うち有価証券	前連結会計年度	1,119,939	10,285	0.91
	当連結会計年度	1,032,561	11,227	1.08
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	116,945	131	0.11
	当連結会計年度	73,547	84	0.11
うち預け金	前連結会計年度	109,018	135	0.12
	当連結会計年度	226,567	226	0.09
資金調達勘定	前連結会計年度	5,156,132	4,562	0.08
	当連結会計年度	5,449,350	4,481	0.08
うち預金	前連結会計年度	4,708,876	2,449	0.05
	当連結会計年度	4,894,324	2,277	0.04
うち譲渡性預金	前連結会計年度	227,006	158	0.06
	当連結会計年度	292,655	206	0.07
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	16,794	12	0.07
	当連結会計年度	36,493	25	0.07
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	60,229	60	0.09
	当連結会計年度	36,107	36	0.09
うち借入金	前連結会計年度	138,513	1,871	1.35
	当連結会計年度	185,006	1,924	1.04

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、銀行業以外の連結子会社については、期首と期末の残高に基づく平均残高を利用してあります。

2 「国内業務部門」とは、当社及び連結子会社の円建取引であります。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度37,939百万円、当連結会計年度40,803百万円)を控除して表示しております。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	133,049	1,082	0.81
	当連結会計年度	227,847	2,239	0.98
うち貸出金	前連結会計年度	7,074	61	0.86
	当連結会計年度	8,215	60	0.73
うち商品有価証券	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち有価証券	前連結会計年度	95,177	887	0.93
	当連結会計年度	149,069	1,865	1.25
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	19,620	72	0.36
	当連結会計年度	49,246	246	0.50
うち預け金	前連結会計年度	2,991	52	1.75
	当連結会計年度	15,145	49	0.32
資金調達勘定	前連結会計年度	132,823	171	0.12
	当連結会計年度	227,358	571	0.25
うち預金	前連結会計年度	21,735	38	0.17
	当連結会計年度	17,229	31	0.18
うち譲渡性預金	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	2,398	6	0.26
	当連結会計年度	13,319	51	0.38
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	1,453	2	0.17
	当連結会計年度	11,842	33	0.28
うち借入金	前連結会計年度	3	0	0.57
	当連結会計年度	4	0	0.60

(注) 1 「国際業務部門」とは、当社及び連結子会社の外貨建取引であります。

2 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度50百万円、当連結会計年度39百万円)を控除して表示しております。

3 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式(前月末T T仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去 額()	合計	小計	相殺消去 額()	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	5,384,525	106,799	5,277,725	69,566	110	69,456	1.31
	当連結会計年度	5,747,145	184,535	5,562,610	71,030	169	70,861	1.27
うち貸出金	前連結会計年度	3,794,762		3,794,762	57,751		57,751	1.52
	当連結会計年度	3,998,966		3,998,966	57,010		57,010	1.42
うち商品有価証券	前連結会計年度	4,159		4,159	23		23	0.56
	当連結会計年度	4,093		4,093	25		25	0.63
うち有価証券	前連結会計年度	1,215,117		1,215,117	11,173		11,173	0.91
	当連結会計年度	1,181,631		1,181,631	13,092		13,092	1.10
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	136,565		136,565	204		204	0.14
	当連結会計年度	122,794		122,794	331		331	0.26
うち預け金	前連結会計年度	112,010		112,010	187		187	0.16
	当連結会計年度	241,713		241,713	275		275	0.11
資金調達勘定	前連結会計年度	5,288,956	106,799	5,182,156	4,734	110	4,624	0.08
	当連結会計年度	5,676,709	184,535	5,492,174	5,052	169	4,882	0.08
うち預金	前連結会計年度	4,730,611		4,730,611	2,487		2,487	0.05
	当連結会計年度	4,911,553		4,911,553	2,308		2,308	0.04
うち譲渡性預金	前連結会計年度	227,006		227,006	158		158	0.06
	当連結会計年度	292,655		292,655	206		206	0.07
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	19,193		19,193	19		19	0.09
	当連結会計年度	49,812		49,812	77		77	0.15
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	61,682		61,682	62		62	0.10
	当連結会計年度	47,950		47,950	69		69	0.14
うち借入金	前連結会計年度	138,517		138,517	1,871		1,871	1.35
	当連結会計年度	185,010		185,010	1,924		1,924	1.04

(注) 1 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度37,990百万円、当連結会計年度40,843百万円)を控除して表示しております。

2 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息であります。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

国内業務部門の役務取引等収益は、「証券関連業務」を中心に前連結会計年度比5億25百万円増加して、216億98百万円となりました。また、国内業務部門の役務取引等費用は、前連結会計年度比2億81百万円増加して、59億91百万円となりました。

国際業務部門の役務取引等収益は、前連結会計年度比3百万円減少して1億40百万円、役務取引等費用は、前連結会計年度比15百万円増加して64百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	21,173	143		21,317
	当連結会計年度	21,698	140		21,839
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	5,523			5,523
	当連結会計年度	5,724			5,724
うち為替業務	前連結会計年度	4,885	140		5,025
	当連結会計年度	4,854	137		4,992
うち証券関連業務	前連結会計年度	4,821			4,821
	当連結会計年度	5,486			5,486
うち代理業務	前連結会計年度	2,743			2,743
	当連結会計年度	2,851			2,851
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	221			221
	当連結会計年度	215			215
うち保証業務	前連結会計年度	130			130
	当連結会計年度	135			135
役務取引等費用	前連結会計年度	5,710	49		5,759
	当連結会計年度	5,991	64		6,056
うち為替業務	前連結会計年度	866	12		878
	当連結会計年度	862	12		875

(注) 国内業務部門は当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当社及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	4,924,524	18,612		4,943,137
	当連結会計年度	5,054,554	16,556		5,071,110
うち流動性預金	前連結会計年度	2,998,948	9,563		3,008,512
	当連結会計年度	3,146,675	10,065		3,156,740
うち定期性預金	前連結会計年度	1,784,944	9,049		1,793,994
	当連結会計年度	1,767,731	6,491		1,774,223
うちその他	前連結会計年度	140,630			140,630
	当連結会計年度	140,146			140,146
譲渡性預金	前連結会計年度	171,040			171,040
	当連結会計年度	197,379			197,379
総合計	前連結会計年度	5,095,565	18,612		5,114,177
	当連結会計年度	5,251,933	16,556		5,268,490

(注) 1 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3 国内業務部門は当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当社及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

(5) 国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(未残・構成比)

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	3,958,083	100.00	4,150,466	100.00
製造業	514,518	13.00	516,383	12.44
農業、林業	12,618	0.32	10,360	0.25
漁業	538	0.01	524	0.01
鉱業、採石業、砂利採取業	5,781	0.15	5,803	0.14
建設業	137,476	3.47	144,174	3.47
電気・ガス・熱供給・水道業	36,225	0.92	39,741	0.96
情報通信業	46,090	1.16	41,111	0.99
運輸業、郵便業	101,964	2.58	103,111	2.49
卸売業、小売業	387,462	9.79	395,915	9.54
金融業、保険業	162,810	4.11	158,274	3.81
不動産業、物品賃貸業	408,882	10.33	446,849	10.77
その他サービス業	291,074	7.35	296,371	7.14
国・地方公共団体	490,369	12.39	519,997	12.53
その他	1,362,264	34.42	1,471,841	35.46
海外及び特別国際金融取引勘定分				
政府等				
金融機関				
その他				
合計	3,958,083		4,150,466	

外国政府等向け債権残高(国別)

該当事項はありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

有価証券残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	439,400			439,400
	当連結会計年度	351,981			351,981
地方債	前連結会計年度	257,005			257,005
	当連結会計年度	241,943			241,943
社債	前連結会計年度	269,572			269,572
	当連結会計年度	238,602			238,602
株式	前連結会計年度	42,949			42,949
	当連結会計年度	56,099			56,099
その他の証券	前連結会計年度	53,604	113,937		167,542
	当連結会計年度	150,584	168,727		319,311
合計	前連結会計年度	1,062,532	113,937		1,176,469
	当連結会計年度	1,039,211	168,727		1,207,938

(注) 1 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

2 国内業務部門は当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当社及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用し、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	平成27年3月31日
1. 連結自己資本比率 (2 / 3)	8.54
2. 連結における自己資本の額	2,487
3. リスク・アセットの額	29,098
4. 連結総所要自己資本額	1,163

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、株式会社足利銀行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

株式会社足利銀行の資産の査定の額

債権の区分	平成26年3月31日	平成27年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	8,189	6,816
危険債権	71,533	72,571
要管理債権	34,743	19,037
正常債権	3,952,785	4,157,988

(当第3四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年12月31日))

(経済環境)

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、企業収益が改善するなかで設備投資が緩やかに増加したほか、雇用・所得環境の着実な改善を背景に個人消費が底堅く推移したこと等により、緩やかな回復が続きました。栃木県経済におきましても、個人消費や生産活動の動きに弱さが見られましたが、設備投資や雇用の改善等を背景に、総じて緩やかな回復となりました。

金融情勢をみますと、期初0.3%台でスタートした10年物国債利回りは、期末には0.2%台に低下しました。為替相場は対米ドルで1ドル120円を挟んだ水準で推移しました。株式相場は日経平均株価が2万円を上回る局面もありましたが、期末には1万9千円台となりました。

(経営成績)

このような金融経済環境のもと、当第3四半期連結累計期間における経営成績は以下のとおりとなりました。

経常収益は、有価証券利息配当金の増加や株式等売却益の計上等により、前年同期比51億55百万円増加の782億10百万円となりました。

経常費用は、営業経費が減少したものの、与信関係費用の増加や株式等売却損の計上等により、前年同期比16億62百万円増加の553億93百万円となりました。

この結果、経常利益は前年同期比34億93百万円増加の228億17百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益は前年同期比21億71百万円増加の145億円となりました。

(財政状態)

当第3四半期連結会計期間末の財政状態につきましては、総資産は、前連結会計年度末比3,555億円増加の6兆2,198億円となり、負債は前連結会計年度末比3,474億円増加の5兆9,245億円となりました。また、純資産は前連結会計年度末比81億円増加の2,952億円となりました。

このうち、主要な科目につきましては、貸出金が、個人を含む中小企業等向け貸出の増加により、前連結会計年度末比367億円増加の4兆1,872億円となりました。有価証券は前連結会計年度末比288億円増加の1兆2,368億円となりました。預金は、個人預金、法人預金ともに増加し、前連結会計年度末比595億円増加の5兆1,306億円、譲渡性預金は前連結会計年度末比1,087億円増加の3,061億円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第3四半期連結累計期間の資金運用収支は、前第3四半期連結累計期間比29億28百万円増加し、527億86百万円となりました。役務取引等収支は、前第3四半期連結累計期間比70百万円増加し、117億64百万円となりました。その他業務収支は、前第3四半期連結累計期間比2億23百万円増加し、12億32百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第3四半期連結累計期間	48,647	1,210	-	49,858
	当第3四半期連結累計期間	51,377	1,408	-	52,786
うち資金運用収益	前第3四半期連結累計期間	52,060	1,569	123	53,506
	当第3四半期連結累計期間	54,462	2,142	132	56,472
うち資金調達費用	前第3四半期連結累計期間	3,413	358	123	3,648
	当第3四半期連結累計期間	3,084	734	132	3,685
役務取引等収支	前第3四半期連結累計期間	11,634	58	-	11,693
	当第3四半期連結累計期間	11,716	47	-	11,764
うち役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間	16,266	106	-	16,373
	当第3四半期連結累計期間	16,317	101	-	16,418
うち役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間	4,631	48	-	4,680
	当第3四半期連結累計期間	4,600	53	-	4,653
その他業務収支	前第3四半期連結累計期間	589	419	-	1,009
	当第3四半期連結累計期間	952	280	-	1,232
うちその他業務収益	前第3四半期連結累計期間	674	419	-	1,093
	当第3四半期連結累計期間	1,109	280	-	1,389
うちその他業務費用	前第3四半期連結累計期間	84	-	-	84
	当第3四半期連結累計期間	157	-	-	157

(注) 1. 「国内」「海外」の区分に替えて、「国内業務部門」「国際業務部門」で区分しております。

国内業務部門は当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当社及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2. 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第3四半期連結累計期間の役務取引等収益合計は、前第3四半期連結累計期間比44百万円増加し、164億18百万円となりました。役務取引等費用合計は、前第3四半期連結累計期間比26百万円減少し、46億53百万円となりました。なお、国内業務部門が役務取引等収支の太宗を占めております。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間	16,266	106	-	16,373
	当第3四半期連結累計期間	16,317	101	-	16,418
うち預金・貸出業務	前第3四半期連結累計期間	4,224	-	-	4,224
	当第3四半期連結累計期間	4,034	-	-	4,034
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	3,660	104	-	3,765
	当第3四半期連結累計期間	3,636	98	-	3,735
うち証券関連業務	前第3四半期連結累計期間	4,079	-	-	4,079
	当第3四半期連結累計期間	3,934	-	-	3,934
うち代理業務	前第3四半期連結累計期間	2,200	-	-	2,200
	当第3四半期連結累計期間	2,497	-	-	2,497
うち保護預り・貸金庫業務	前第3四半期連結累計期間	162	-	-	162
	当第3四半期連結累計期間	154	-	-	154
うち保証業務	前第3四半期連結累計期間	100	-	-	100
	当第3四半期連結累計期間	102	-	-	102
役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間	4,631	48	-	4,680
	当第3四半期連結累計期間	4,600	53	-	4,653
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	648	10	-	658
	当第3四半期連結累計期間	654	11	-	665

(注) 国内業務部門は当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当社及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第3四半期連結会計期間	5,015,441	16,268	-	5,031,710
	当第3四半期連結会計期間	5,115,507	15,154	-	5,130,662
うち流動性預金	前第3四半期連結会計期間	3,147,419	9,254	-	3,156,673
	当第3四半期連結会計期間	3,281,840	8,758	-	3,290,598
うち定期性預金	前第3四半期連結会計期間	1,831,611	7,014	-	1,838,625
	当第3四半期連結会計期間	1,808,207	6,396	-	1,814,603
うちその他	前第3四半期連結会計期間	36,410	-	-	36,410
	当第3四半期連結会計期間	25,459	-	-	25,459
譲渡性預金	前第3四半期連結会計期間	264,290	-	-	264,290
	当第3四半期連結会計期間	306,168	-	-	306,168
総合計	前第3四半期連結会計期間	5,279,732	16,268	-	5,296,001
	当第3四半期連結会計期間	5,421,675	15,154	-	5,436,830

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3. 国内業務部門は当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当社及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(未残・構成比)

業種別	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	4,090,139	100.00	4,187,240	100.00
製造業	525,158	12.84	513,569	12.27
農業, 林業	12,971	0.32	10,199	0.24
漁業	528	0.01	519	0.01
鉱業, 採石業, 砂利採取業	5,814	0.14	5,567	0.13
建設業	137,548	3.36	143,277	3.42
電気・ガス・熱供給・水道業	38,021	0.93	41,535	0.99
情報通信業	46,413	1.14	39,783	0.95
運輸業, 郵便業	107,280	2.62	103,058	2.46
卸売業, 小売業	399,176	9.76	400,037	9.56
金融業, 保険業	161,243	3.94	146,880	3.51
不動産業, 物品賃貸業	435,221	10.64	473,431	11.31
その他サービス業	290,950	7.12	306,572	7.32
国・地方公共団体	490,808	12.00	461,978	11.03
その他	1,438,997	35.18	1,540,823	36.80
特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	4,090,139		4,187,240	

なお、常陽銀行の業績等の概要につきましては、同社の有価証券報告書(平成27年6月26日提出)及び四半期報告書(平成27年8月7日、平成27年11月20日、平成28年2月8日)に記載のとおりです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

なお、常陽銀行の生産、受注及び販売の状況につきましては、同社の有価証券報告書(平成27年6月26日提出)及び四半期報告書(平成27年8月7日、平成27年11月20日、平成28年2月8日)に記載のとおりです。

3 【対処すべき課題】

人口減少等による地域経済の縮小、低金利環境の継続など、金融業界を取り巻く経営環境は厳しさを増しております。こうした経営環境下にあっても、基礎体力である持続性・安定性のある収益基盤を構築し、地域に貢献し続けていくことが、当社グループにとって重要な課題であると認識しております。

このような認識のもと、新中期経営計画「あしぎんWAY 2016 - 地域のメインバンクを目指して - 」を着実に履行することで、これらの課題に対応してまいります。

なお、平成27年11月2日に基本合意し、協議・検討を進めてまいりました株式会社常陽銀行との経営統合は、株式交換による経営統合を行うことで最終合意し、平成28年4月25日に株式交換契約書を締結いたしました。また同時に、当社、株式会社足利銀行および株式会社常陽銀行の間で経営統合契約書を締結いたしました。

当社は、平成28年10月1日を予定日として「株式会社めびきフィナンシャルグループ」に商号変更し、株式会社足利銀行と株式会社常陽銀行が築いてきたお客さまとのリレーション、地域への深い理解を維持・深化させながら、経営統合により形成される広域ネットワーク等を活かし、総合金融サービスの進化と業務効率化を実現してまいります。また、より利便性が高く、質の高い総合金融サービスの提供を通じ、地域振興・創生の牽引役として地域の持続的成長に貢献してまいります。

4 【事業等のリスク】

本株式交換に関連し、常陽銀行との経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式交換により常陽銀行の完全親会社となるため、本効力発生日後は、本届出書提出日現在における常陽銀行を含む事業会社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなることが想定されます。常陽銀行の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは下記(2)のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在において判断したものであります。

(1) 常陽銀行との経営統合に係るリスク

手続等に係るリスク

第2 事業の状況 3 対処すべき課題 に記載のとおり、当社は常陽銀行と経営統合し、本株式交換により常陽銀行は完全子会社となります。しかしながら、本株式交換に係る手続は、本届出書提出日現在において終了しておらず、今後予定通り進まない可能性があるほか、本株式交換が予定した通りに完了せず、または実現しない可能性があります。かかる事態が発生した場合には、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

経営統合に係る効果に関するリスク

経営統合の効果が早期にまたは十分に実現しない場合や、経営統合費用が多額となる場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性があります。

(2) 当社の事業等のリスク

信用リスク

a. 不良債権の状況

当社グループの営業地盤である栃木県を中心とした北関東エリアにおける地域経済の動向、貸出先の経営状況、不動産価格等の変動等によっては、不良債権額及び与信関係費用が増加し、当社グループの業績及び財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

b. 貸倒引当金の状況

当社グループは、貸出先の状況、担保等による保全状況及び過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づいて予想損失率を見積もり、貸倒引当金を計上しております。しかしながら、予想損失率を上回る貸倒れが発生した場合や貸出先の経営状況の悪化、担保価値の下落等により、貸倒引当金を上回る損失の発生や貸倒引当金の積み増しが必要となる等、当社グループの業績及び財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

c. 中小企業等に対する貸出金について

当社グループは、地元の中小企業及び個人向け貸出金の増強に継続して取り組んでおり、小口化によるリスクの分散を図っておりますが、中小企業の業績や担保不動産の価格、個人の家計等の動向により、当社グループの業績及び財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

d. 特定の業種等への取引集中に係るリスク

当社グループは、小口分散化された貸出ポートフォリオの構築を進めてきておりますが、製造業、不動産及び卸売業・小売業に対する貸出金の占める割合が他の業種に比べて高くなっております。今後これらの業種の経営環境が悪化した場合は、不良債権額及び与信関係費用が増加し、当社グループの業績及び財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

市場リスク

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク要因の変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失が生じるリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失が生じるリスクをいい、主

な市場リスクは以下のとおりであります。これらのリスクが顕在化し、損失が生じることにより、当社グループの業績及び財務内容に悪影響を与える場合があります。

a. 金利リスク

金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失が生じるリスク。

b. 為替リスク

外貨建資産・負債について、為替レートの変動によって損失が生じるリスク。

c. 価格変動リスク

有価証券等の価格の変動に伴って資産価値が減少し、損失が生じるリスク。

流動性リスク

a. 資金繰りリスク

当社グループにおいて、運用と調達の間期のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失が生じ、当社グループの業績及び財務内容に悪影響を与える場合があります。

b. 市場流動性リスク

市場の混乱等により市場において取引ができなくなる、または通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失が生じ、当社グループの業績及び財務内容に悪影響を与える場合があります。

オペレーショナル・リスク

業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失が生じるリスクをいい、主なオペレーショナル・リスクは以下のとおりであります。これらのリスクが顕在化し、損失や損害をこうむることにより、当社グループの業績及び財務内容に悪影響を与える場合があります。

a. 事務リスク

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失が生じるリスク。

b. システムリスク

コンピュータシステムのダウンまたは誤作動、システムの不備、コンピュータが不正に使用されること等により損失が生じるリスク。

c. 法務リスク

取引先に対する過失による義務違反及び不適切な契約の締結、重大な訴訟事件等により、損失が生じるリスク。

d. 人的リスク

人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）・差別的行為から生じる損失・損害等。

e. 有形資産リスク

災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害等。

f. 風評リスク

評判の悪化や風説の流布等により信用が低下することから生じる損失・損害等。

コンプライアンス

当社グループでは、各種法令諸規則が遵守されるよう、役職員に対するコンプライアンスの徹底を行っておりますが、これら法令諸規則が遵守されなかった場合には、当社グループの業務運営や業績及び財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

特有の法的規制等に係るリスク

当社グループは、現時点の規制（法律、規則、政策、会計基準、実務慣行、解釈等を含む）に従って業務を遂行しておりますが、将来、これらの規制の変更並びにそれらによって発生する事態が、当社グループの業績及び財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

a. 自己資本比率規制について

当社は、「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第20号）の国内基準が適用され、4%以上の連結自己資本比率が求められております。また、当社の子会社である株式会社足利銀行においては、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）の国内基準が適用され、4%以上の連結自己資本比率及び単体自己資本比率が求められております。4%を下回る事態が生じた場合には、その水準に応じて、金融当局より、改善計画の提出の求め及びその実行の命令、自己資本の充実に関する措置に係る命令、業務の全部または一部の停止の命令等を受けることとなります。

b. 税効果会計について

繰延税金資産は、現行の会計基準に基づき計上されておりますが、今後新たな会計基準が適用され、繰延税金資産の計上範囲が見直されることなどにより繰延税金資産が減額された場合、当社グループの業績及び財務内容に悪影響を与えるとともに自己資本比率の低下を招く可能性があります。

c. 劣後債務

劣後債務は、改正告示においてコア資本の定義に含まれなくなりましたが、10年間はコア資本に算入できる経過措置が設けられております。かかる経過措置における算入可能額の上限は、平成26年3月31日の残高を基準として、同日から1年間は100%、その後毎年10%ずつ減少することとなっているほか、ステップアップ金利が適用され

た時点で算入できなくなります。この経過措置が適用される間は、劣後債務のコア資本への算入可能額の減少額を上回るコア資本の増加が確保できない場合、自己資本比率が低下する可能性があります。

ビジネス戦略が奏功しないリスク

当社グループでは、平成28年4月から平成29年3月を計画期間とする新中期経営計画「あしぎんWAY 2016 -地域のメインバンクを目指して-」を策定しております。かかる計画では、「地域と共に成長する銀行=地域のメインバンク」となること、「そのための基礎体力を有する銀行」となることを長期的ビジョンとし、「基礎体力の強化と統合効果の発揮による地方創生への貢献」を中期経営目標として掲げております。この実現のため、「地域経済の成長への貢献」、「外部環境変化を的確にとらえた事業領域のフォーカス」、「密着軸(コンサルティングや事業性評価)による推進強化と機能軸(身近さと便利さの追求)によるお客さまの利便性向上」、「密着軸、機能軸を磨くための経営機能の高度化」、「経営資源の効果的な投下」に取り組んでいくこととしております。しかしながら、経済・企業業績の悪化など経営環境の変化や競争の激化などにより、想定した結果が得られず目標とした利益などが確保できない可能性があります。

保有株式の処分に関するリスク

当社の子会社である株式会社足利銀行は、取引先との間の良好な関係を構築または維持するために、取引先の株式を保有しておりますが、株価下落による業績への影響の低減等を目的として、保有株式の見直しを行っております。こうした株式の売却を進めることにより、取引先との関係に悪影響を及ぼす可能性があります。また、株式売却に際し、取引先の同意を得るまでに時間がかかる場合、当該株式を適切な時期に売却できない可能性があり、この結果、減損処理や評価損が発生し、当社グループの業務運営や業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

固定資産の減損会計に関わるリスク

当社グループが保有する固定資産については、「固定資産の減損に係る会計基準」(企業会計審議会)を適用しております。市場価格の著しい下落、使用範囲又は方法の変更、収益性の低下等により固定資産の減損損失を計上することになる場合、当社グループの業績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

のれんの償却及び減損損失の可能性について

当社は、平成20年7月1日に株式会社足利銀行の全株式を預金保険機構から取得すると同時に第三者割当増資を引き受け、同行を連結子会社化しましたが、企業結合を行うにあたり、株式会社足利銀行の今後の事業展開によって期待される超過収益力に相当するのれんを計上いたしました。こののれんにつきましては、当社及び連結子会社の事業内容等の諸事情を勘案し、期間20年間で均等償却しており、適用している償却期間にわたって効果が発現するものと考えておりますが、収益性の低下等によって減損処理が必要となり、その場合、当社グループの業績及び財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

当社の大株主との関係について

当社の大株主である野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社は、財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定する「その他の関係会社」に該当します。また、同社の100%親会社である野村ホールディングス株式会社は、同規則第8条第17項第4号に規定する「その他の関係会社の親会社」に該当します。

当社グループの経営は、野村ホールディングス株式会社を中心とする企業グループとは独立しており、当社グループは独自に事業展開しております。

当社と上記2社との間での取引はありませんが、当社の子会社である株式会社足利銀行において、同社グループの中核企業である野村証券株式会社ほか複数の会社と預金取引・融資取引等の銀行取引があります。

また、野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社の取締役及び野村証券株式会社の顧問が、当社および株式会社足利銀行の社外取締役等に就任しており、取締役会等において適宜、助言・提言等を受けております。

野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社とは良好な関係を維持しており、経営や取引における独立性を確保しておりますが、資本関係等に変化が生じた場合、当社の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

その他のリスク

a. 情報漏洩リスクについて

当社グループの取引先の情報、経営情報等の情報資産について、外部漏洩、不正使用、改ざん等が発生した場合、社会的信用の失墜などにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

b. 地域の経済情勢について

当社グループの営業地盤は栃木県を中心とした北関東エリア(栃木県・群馬県・茨城県・埼玉県)であり、株式会社足利銀行単体における預金残高の約9割、貸出金残高の約8割を当該地域の残高が占めております。北関東の経済情勢につきましては、広範な店舗ネットワークを活かし情報収集に努めておりますが、その経済動向により当社グループの預金・貸出金変動し、当社グループの業績及び財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

c. 他の金融機関等との競争について

日本の金融制度は大幅に規制緩和が進んでおり、金融業界の競争が一段と激化しております。その結果、他の金融機関等との競争により想定した収益が上げられない可能性があります。

d. 退職給付に係る資産・負債について

年金資産の運用利回りが低下した場合や、割引率等予定給付債務計算の前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合などには、退職給付に係る資産・負債が増減することにより、当社グループの業績及び財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

e. 格付に係るリスク

外部格付機関が当社及び子会社である株式会社足利銀行の格付を引き下げた場合、当社グループにおける資金調達及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は銀行持株会社であり、当社の収入の大部分は子会社である株式会社足利銀行から受け取る配当になります。一定の状況下では、様々な規制上の制限等により、株式会社足利銀行が当社に支払う配当の金額が制限される場合があります、株式会社足利銀行が十分な利益を計上することができず、当社に対して配当を支払えない可能性があります。

f. 持株会社のリスク

当社は銀行持株会社であり、当社の収入の大部分は子会社である株式会社足利銀行から受け取る配当になります。一定の状況下では、様々な規制上の制限等により、株式会社足利銀行が当社に支払う配当の金額が制限される場合があります、株式会社足利銀行が十分な利益を計上することができず、当社に対して配当を支払えない可能性があります。

主要な事業活動の前提となる事項について

当社は、銀行法第52条の17第1項の規定に基づき、平成20年5月16日に銀行持株会社となることの認可を受け、銀行法第52条の21に規定された業務の範囲内において、銀行持株会社としての業務を営んでおります。銀行持株会社の認可につきましては、有効期間は定められておりませんが、銀行法第52条の34に規定された要件に該当した場合、その取消し又は銀行子会社に対する業務の停止を命じられることがあります。

また、当社の子会社である株式会社足利銀行は、銀行業の免許を受け、銀行法第10条から第12条に規定された業務の範囲内において、銀行業を営んでおります。銀行業の免許につきましては、有効期間は定められておりませんが、銀行法第26条及び第27条に規定された要件に該当した場合、業務の停止又は免許の取消し等を命じられることがあります。

現時点におきまして、当社及び株式会社足利銀行は、これらの要件に該当する事実はないものと認識しておりますが、将来、何らかの事由によりこれらの要件に該当した場合には、当社グループの主要な事業活動に支障をきたすとともに、業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、常陽銀行の事業等のリスクにつきましては、同社の有価証券報告書（平成27年6月26日提出）及び四半期報告書（平成27年8月7日、平成27年11月20日、平成28年2月8日）に記載のとおりです。

5 【経営上の重要な契約等】

株式会社常陽銀行と当社との株式交換による経営統合に関する最終合意について

当社は、株式会社常陽銀行（頭取 寺門一義、以下「常陽銀行」といいます。当社と常陽銀行を併せ、以下「両社」といいます。）との間で平成27年11月2日に締結した株式交換（以下「本株式交換」といいます。）の方法による経営統合（以下「本経営統合」といいます。）の実施に関する基本合意書に基づき、平成28年4月25日に開催したそれぞれの取締役会において、両社の株主総会の承認および関係当局の認可等を得られることを前提として、株式交換による経営統合を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約書（以下「本株式交換契約書」といいます。）を締結しました。また同時に、当社、常陽銀行および株式会社足利銀行（以下「足利銀行」といいます。）の間で経営統合契約書を締結いたしました。

株式交換契約の内容につきましては、第2部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約 に記載のとおりであります。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

なお、常陽銀行の研究開発活動につきましては、同社の有価証券報告書（平成27年6月26日提出）及び四半期報告書（平成27年8月7日、平成27年11月20日、平成28年2月8日）に記載のとおりです。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(当連結会計年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日))

1 経営成績の分析

当連結会計年度は、連結粗利益が前連結会計年度比5億23百万円増加して828億89百万円、経常利益は前連結会計年度比72億7百万円減少して210億64百万円、当期純利益は前連結会計年度比72億38百万円減少して170億76百万円となりました。連結リスク管理債権については前連結会計年度末比161億43百万円減少し、貸出金残高に対する割合は前連結会計年度比0.52ポイント減少し2.38%となり、資産の健全化が進んでおります。また、連結自己資本比率(国内基準)は、0.05ポイント増加し8.54%となりました。

前連結会計年度及び当連結会計年度における損益状況は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	増減 (百万円)
連結粗利益	82,366	82,889	523
資金利益	64,832	65,978	1,145
役務取引等利益	15,558	15,783	225
特定取引利益	-	-	-
その他業務利益	1,975	1,128	847
営業経費	57,547	56,636	911
貸倒償却引当費用	9,492	6,656	2,835
一般貸倒引当金繰入額	3,505	585	4,090
貸出金償却	1,999	2,304	304
個別貸倒引当金繰入額	3,286	4,682	1,396
貸出金売却損	612	184	428
偶発損失引当金繰入額	97	71	26
その他	8	-	8
償却債権取立益	1,631	707	924
株式等関係損益	11,179	409	11,588
その他	133	1,169	1,035
経常利益	28,271	21,064	7,207
特別損益	349	15	333
税金等調整前当期純利益	27,921	21,048	6,873
法人税、住民税及び事業税	2,708	10,592	7,883
法人税等調整額	898	6,620	7,518
少数株主損益調整前当期純利益	24,314	17,076	7,238
少数株主利益	-	-	-
当期純利益	24,314	17,076	7,238
与信関係費用	7,860	5,949	1,911

(注) 1 連結粗利益 = (資金運用収益 - 資金調達費用) + (役務取引等収益 - 役務取引等費用)
+ (特定取引収益 - 特定取引費用) + (その他業務収益 - その他業務費用)

2 与信関係費用 = 貸倒償却引当費用 - 償却債権取立益

(1) 連結粗利益

当連結会計年度については、資金利益が、金利低下により貸出金利息が減少したものの、有価証券利息配当金の増加等により、前連結会計年度比11億45百万円増加して659億78百万円、役務取引等利益が、投資信託の販売増加等により、前連結会計年度比2億25百万円増加して157億83百万円、その他業務利益が、国債等債券売却益及び株式売却益が減少したこと等により、前連結会計年度比8億47百万円減少して11億28百万円となったことから、連結粗利益は、前連結会計年度比5億23百万円増加し、828億89百万円となりました。

(2) 経常利益

当連結会計年度については、営業経費が、人件費、物件費ともに減少したことから前連結会計年度比9億11百万円減少して566億36百万円、貸倒償却引当費用が前連結会計年度比28億35百万円減少して66億56百万円となりました。償却債権取立益は前連結会計年度比9億24百万円減少して7億7百万円となり、株式等関係損益については、株式売却益の減少等により前連結会計年度比115億88百万円減少して4億9百万円の損失となりました。これらにより、経常利益は、前連結会計年度比72億7百万円減少し、210億64百万円となりました。

(3) 当期純利益

当連結会計年度については、当期純利益は、前連結会計年度比72億38百万円減少し、170億76百万円となりました。

2 財政状態の分析

(1) 貸出金

株式会社足利銀行単体の貸出金残高は、住宅ローンを中心に個人貸出が大きく増加したほか、法人貸出も増加したこと等から、前事業年度末比1,821億円増加して、4兆1,894億円となりました。

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)	増減 (億円)
貸出金残高(未残)	39,580	41,504	1,923

〔株式会社足利銀行単体〕

	前事業年度末 (億円)	当事業年度末 (億円)	増減 (億円)
貸出金残高(未残)	40,073	41,894	1,821
うち個人貸出	15,449	16,737	1,288
うち住宅ローン	14,251	15,469	1,218
うち法人貸出	19,573	19,831	257

リスク管理債権の状況

当社グループのリスク管理債権は、前連結会計年度末比161億円減少して990億円となりました。

債権区分別では、破綻先債権額が13億円、貸出条件緩和債権額が157億円減少しましたが、延滞債権額が9億円増加しました。貸出金残高に対する割合は、リスク管理債権の減少及び貸出金残高の増加により、前連結会計年度末比0.52ポイント低下して2.38%となりました。

		前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)	増減 (億円)
リスク 管理 債 権	破綻先債権額	31	17	13
	延滞債権額	772	782	9
	3カ月以上延滞債権額	0	-	0
	貸出条件緩和債権額	347	190	157
	合計	1,151	990	161
貸出金残高に対する割合(%)		2.90	2.38	0.52
部分直接償却実施額		110	103	6

なお、貸倒引当金控除後の不良債権比率は、前事業年度比0.42ポイント低下して、1.41%となりました。

	前事業年度末	当事業年度末	増減
引当金控除後不良債権比率	1.83%	1.41%	0.42%

(注) 引当金控除後不良債権比率 = (金融再生法開示債権 - 貸倒引当金) / (総与信 - 貸倒引当金)

金融再生法開示債権の保全状況〔株式会社足利銀行単体〕

当社の子銀行である株式会社足利銀行単体の金融再生法開示債権と保全状況は以下のとおりであります。信用部分に対する引当率は7.0ポイント上昇し50.5%、保全率は4.3ポイント上昇し、77.5%となっております。

	前事業年度末 (億円)	当事業年度末 (億円)	増減 (億円)	
金融再生法開示債権	1,144	984	160	
担保・保証等	602	536	65	
貸倒引当金	236	226	9	
信用部分に対する引当率	/ (-)	43.5%	50.5%	7.0%
保全率	(+) /	73.2%	77.5%	4.3%

債権区分別の開示債権額、保全及び引当の状況は以下のとおりです。

	前事業年度末 (億円)	当事業年度末 (億円)	増減 (億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	81	68	13
担保・保証等	53	49	3
貸倒引当金	28	18	9
信用部分に対する引当率	/ (-)	100%	100%
保全率	(+) /	100%	100%
危険債権	715	725	10
担保・保証等	399	406	6
貸倒引当金	159	175	15
信用部分に対する引当率	/ (-)	50.4%	54.7%
保全率	(+) /	78.1%	80.0%
要管理債権	347	190	157
担保・保証等	149	80	68
貸倒引当金	48	32	16
信用部分に対する引当率	/ (-)	24.6%	29.9%
保全率	(+) /	56.9%	59.6%

- (注) 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権については、債権額から担保処分可能見込額及び保証等による回収見込額を控除した残額全額を個別貸倒引当金として計上、ないしは部分直接償却を実施しております。
- 2 危険債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収額を控除した残額のうち、債務者の支払い能力を総合的に判断し必要と認める額を個別貸倒引当金として計上しております。
- 3 要管理債権を有する債務者で与信額が一定以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により一般貸倒引当金として引当てしております。なお、要管理債権の担保・保証等の額は、要管理先全体の債権残高と要管理債権の残高割合で按分して算出しております。

なお、前記以外の正常債権に対する引当率（正常債権引当率）は、0.04ポイント低下して、0.39%となっております。

	前事業年度末	当事業年度末	増減
正常債権引当率	0.43%	0.39%	0.04%

(2) 有価証券

市場動向を踏まえた適切な運用に努めた結果、前連結会計年度末比314億円増加し、1兆2,079億円となりました。

その他有価証券の評価差額は、前連結会計年度末比344億円増加し、638億円となっております。なお、株式会社足利銀行の保有するその他有価証券については、当社連結と株式会社足利銀行単体における取得原価が異なっているため、評価損益に差が生じております。

その他有価証券の評価差額は、前連結会計年度末比344億円増加し、638億円となっております。なお、株式会社足利銀行の保有するその他有価証券については、当社連結と株式会社足利銀行単体における取得原価が異なっているため、評価損益に差が生じております。

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)	増減 (億円)
有価証券残高（末残）	11,764	12,079	314
国債	4,394	3,519	874
地方債	2,570	2,419	150
社債	2,695	2,386	309
株式	429	560	131
その他の証券	1,675	3,193	1,517

その他有価証券の評価差額(時価のあるもの)

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)	増減 (億円)
債券	65	151	85
株式	195	326	131
その他	34	161	127
合計	294	638	344

(3) 繰延税金資産及び繰延税金負債

繰延税金資産及び繰延税金負債の純額は、前連結会計年度末比71億円減少し、51億円の繰延税金負債となりました。

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)	増減 (億円)
繰延税金資産合計	121	148	26
うち税務上の繰越欠損金	65	69	4
うち退職給付に係る負債	71	24	46
うち貸倒引当金	160	156	4
うち有価証券	140	122	18
うちその他	53	50	2
うち評価性引当額	370	276	93
繰延税金負債合計	101	199	98
うちその他有価証券評価差額金	92	191	99
うち連結時固定資産簿価修正	8	7	0
うちその他	0	0	0
繰延税金資産(負債)の純額	20	51	71

(4) 預金等

当社グループの預金残高は、前連結会計年度末比1,279億円増加して5兆711億円となりました。

株式会社足利銀行単体の預金残高は、個人預金と法人預金が共に増加したことなどから、前事業年度末比1,274億円増加し、5兆853億円となりました。また、譲渡性預金も増加したことから、預金等残高（預金と譲渡性預金の合計額）は、前事業年度末比1,538億円増加し、5兆3,377億円となりました。これらに、投資信託・債券・保険をあわせた金融資産残高は、前事業年度末比1,612億円増加し、6兆922億円となりました。

また、個人については、外貨預金及び債券が減少しましたが、円預金、投資信託、保険が増加したことから、これらを合計した個人金融資産残高は、前事業年度末比1,050億円増加して、4兆2,526億円となりました。

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)	増減 (億円)
預金残高(末残)	49,431	50,711	1,279

〔株式会社足利銀行単体〕

	前事業年度末 (億円)	当事業年度末 (億円)	増減 (億円)
預金残高(末残)	49,578	50,853	1,274
うち個人預金	34,492	35,485	992
うち法人預金	11,123	11,503	380
譲渡性預金(末残)	2,260	2,523	263
預金等(末残) +	51,839	53,377	1,538

投資信託、債券、保険	7,470	7,545	74
金融資産残高合計 + +	59,309	60,922	1,612

(注) 債券は受渡ベースの残高です。また、保険は個人年金保険と一時払終身保険の合計額です。

個人金融資産残高〔株式会社足利銀行単体〕

	前事業年度末 (億円)	当事業年度末 (億円)	増減 (億円)
個人円預金	34,357	35,381	1,024
個人外貨預金	135	103	31
個人預かり資産	6,983	7,040	57
うち投資信託	2,820	3,260	439
うち債券	1,434	922	512
うち保険	2,728	2,858	129
個人金融資産合計 + +	41,476	42,526	1,050

(注) 債券は約定ベースの残高です。

(5) 純資産の部

当連結会計年度については、その他有価証券評価差額金の増加や当期純利益の計上等により、前連結会計年度末比459億円増加し、2,871億円となりました。

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)	増減 (億円)
純資産の部合計	2,411	2,871	459
うち資本金	1,174	1,174	-
うち資本剰余金	290	290	-
うち利益剰余金	753	944	190
うちその他有価証券評価差額金	202	447	244
うち繰延ヘッジ損益	0	6	6
うち退職給付に係る調整累計額	9	20	30

(6) 自己資本比率

当社連結自己資本比率は、8.54%となりました。また、株式会社足利銀行単体の自己資本比率は、8.58%となりました。

連結自己資本比率（国内基準）

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)	増減 (億円)
1. 連結自己資本比率 (4 / 5)	8.49%	8.54%	0.05%
2. コア資本に係る基礎項目	3,231	3,338	107
うち普通株式等に係る株主資本の額	2,205	2,394	189
うちその他の包括利益累計額	-	4	4
うち引当金の合計額	225	219	5
うち適格旧資本調達手段の額	800	720	80
3. コア資本に係る調整項目	883	851	32
うちのれんに係るものの額	883	821	62
うちのれん以外の無形固定資産の額	-	4	4
うち繰延税金資産の額 (一時差異に係るものを除く)	-	6	6
うち退職給付に係る資産の額	-	18	18
4. 連結における自己資本の額 (2 - 3)	2,347	2,487	139
5. リスク・アセットの額	27,622	29,098	1,475

株式会社足利銀行単体自己資本比率（国内基準）

	前事業年度末 (億円)	当事業年度末 (億円)	増減 (億円)
1. 自己資本比率 (4 / 5)	8.68%	8.58%	0.10%
2. コア資本に係る基礎項目	2,429	2,532	103
うち普通株式等に係る株主資本の額	2,209	2,335	125
うち引当金の合計額	219	196	22
3. コア資本に係る調整項目	-	19	19
うちのれん以外の無形固定資産の額	-	4	4
うち前払年金費用の額	-	14	14
4. 単体における自己資本の額 (2 - 3)	2,429	2,513	83
5. リスク・アセットの額	27,965	29,277	1,311

3 キャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は、以下のとおり、営業活動によるキャッシュ・フローが186億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローが55億円の収入、財務活動によるキャッシュ・フローが28億円の支出となりました。この結果、当連結会計年度における連結ベースの現金及び現金同等物は、前連結会計年度比213億円増加し、3,637億円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フロー

コールマネー及び債券貸借取引受入担保金の減少や借入金の増加等により、186億円の収入となりました。前連結会計年度との比較では2,085億円の減少となりました。

投資活動によるキャッシュ・フロー

有価証券の償還・売却等により、55億円の収入となりました。前連結会計年度との比較では145億円の減少となりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー

前連結会計年度は自己株式の取得等を行いました但当連結会計年度は配当金の支払いのみであったため、28億円の支出となり、前年度との比較では571億円の支出の減少となりました。

	前連結会計年度 (億円)	当連結会計年度 (億円)	増減 (億円)
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,271	186	2,085
投資活動によるキャッシュ・フロー	200	55	145
財務活動によるキャッシュ・フロー	599	28	571
現金及び現金同等物の増減(は減少)	1,873	213	1,659
現金及び現金同等物の期末残高	3,423	3,637	213

(当第2四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年9月30日))

当第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況は、以下のとおりとなりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加や預金の減少などを主因に、349億円のマイナスとなりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却や償還による収入が取得による支出を下回ったことなどから、150億円のマイナスとなりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払いにより13億円のマイナスとなりました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、当第2四半期連結累計期間に513億円減少し、2,910億円となりました。

なお、常陽銀行の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、同社の有価証券報告書(平成27年6月26日提出)及び四半期報告書(平成27年11月20日)に記載のとおりです。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

（当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日））

銀行業務では、株式会社足利銀行において、お客様の利便性向上及び業務の合理化・効率化を図るため、店舗の新設・改修、自動機（ATM）の新設・更改、事務機器の更改、システムの開発等を行った結果、当連結会計年度における設備投資額は32億79百万円となりました。

なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

（当第3四半期連結累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日））

当第3四半期連結累計期間において、設備投資等の概要に関し、著しい変動はありません。

なお、常陽銀行の設備投資等の概要につきましては、同社の有価証券報告書（平成27年6月26日提出）及び四半期報告書（平成27年8月7日、平成27年11月20日、平成28年2月8日）に記載のとおりです。

2 【主要な設備の状況】

（当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日））

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

（平成27年3月31日現在）

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
						面積(m ²)	帳簿価額(百万円)					
連結子 会社	株式会社 足利銀行	本店 他111店	栃木県 宇都宮市他	銀行業務	店舗	153,890 (44,486)	6,905	4,941	1,599	14	13,460	2,186
		前橋支店 他14店	群馬県 前橋市他	銀行業務	店舗	18,429 (2,931)	1,032	247	144	-	1,424	249
		水戸支店 他7店	茨城県 水戸市他	銀行業務	店舗	8,748 (730)	616	90	72	-	780	115
		浦和支店 他15店	埼玉県 さいたま市 浦和区他	銀行業務	店舗	18,995 (4,509)	2,715	335	125	-	3,175	280
		東京支店	東京都 中央区	銀行業務	店舗	-	-	57	9	3	70	22
		郡山支店	福島県 郡山市	銀行業務	店舗	2,213	203	51	8	-	263	17
		電算 センター	栃木県 宇都宮市	銀行業務	電算セン ター	16,379	617	1,142	643	-	2,403	-
		社宅等	栃木県 宇都宮市他	銀行業務	社宅、寮・ 厚生設備	27,291 (6,229)	1,442	216	6	-	1,666	-

(注) 1. 土地の面積の()内は借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物も含め698百万円であります。

2. 動産は、事務機械は1,991百万円、その他は618百万円であります。

3. 店舗外現金自動設備201か所は、上記に含めて記載しております。

4. 上記の他、リース契約による主要な賃借設備は次のとおりであります。なお、レンタル契約による主要な賃借設備はありません。

	会社名	店舗名その他	所在地	セグメント の名称	設備の内容	従業員数 (人)	年間 リース料 (百万円)
国内 連結子会社	株式会社 足利銀行	本店他	栃木県 宇都宮市他	銀行業務	車両	-	233

（当第3四半期連結累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日））

当第3四半期連結累計期間において、主要な設備の状況に関し、著しい変動はありません。

なお、常陽銀行の主要な設備の状況につきましては、同社の有価証券報告書（平成27年6月26日提出）及び四半期報告書（平成27年8月7日、平成27年11月20日、平成28年2月8日）に記載のとおりです。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、「中期経営計画」により、以下の方針としております。

ローコストオペレーション体制の維持をはかるとともに、中長期的成長の視点に立ち、戦略的意図に基づくメリハリのある設備・システムへの投資を進めてまいります。

当連結会計年度末において実施中または計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調 達方法	着手 年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
株式会社 足利銀行	本店	栃木県 宇都宮市	改修	銀行 業務	店舗	500	441	自己資金	平成24年12月	平成28年6月
	本庄支店	埼玉県本庄市	建替	銀行 業務	店舗	335	90	自己資金	平成27年12月	平成28年7月
	秩父支店	埼玉県秩父市	移転	銀行 業務	店舗	405	119	自己資金	平成27年11月	平成28年9月
	栃木支店	栃木県栃木市	建替	銀行 業務	店舗	434	242	自己資金	平成27年12月	平成28年6月

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(2) 売却

当社及び連結子会社において、重要な設備の売却の予定はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	990,000,000
計	990,000,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	333,250,000	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権であり、権利内容に何ら限定のない、標準となる株式。 単元株式数は100株。
計	333,250,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成21年ストック・オプション

（平成21年1月27日臨時株主総会決議及び平成21年2月25日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	26,426(注)1	19,362(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,642,600(注)1、3	1,936,200(注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	550(注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	平成23年3月1日～ 平成30年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 550 資本組入額 275 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	<p>権利行使時において、当社または子会社である株式会社足利銀行の取締役、執行役もしくは従業員の地位になくはない。</p> <p>権利行使期間の開始日前に、当社または子会社である株式会社足利銀行を、任期満了等当社が認める理由で退任もしくは退職する場合は、権利行使期間の開始日及び普通株式が金融商品取引所に上場後（以下、「株式上場後」という。）6カ月を経過した日のいずれも到来した日から1年間に限り権利を行使できる。</p> <p>権利行使期間の開始日後に、当社または子会社である株式会社足利銀行を、任期満了等当社が認める理由で退任もしくは退職する場合は、退任もしくは退職後1年間に限り権利を行使できる。</p> <p>権利行使期間の開始日到来後であっても、株式上場後6カ月が経過するまでの間は、権利行使を行うことができない。</p> <p>権利行使期間の最終日到来前であっても、権利行使期間の開始日及び株式上場後6カ月が経過した日のいずれも到来した日から5年を経過したときは、それ以降の期間については権利行使を行うことができない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。 付与対象者は、引き受けた新株予約権について、譲渡、質入、担保権の設定その他一切の処分を行うことができない。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 当社は、平成25年10月19日付で、普通株式1株につき100株に株式分割を実施しており、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額を調整しております。
- 4 割当日後、当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において行使されておらず、かつ当社により取得されていない本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、残存新株予約権に代えて、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨及びその条件を、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、残存新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、再編対象会社の新株予約権を交付するものとしております。

平成22年ストック・オプション

（平成21年1月27日臨時株主総会決議、平成21年11月13日取締役会決議及び平成21年12月25日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	26,559(注)1	20,126(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,655,900(注)1、3	2,012,600(注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	550(注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	平成24年1月1日～ 平成30年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 550 資本組入額 275 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	権利行使時において、当社または子会社である株式会社足利銀行の取締役、執行役もしくは従業員の地位になくはならない。 権利行使期間の開始日前に、当社または子会社である株式会社足利銀行を、任期満了等当社が認める理由で退任もしくは退職する場合は、権利行使期間の開始日及び普通株式が金融商品取引所に上場後（以下、「株式上場後」という。）6カ月を経過した日のいずれも到来した日から1年間に限り権利を行使できる。 権利行使期間の開始日後に、当社または子会社である株式会社足利銀行を、任期満了等当社が認める理由で退任もしくは退職する場合は、退任もしくは退職後1年間に限り権利を行使できる。 権利行使期間の開始日到来後であっても、株式上場後6カ月が経過するまでの間は、権利行使を行うことができない。 権利行使期間の最終日到来前であっても、権利行使期間の開始日及び株式上場後6カ月が経過した日のいずれも到来した日から5年が経過したときは、それ以降の期間については権利行使を行うことができない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。 付与対象者は、引き受けた新株予約権について、譲渡、質入、担保権の設定その他一切の処分を行うことができない。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

- 2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 当社は、平成25年10月19日付で、普通株式1株につき100株に株式分割を実施しており、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額を調整しております。
- 4 割当日後、当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において行使されておらず、かつ当社により取得されていない本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、残存新株予約権に代えて、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付する旨及びその条件を、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、残存新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、再編対象会社の新株予約権を交付するものとしております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年9月9日(注) 1	10	2,720	-	105,010	-	12,790
平成25年10月19日(注) 2	267,300	270,020	-	105,010	-	12,790
平成25年12月18日(注) 3	55,000	325,020	10,857	115,867	10,857	23,647
平成26年1月17日(注) 4	8,250	333,270	1,628	117,495	1,628	25,276
平成26年1月17日(注) 5	10	333,260	-	117,495	-	25,276
平成26年3月31日(注) 6	10	333,250	-	117,495	-	25,276

(注) 1 第1種優先株式10,000株を取得及び消却したことによるものであります。

2 普通株式1株を100株に株式分割したものであります。

3 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行価格 420円 割当価格 394.80円 資本組入額 197.40円

4 有償第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

割当先 野村證券株式会社 割当価格 394.80円 資本組入額 197.40円

5 第1種優先株式10,000株を取得及び消却したことによるものであります。

6 第2種優先株式10,000株を取得及び消却したことによるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満 株式の状 況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	50	31	248	161	10	8,083	8,583	-
所有株式数 (単元)	-	788,579	30,752	1,798,181	575,184	746	139,020	3,332,462	3,800
所有株式数 の割合(%)	-	23.67	0.92	53.96	17.26	0.02	4.17	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	122,900	36.87
オリックス株式会社	東京都港区浜松町二丁目4番1号	40,000	12.00
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	19,000	5.70
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	15,000	4.50
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	7,253	2.17
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	25 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島四丁目16番13号)	6,662	1.99
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	5,169	1.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	4,867	1.46
ジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	4,534	1.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	4,338	1.30
計	-	229,726	68.93

(注) 上記の日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式には、当該銀行の信託業務に係る株式数が含まれております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 333,246,200	3,332,462	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 3,800		1単元(100株)未満の普通株式
発行済株式総数	333,250,000		
総株主の議決権		3,332,462	

【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

平成21年ストック・オプション

（平成21年1月27日臨時株主総会決議並びに平成21年2月25日取締役会決議）

会社法に基づき、割当日時点における当社並びに当社の子会社である株式会社足利銀行の取締役、執行役及び使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成21年1月27日開催の臨時株主総会及び平成21年2月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年1月27日及び平成21年2月25日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名 当社の執行役 5名 子会社 株式会社足利銀行の取締役 1名 子会社 株式会社足利銀行の執行役 9名 子会社 株式会社足利銀行の使用人 1,848名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成22年ストック・オプション

（平成21年1月27日臨時株主総会決議、平成21年11月13日取締役会決議及び平成21年12月25日取締役会決議）

会社法に基づき、割当日時点における当社並びに当社の子会社である株式会社足利銀行の取締役、執行役及び使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成21年1月27日開催の臨時株主総会、平成21年11月13日取締役会決議及び平成21年12月25日取締役会決議において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年1月27日、平成21年11月13日、平成21年12月25日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名 当社の執行役 5名 子会社 株式会社足利銀行の取締役 1名 子会社 株式会社足利銀行の執行役 9名 子会社 株式会社足利銀行の使用人 1,878名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

剰余金の配当につきましては、傘下の銀行等グループ企業の公共性に鑑み、健全経営を確保するため、内部留保の充実をはかりながら、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会決議によらず取締役会の決議とする旨を定款に定めております。

また、定款に「当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。」「当社は中間配当を行うことができる。この場合の基準日は毎年9月30日とする。」「前2項のほか、当社は剰余金の配当を行うことができる。」旨を定めておりますが、配当回数は、中間配当と期末配当の年2回とする予定としております。

第7期の期末配当につきましては、1株当たり4円50銭の配当（中間配当4円50銭とあわせて年間配当9円）を行うことといたしました。

第8期の期末配当につきましては、1株当たり4円50銭の配当（子会社である株式会社足利銀行の創業120周年記念配当1円を含む中間配当5円50銭とあわせて年間配当10円）を行うことといたしました。

なお、第7期の剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成26年11月7日 取締役会決議	普通株式	1,499	4.50
平成27年5月13日 取締役会決議	普通株式	1,499	4.50

また、第7期及び第8期の剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成27年11月10日 取締役会決議	普通株式	1,832	5.50
平成28年5月13日 取締役会決議	普通株式	1,499	4.50

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
最高(円)			604	518	565
最低(円)			417	378	300

(注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

2 当社株式は、平成25年12月19日付で東京証券取引所市場第一部に上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年10月	11月	12月	平成28年1月	2月	3月
最高(円)	565	539	481	471	395	354
最低(円)	488	477	443	382	300	312

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

5 【役員の状況】

男性11名 女性0名（役員のうち女性の比率0%）

(1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役兼 代表執行役 会長	-	藤澤 智	昭和22年5月1日生	昭和45年4月 商工組合中央金庫（現株式会社商工組合中央金庫）入庫 同 浦和・大森各支店長、市場営業部長、業務推進部長等を歴任 平成12年8月 同 特別参与 総合企画部長 平成14年3月 同 理事（地域分掌：東北・北関東） 平成15年8月 同 総合資金証券本部長委嘱 平成17年5月 商工サービス株式会社 代表取締役社長 平成18年5月 商中コンピュータ・サービス株式会社（現株式会社商工中金情報システム） 代表取締役社長 平成20年4月 当社 代表取締役 平成20年7月 同 取締役兼代表執行役社長 株式会社足利銀行 取締役兼代表執行役頭取 平成26年6月 当社 取締役兼代表執行役会長（現任）	平成27年6月25日から1年	5,400
取締役兼 代表執行役 社長	指名委員会 委員長 報酬委員会 委員長	松下 正直	昭和32年2月8日生	昭和54年4月 株式会社足利銀行 入行 平成14年6月 同 公務金融部長 平成16年8月 同 融資本部副本部長 平成17年10月 同 伊勢崎支店長 平成19年4月 同 真岡支店長 平成21年1月 同 執行役 平成24年6月 当社 執行役経営企画部長 株式会社足利銀行 常務執行役総合企画部長 平成26年4月 当社 執行役 株式会社足利銀行 常務執行役 平成26年6月 当社 取締役兼代表執行役社長（現任） 株式会社足利銀行 取締役兼代表執行役頭取（現任）	平成27年6月25日から1年	10,900
取締役	監査委員会 委員	小野 訓啓	昭和32年1月11日生	昭和55年4月 株式会社足利銀行 入行 平成14年6月 同 総合企画部副部長 平成15年6月 同 大平支店長 平成16年10月 同 新宿支店長 平成19年10月 同 事務企画部長 平成22年6月 同 執行役次期システム推進管理室長 平成23年10月 同 執行役 平成24年6月 同 取締役（現任） 平成25年6月 当社 取締役（現任）	平成27年6月25日から1年	5,400

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	-	小又 正高	昭和32年1月8日生	昭和55年4月 株式会社足利銀行 入行 平成14年4月 同 野木支店長 平成15年11月 同 伊勢崎支店長 平成17年10月 同 宇都宮東支店長 平成19年6月 同 小山支店長 平成21年1月 同 営業統括部長 平成22年6月 同 理事 足利支店長 平成23年6月 同 執行役 県央エリア本部長 平成23年10月 同 執行役 県央・日光エリア本部長 平成24年6月 同 執行役 営業推進部長 平成25年4月 同 執行役 埼玉エリア本部長 平成26年4月 同 取締役(現任) 平成26年6月 当社 取締役(現任)	平成27年6月25日から1年	5,400
社外取締役	指名委員会委員 報酬委員会委員	高木 新二郎	昭和10年9月6日生	昭和38年10月 弁護士 昭和63年10月 裁判官(東京高裁部総括判事等) 平成12年4月 弁護士(再登録) 高木法律事務所 所長(現任) 平成15年5月 株式会社産業再生機構 産業再生委員長 平成15年6月 中央大学法科大学院 教授 平成19年4月 野村證券株式会社 顧問(現任) 平成20年7月 当社 取締役(現任) 平成21年12月 株式会社足利銀行 取締役(現任)	平成27年6月25日から1年	-
社外取締役	監査委員会委員長	甲良 好夫	昭和16年7月26日生	昭和39年10月 公認会計士太田哲三事務所 入所 昭和53年2月 監査法人太田哲三事務所 社員 昭和61年5月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人) 代表社員 平成18年8月 公認会計士甲良好夫事務所 所長(現任) 平成19年6月 住友重機械工業株式会社 監査役 平成20年7月 当社 取締役(現任) 株式会社足利銀行 取締役(現任)	平成27年6月25日から1年	3,700
社外取締役	報酬委員会委員 監査委員会委員	北村 光弘	昭和17年3月12日生	昭和40年4月 日野自動車工業株式会社(現日野自動車株式会社)入社 昭和45年6月 株式会社横倉本店 専務取締役 昭和60年10月 同 取締役社長 平成12年11月 同 代表取締役会長(現任) 平成22年11月 宇都宮商工会議所 会頭(現任) 一般社団法人栃木県商工会議所連合会 会長(現任) 平成27年6月 当社 取締役(現任) 株式会社足利銀行 取締役(現任)	平成27年6月25日から1年	-
社外取締役	指名委員会委員 報酬委員会委員	福井 祥二	昭和33年2月10日生	昭和57年4月 野村證券株式会社 入社 平成13年9月 野村プリンシパル・ファイナンス株式会社 取締役 平成16年4月 株式会社タンガロイ 取締役 平成17年4月 ハウステンボス株式会社 取締役 平成23年12月 野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社 取締役(現任) 平成24年5月 野村證券株式会社 I B ビジネス開発部 シニア・オフィサー 平成25年10月 当社 取締役(現任) 株式会社足利銀行 取締役(現任)	平成27年6月25日から1年	3,700
計						34,500

(注) 1 高木新二郎、甲良好夫、北村光弘及び福井祥二の4名は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしております。

2 執行役の状況
藤澤智、松下正直の取締役2名は執行役を兼務しております。

(2) 取締役を兼務しない執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
執行役	経営管理部長	堀江 裕	昭和32年11月11日生	昭和55年4月 株式会社足利銀行 入行 平成13年6月 同 桐生西支店長 平成14年6月 同 リスク統括室長 平成16年6月 同 総合管理部長 平成18年6月 同 人事部長 平成18年9月 同 郡山支店長 平成20年4月 同 高崎支店長 平成21年6月 同 執行役 平成26年4月 同 常務執行役 平成27年4月 当社 執行役経営管理部長（現任） 株式会社足利銀行 専務執行役（現任）	平成27年6月25日から1年	5,400
執行役	監査部長	森 宏	昭和33年10月27日生	昭和56年4月 株式会社足利銀行 入行 平成16年6月 同 宝積寺支店長 平成18年10月 同 市場金融部長 平成22年4月 同 資金証券部長 平成22年6月 同 執行役東京支店長 平成25年4月 同 執行役 平成26年4月 同 常務執行役（現任） 平成28年4月 当社 執行役監査部長（現任）	(注)	5,400
執行役	経営企画部長	清水 和幸	昭和36年9月11日生	昭和59年4月 株式会社足利銀行 入行 平成16年10月 同 財務企画本部チーフマネージャー 平成18年6月 同 企画室長 平成20年6月 同 総合企画部長 平成20年7月 同 総合企画部長兼当社経営企画部長 平成21年1月 同 栃木支店長 平成22年6月 同 宇都宮中央支店長 平成24年4月 同 執行役員営業推進部長 平成24年6月 同 執行役員営業企画部長 平成26年4月 当社 執行役経営管理部長 株式会社足利銀行 執行役 平成27年4月 当社 執行役経営企画部長（現任） 株式会社足利銀行 常務執行役（現任）	平成27年6月25日から1年	2,700
計						13,500

(注) 任期は、平成28年4月1日から他の在任執行役の任期の満了すべき時までとなります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

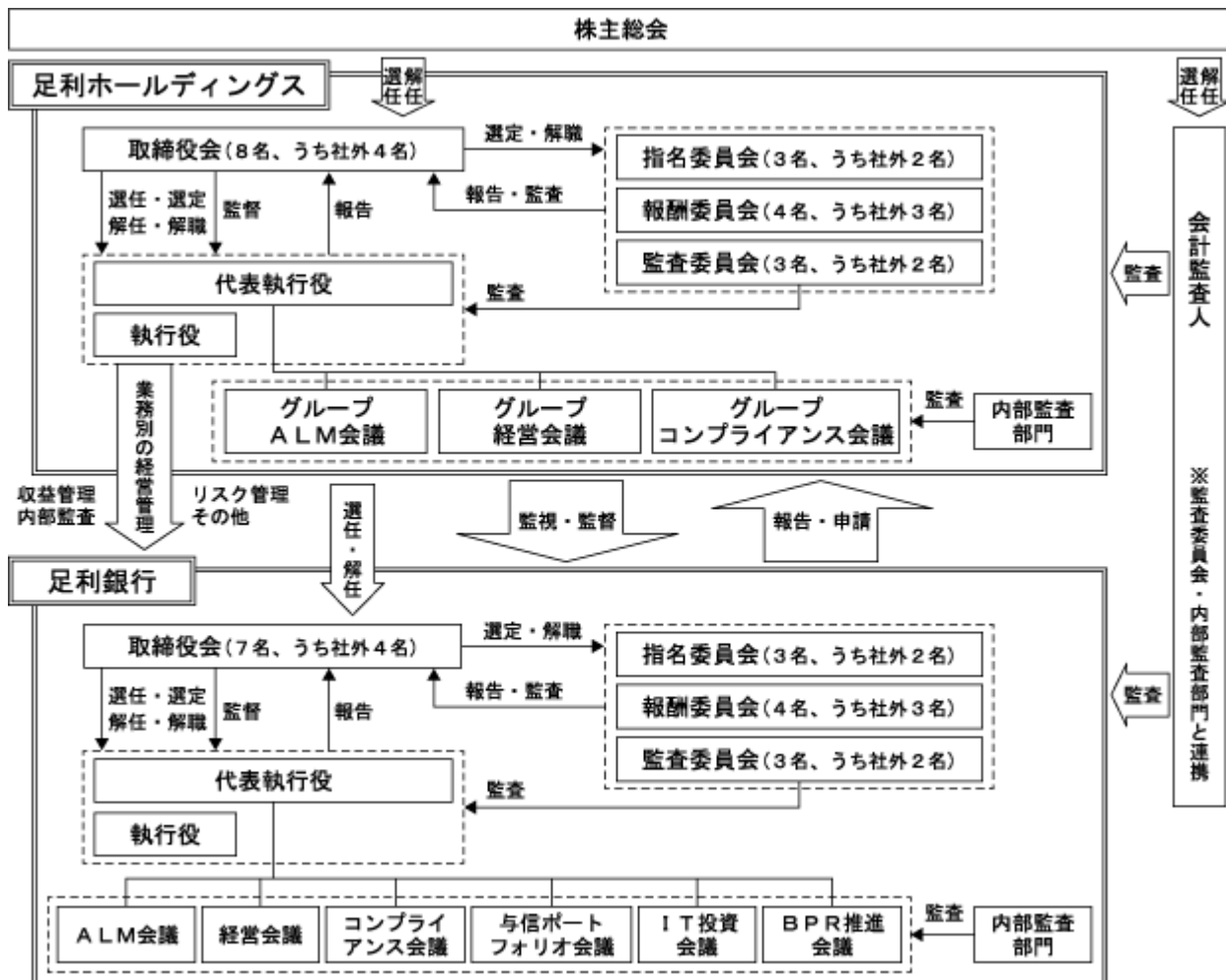
企業統治の体制の概要等

当社グループは、責任ある経営体制の確立と業務の健全かつ適切な運営を確保し、お客さま、株主、地域社会、従業員等すべてのステークホルダーからの高い信頼の獲得と企業価値向上を目指しております。この実現のため、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営の重要な課題と位置づけ、経営の透明性の確保と経営に対する監督機能の強化、意思決定のスピードと業務執行機能の向上に取り組んでおります。

当社及び子会社である株式会社足利銀行は、経営監督機能の強化と業務執行機能の向上をはかるため、「指名委員会等設置会社」とし、経営の透明性と客観性を高めております。

なお、当社は、株式会社足利銀行の受皿となるにあたり、同行の法人格を維持したまま全事業を譲り受けるべく、株式譲渡・持株会社スキームを採用しました。このような経緯から、現状、当社の直接の子会社は株式会社足利銀行のみであり、当社の役員のお多くは株式会社足利銀行の役員を兼任しております。また、これらに加えて、当社と株式会社足利銀行とで機能が重複する経営管理業務等について、各部門が相互に密接に連携することにより、グループ全体としての効果的・効率的な業務運営、ガバナンスの確保等に努めております。

<グループのコーポレート・ガバナンス体制>



a. 会社の機関等

ア. 取締役会

取締役会は、取締役8名（うち社外取締役4名）で構成され、経営の基本方針や重要な業務等を決定するとともに、取締役及び執行役の職務の執行の監督を行っております。社外取締役に関しては、経営品質の向上やコーポレート・ガバナンスの強化という観点から、企業再生の分野で豊富な経験と実績を有する弁護士のほか、公認会計士、金融業務経験者、地域経済界からそれぞれ招聘し、より広い視野に基づいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制としております。取締役会は原則月1回開催しております。

イ. 指名委員会

指名委員会は、取締役3名（うち社外取締役2名）で構成され、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容等の決定を行っております。

ウ. 報酬委員会

報酬委員会は、取締役4名（うち社外取締役3名）で構成され、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針や、個人別の報酬の内容等の決定を行っております。

エ．監査委員会

監査委員会は、取締役3名（うち社外取締役2名、委員長は社外取締役）で構成され、取締役及び執行役の職務の執行を監査し、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任、並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容等の決定を行っております。監査委員会は原則月1回開催しております。

オ．執行役・グループ経営会議等

当社の執行役は5名で構成され、執行役会長、執行役社長のほか、経営企画部門、経営管理部門、内部監査部門にそれぞれ部門担当執行役を配置し、グループとしての各担当部門を統括する役割と権限を与えることにより、株式会社足利銀行の各関連部門と密接に連携しながら、銀行持株会社としての経営管理機能を適時・適切に果たしております。

当社は、取締役会から委譲された範囲内で執行役が業務の決定を行うにあたり、業務執行上の重要事項を協議・決定する機関として、グループ経営会議、グループALM会議、グループコンプライアンス会議を設置しております。

(ア)グループ経営会議

グループ経営会議は、執行役社長及び部門担当執行役により構成し、取締役会から執行役に委譲された権限の範囲内で業務の決定を行うとともに、業務の基本方針等の業務執行にかかる重要事項を協議・決定しております。なお、グループ経営会議は、毎月1回定例開催するほか、必要に応じ随時開催しております。

(イ)グループALM会議

グループALM会議は、執行役社長及び部門担当執行役により構成し、取締役会から執行役に委譲された権限の範囲内で、グループのリスク管理及び自己資本管理を含む資産・負債の管理に関する方針等の重要事項について、検討並びに協議・決定を行っております。なお、グループALM会議は、毎月1回定例開催するほか、必要に応じ随時開催することとしており、株式会社足利銀行におけるALM会議と共同開催しております。

(ウ)グループコンプライアンス会議

グループコンプライアンス会議は、執行役社長及び部門担当執行役により構成し、取締役会から執行役に委譲された権限の範囲内で、法令等遵守に関する業務の決定を行うほか、法令等遵守の実践に関する重要事項の検討並びに協議・決定を行っております。なお、グループコンプライアンス会議は、毎月1回定例開催するほか、必要に応じ随時開催することとしており、株式会社足利銀行におけるコンプライアンス会議と共同開催しております。

b．内部統制システムの整備の状況

当社は、地域金融機関として業務の健全性・適切性を確保し、円滑かつ適正な資金供給と金融サービスの提供により、地域並びにお客さまの安定・発展に貢献するためには、適切なコーポレート・ガバナンス（企業統治）のもと、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）の業務のすべてにおいて法令等遵守、顧客保護等の徹底及び各種リスクの適切な管理が行われるとともに、業務の効率性を確保する必要があると認識しております。こうした認識を踏まえ、内部統制システムが有効に整備され、かつ機能することを目的として、「グループ内部統制基本方針」を取締役会において以下のように決議しております。

ア．執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項

(ア)当社グループは、法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、当社グループのコンプライアンス基本方針を定め、役職員はこれを遵守する。

(イ)法令等遵守の統括部署を設置し、法令等遵守態勢の整備・確立をはかる。

(ウ)取締役会は、法令等遵守態勢が有効に機能しているか、業務執行の監督を行い、監査委員会においてこれらの監査・評価を行う。

(エ)法令等に反する行為、不正な行為に対しては、懲戒を含め厳正に対処する。

役職員は、これらの行為またはそのおそれのある行為を認めた場合、直ちに監査委員会またはコンプライアンス統括部署に報告する。

イ．執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制に関する事項

(ア)執行役に対し職務の遂行に係る文書の保存義務を課すとともに、適切な文書管理体制の整備をはかる。

(イ)監査委員会または監査委員会が指定する委員は、執行役の職務の遂行に係る文書をいつでも閲覧することができることとする。

ウ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

(ア)リスク管理態勢の整備・確立をはかるべく、当社グループのリスク管理の基本方針を定めるとともにリスク管理の統括部署を設置し、適切なリスク管理を行う。

(イ)取締役会及び監査委員会は、リスク管理統括部署等に対し、定期的にはリスクの状況に関する報告を求め、当社グループのリスク管理態勢の整備・充実につとめる。

エ．執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項

(ア)取締役会は、業務の円滑かつ適切な運用をはかるべく、当社の機構、分掌、職制等業務運営に関する基本的事項を定める。

(イ)執行役は、取締役会において定めた経営の基本方針、職務分掌に基づき業務執行を行う。

(ウ)執行役は、取締役会から委任された職務について、その権限の範囲において適切かつ効率的な職務執行を実現するとともに、定期的に、取締役会において自己の職務執行状況を報告する。

オ．当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項

- (ア)当社は、子会社から必要な報告を受けること等により当社グループの経営管理を行い、当社グループ全体における業務の適法性及び適切性を確保するほか、業務の効率性を確保し、当社グループ全体としての健全経営を堅持しつつ事業目的の達成をはかる。
- (イ)当社グループは、経営方針を策定するとともに、法令等遵守、顧客保護等の徹底及び適切なリスク管理につとめることとする。
- (ウ)内部監査部門は、当社グループの業務運営全般に関し適法性及び適切性の検証を行い、代表執行役社長、担当執行役及び監査委員会に報告する。

カ．監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査委員会事務局を設置し、監査委員会の職務を補助する使用人を配置する。

キ．前号の使用人の執行役からの独立性並びに監査委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会の職務を補助すべき使用人が、その職務を遂行するうえで、執行役から不当な制約を受けることがないように、執行役は配慮しなければならないほか、当該使用人の人事異動、人事評価については監査委員会の同意を要することとするなどにより、その独立性並びに監査委員会の当該使用人に対する指示の実効性を確保する。

ク．当社の取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役、執行役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者の監査委員会への報告体制その他の監査委員会への報告体制に関する事項

(ア)当社グループにかかる重要事項について適切に対処できるよう、当社の取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役、執行役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、監査委員会に対して報告すべき事項を定める。

(イ)監査委員は、その職務遂行のために必要と判断したときは、いつでも当社の取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役または使用人、並びに子会社の取締役、監査役、執行役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者に報告を求めることができることとする。

ケ．前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査委員会へ報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とした懲戒、差別等の報復行為、人事考課への悪影響等、いかなる不利益な取扱いをしない。

コ．監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員会または監査委員が監査を実施するため、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他外部専門家を任用する場合または調査等の事務を委託する場合等に要する費用については、監査委員会または監査委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社が負担する。

サ．その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、監査委員会と内部監査部門とが連携し、内部監査部門は内部監査計画を策定のうえ監査委員会に報告するとともに、内部監査結果についても監査委員会に報告することとする。

c．リスク管理体制の整備状況

当社では、直面する様々なリスクを個別に管理することに加えて、リスクを可能な限り総体的に捉え、当社の経営体力と比較・対照することによって、許容できる範囲にリスクを制御することを目的に、統合的リスク管理体制の整備・強化に取り組んでおります。

ア．ALM・リスク管理体制

当社では取締役会で決定した「グループ統合的リスク管理方針」に基づき、リスク管理を行っております。グループ統合的リスク管理方針に定めた事項を実践するため、経営レベルの会議体として「グループALM会議」を設置し、所定の決裁権限を付与しております。グループALM会議では、リスクを適切にコントロールしつつ、リスク管理と収益管理をより密接に連携させた検討・協議を行うことにより、リスクとリターンとの関係を重視した経営管理を徹底するとともに、経営の意思決定の迅速化・効率化をはかっております。また、各種リスク管理の統括及び統合的な管理を行うリスク管理の統括部署として経営管理部リスク統括グループを設置しております。

株式会社足利銀行におけるリスク管理は、当社の方針に基づき、当社と同様に「統合的リスク管理方針」を定め、経営レベルの会議体として「ALM会議」を設置しております。また、リスク管理の統括部署としてリスク統括部を設置するほか、リスクごとにリスク管理の所管部署を設置し、リスクを管理しております。

「グループALM会議」「ALM会議」は、月次で開催しており、当社及び株式会社足利銀行の執行役（本部担当）、監査委員が毎回出席し、統合的リスク管理の状況及び各種リスク管理の状況等について報告を受けております。また、内部・外部の環境の変化に対し、対応策を協議しております。

また、リスク・コミュニケーションを効果的に行うために、様々な情報システムを整備し、情報把握体制の強化をはかっております。

イ．統合的リスク管理

当社では、融資業務や市場取引等の各種業務において発生する様々な種類のリスクをVaR（バリュー・アット・リスク）などにより計量化し、その結果を経営管理に活用（統合リスク管理）しております。株式会社足利銀行では、統合リスク管理の具体的な仕組みとして「リスク資本制度」を整備しております。

具体的には、信用リスク、市場リスク、政策投資株式リスク、バンキング勘定の金利リスク、オペレーショナル・リスクに対して、合計額が自己資本（コア資本：ただし一般貸倒引当金は控除）を上回らない範囲で、内部管理上の資本（リスク資本）を配賦し、リスク資本に基づいたリスク限度額を半期ごとに設定しております。期中においては、リスク限度額を上回らないようにリスク・テイクやリスク・コントロールを行うことで、経営の

健全性を確保しております。また、バック・テストやストレス・テストにより、リスクの計量化結果やリスク管理方法の妥当性・有効性を検証しております。

なお、リスク資本制度の基本的な考え方、リスクの評価、モニタリングの方法等は、「統合的リスク管理方針」「統合的リスク管理規則」を定め、明確化しております。

<グループのリスク管理体制>

内部監査、監査委員会監査及び会計監査の状況

当社グループのコンプライアンスやリスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性を検証する部署として監査部を設置しております。監査部(8名)は、当社の業務部門監査及び株式会社足利銀行の内部監査実施状況のモニタリングを通じて、当社グループの内部管理態勢を検証しております。

当社及び株式会社足利銀行の監査部は、内部監査結果について執行役及び取締役会に対して報告を行うとともに、被監査部署及び業務所管部署に対する改善策の提言を行っております。

b. 監査委員会監査の状況

当社及び株式会社足利銀行の監査委員会は、各々取締役3名(うち社外取締役2名)で構成されており、社外取締役2名は、当社と株式会社足利銀行の監査委員を兼務しております。また、各々監査委員会の職務を補助すべき1名を配置した「監査委員会事務局」を設置しております。

なお、各々の監査委員会の委員長を務める社外取締役甲良好夫は、公認会計士として財務及び会計に関する豊富な経験と知見を有しております。

c. 会計監査の状況

当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を結び、会計監査を受けております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等は以下のとおりであります。

氏名	
指定有限責任社員	業務執行社員 松崎 雅則
指定有限責任社員	業務執行社員 松浦 竜人

当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、公認会計士試験合格者4名、その他4名です。

d. 内部監査、監査委員会監査及び会計監査の相互連携状況

内部監査、監査委員会及び会計監査の相互連携については、監査部と監査委員との意見交換や、会計監査の指摘事項を内部監査計画に反映させる等連携に努めております。

ア. 内部監査部門と監査委員会との連携

監査委員は、内部監査部門の監査部と監査体制や監査方針(内部監査計画)について、意見交換を実施しております。また、監査部監査結果の閲覧や月次の監査報告会(社長以下の経営陣へ監査結果報告)への出席等を通じ、連携強化に努めております。

イ. 内部監査部門と会計監査人との連携

監査部は、会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)と、適宜、監査方針(内部監査計画)や監査体制について意見交換を行い、内部監査の実効性確保に努めております。

ウ. 監査委員会と会計監査人との連携

監査委員会は、会計監査人より監査計画書を受領しその重要事項の説明を受けるとともに、定期的な面談を行い監査実施状況の報告を受け、意見交換を行うなど、実効的かつ効率的な監査の実施を図るべく、連携を密にして取組んでおります。

e. 監査と内部統制部門との関係

内部統制部門である経営企画部(企画グループ、主計グループ、広報IRグループ、東京事務所グループ)及び経営管理部(リスク統括グループ、コンプライアンス統括グループ、人事グループ、総務グループ)に対しては、監査部、監査委員会及び会計監査人がそれぞれ適宜監査や面談、意見交換等を行い、効率的かつ実効性のある監査実施に努めております。

社外取締役に関する事項

a. 社外取締役の構成

提出日現在の社外取締役の員数は4名であり、その構成は以下のとおりとなっておりますが、いずれも当社グループの出身者ではありません。

当社では社外取締役の独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、東京証券取引所の上場規程等を参考に、その職務にふさわしい経験と知見を有し、他の取締役との人的関係や当社グループとの間に特別な利害関係がない人物を選任しております。

なお、社外取締役には、当社グループと資本的關係もしくは取引關係のある会社の代表者等も含まれますが、資本的關係及び取引内容はいずれも定常的なものであり、社外取締役個人が直接利害關係を有するものではありません。

氏名	担当	兼職その他の状況
高木新二郎	指名委員 報酬委員	株式会社足利銀行 社外取締役 高木法律事務所 所長 弁護士
甲良 好夫	監査委員長	株式会社足利銀行 社外取締役 公認会計士甲良好夫事務所 所長 公認会計士
北村 光弘	報酬委員 監査委員	株式会社足利銀行 社外取締役 株式会社横倉本店 (注1) 代表取締役会長
福井 祥二	指名委員 報酬委員	株式会社足利銀行 社外取締役 野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社(注2) 取締役

- (注) 1 当社の子会社である株式会社足利銀行の取引先であります。
2 当社の大株主であります。
3 社外取締役と当社との間には、人的關係、資本的關係、取引關係その他について特別な利害關係はありません。

b. 社外取締役の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役は取締役会及び各委員会において、当社の経営に対し、幅広い見地からの適時適切な発言を行っております。

また、社外取締役は、内部統制部門である経営企画部（企画グループ、主計グループ、広報IRグループ、東京事務所グループ）及び経営管理部（リスク統括グループ、コンプライアンス統括グループ、人事グループ、総務グループ）、並びに内部監査部門である監査部等から、定期的にはまたは必要に応じ、業務の状況等について報告を受けており、取締役会の一員として業務執行の監督を行っております。

社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割は以下のとおりです。

氏名	企業統治において果たす機能及び役割
高木新二郎	取締役会、指名委員会及び報酬委員会に出席し、弁護士としての専門的知見及び経験に基づき、当社の経営全般にわたり必要な指導・助言を行います。
甲良 好夫	取締役会及び監査委員会に出席し、公認会計士としての専門的知見及び経験に基づき、当社の経営全般にわたり、必要な指導・助言を行います。
北村 光弘	取締役会、監査委員会及び報酬委員会に出席し、地域経済に関する知見や経営者としての見識及び経験に基づき、当社の経営全般にわたり必要な指導・助言を行います。
福井 祥二	取締役会、指名委員会及び報酬委員会に出席し、金融業務に関する豊富な経験と幅広い知見に基づき、当社の経営全般にわたり、必要な指導・助言を行います。

c. 社外取締役との間の会社法第427条第1項に規定する契約（責任限定契約）の概要

当社は定款において、社外取締役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が社外取締役の全員と締結した責任限定契約の概要は次のとおりであります。

（責任限定契約）

社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うについて善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円と会社法第425条第1項に定める責任限度額とのいずれか高い額を限度として当社に対して損害賠償責任を負うものとする。

役員の報酬等の内容

a．役員の報酬等

当事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

役員区分	員数	報酬等の総額 (百万円)	基本報酬	賞与	退職慰労金	ストック・オプション	その他
取締役 (社外取締役を除く。)	2人	41	25	8	7	-	-
社外取締役	3人	19	15	-	4	-	-
執行役	6人	164	97	37	29	-	0

(注) 1．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2．執行役のうち2名は取締役を兼務しておりますが、取締役としての報酬は支給しておらず、取締役の員数にも含まれておりません。

3．執行役の員数には、平成26年3月31日に辞任した1名が含まれております。

4．賞与については役員賞与引当金繰入額を、退職慰労金については役員退職慰労引当金繰入額を、それぞれ含んでおります。

5．その他は社宅補助等であります。

b．取締役及び執行役の個人別の報酬の内容に係る決定に関する方針

当社は指名委員会等設置会社であるため、会社法の定めるところにより、報酬委員会が「取締役及び執行役の個人別の報酬の内容に係る決定に関する方針」を以下のように定め、この方針に則り報酬額を決定しております。

ア．報酬体系

(ア) 当社の取締役及び執行役が受ける報酬については、職責に応じた確定金額報酬のほか、必要に応じ、当社の企業価値を増大させることを目的として、業績連動型の報酬、新株予約権などの不確定金額報酬、非金銭報酬の支給を行うことがあります。

(イ) 社外取締役が受ける報酬については、その主な職務が監督機能であることに鑑み、確定金額報酬を基本として支給するものといたします。

(ウ) 取締役と執行役を兼務する場合は、執行役としての報酬を支給いたします。

(エ) 当社と子会社である株式会社足利銀行とを兼務する取締役及び執行役の報酬の支給にあたっては、当該兼務により各人が受ける報酬の全額を当社から支払うことといたします。

イ．取締役の報酬

(ア) 確定金額報酬の支給水準については、取締役の職務である監督機能を発揮する観点から、職責の内容及び当社の現況に応じて相当と思われる程度といたします。

(イ) 業績連動型報酬については、年1回、事業年度終了後、当社の業績及び職務遂行状況に応じて支給いたします。

(ウ) その他不確定金額報酬及び非金銭報酬の支給水準、支給内容については、貢献度に応じた一定の範囲内で支給することとし、当社の現況及び職責の内容に応じて相当と思われる程度といたします。

(エ) 社宅については、業務上の必要性等がある場合に相当の範囲内で提供、支給いたします。

ウ．執行役の報酬

(ア) 確定金額報酬の支給水準については、その役位、職責の内容及び当社の現況に応じて相当と思われる程度といたします。

(イ) 業績連動型報酬については、年1回、事業年度終了後、当社の業績及び個人別の担当部門の業績に応じて支給いたします。

(ウ) その他不確定金額報酬及び非金銭報酬の支給水準、支給内容については、貢献度に応じた一定の範囲内で支給することとし、当社の現況及び職責の内容に応じて相当と思われる程度といたします。

(エ) 社宅については、業務上の必要性等がある場合に相当の範囲内で提供、支給いたします。

株式の保有状況

当社は、子会社の経営管理を主たる業務としております。また、保有する株式は関係会社株式のみであり、投資株式は保有しておりません。

連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額が最も大きい会社は、株式会社足利銀行であり、連結貸借対照表上の投資有価証券である株式の連結貸借対照表計上額の3分の2を超えております。株式会社足利銀行の株式の保有状況は、以下のとおりであります。

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

銘柄数 181銘柄

貸借対照表計上額の合計額 559億50百万円

b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的（前事業年度）

貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄は次のとおりであります。

（特定投資株式）

銘柄	株式数	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
富士重工業株式会社	4,830,500株	13,105	取引関係の維持・強化
株式会社ニコン	2,000,000株	3,530	同上
株式会社SANKYO	793,515株	3,352	同上
株式会社ナカニシ	755,000株	2,471	同上
キリンホールディングス株式会社	1,815,710株	2,466	同上
三菱地所株式会社	800,000株	1,945	同上
株式会社ミツバ	1,009,404株	1,734	同上
東武鉄道株式会社	3,366,272株	1,641	同上
株式会社ワークマン	240,000株	1,011	同上
東日本旅客鉄道株式会社	125,000株	948	同上
レオン自動機株式会社	1,260,300株	693	同上
元気寿司株式会社	402,000株	646	同上
大日精化工業株式会社	1,100,000株	499	同上
アキレス株式会社	3,436,034株	483	同上
京阪神ビルディング株式会社	862,000株	453	同上
マニー株式会社	104,000株	413	同上
株式会社セブン銀行	1,000,000株	379	同上
藤井産業株式会社	394,700株	342	同上
東鉄工業株式会社	176,000株	333	同上
株式会社コジマ	1,171,800株	331	同上
三菱ガス化学株式会社	500,000株	306	同上
株式会社アトム	500,988株	269	同上
株式会社エー・アンド・デイ	490,000株	227	同上
グランディハウス株式会社	594,000株	193	同上
沖電気工業株式会社	831,000株	191	同上
株式会社ブリヂストン	50,000株	181	同上
古河機械金属株式会社	1,008,000株	181	同上
古河電気工業株式会社	700,000株	180	同上
仙波糖化工業株式会社	558,895株	173	同上
滝沢ハム株式会社	378,000株	163	同上

（みなし保有株式）

該当事項はありません。

（当事業年度）

貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄は次のとおりであります。

（特定投資株式）

銘柄	株式数	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
富士重工業株式会社	4,830,500株	19,641	取引関係の維持・強化
株式会社SANKYO	793,515株	3,583	同上
株式会社ナカニシ	755,000株	3,564	同上
株式会社ニコン	2,000,000株	3,302	同上
キリンホールディングス株式会社	1,815,710株	2,995	同上
株式会社ミツバ	1,009,404株	2,589	同上
三菱地所株式会社	800,000株	2,259	同上
東武鉄道株式会社	3,366,272株	2,001	同上
株式会社ワークマン	240,000株	1,345	同上
東日本旅客鉄道株式会社	125,000株	1,278	同上
元気寿司株式会社	402,000株	1,011	同上
マニー株式会社	104,000株	817	同上
大日精化工業株式会社	1,100,000株	699	同上
京阪神ビルディング株式会社	862,000株	624	同上
レオン自動機株式会社	1,260,300株	621	同上
株式会社セブン銀行	1,000,000株	591	同上
藤井産業株式会社	394,700株	558	同上
アキレス株式会社	3,436,034株	534	同上
東鉄工業株式会社	176,000株	477	同上
株式会社アトム	500,988株	401	同上
株式会社コジマ	1,171,800株	400	同上
三菱ガス化学株式会社	500,000株	302	同上
株式会社エー・アンド・デイ	490,000株	239	同上
株式会社ブリヂストン	50,000株	238	同上
仙波糖化工業株式会社	558,895株	230	同上
丸大食品株式会社	528,000株	216	同上
沖電気工業株式会社	831,000株	215	同上
古河機械金属株式会社	1,008,000株	209	同上
滝沢ハム株式会社	378,000株	191	同上
グランディハウス株式会社	594,000株	182	同上

（みなし保有株式）

該当事項はありません。

c. 保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益及び評価損益
該当事項はありません。

d. 当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの
該当事項はありません。

e. 当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの
該当事項はありません。

当社の定款における定め概要

ア．取締役の定数等

当社の取締役は9名以内とする旨を定款に定めております。

イ．取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議は株主総会において行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び当該選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

ウ．株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項及び取締役会決議事項を株主総会では決議できないことを定款で定めた事項

(ア) 剰余金の配当等

当社では、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会決議によらず取締役会の決議とする旨を定款に定めております。これは、機動的な配当政策及び資本政策の実施を可能とすることを目的としております。

(イ) 取締役及び執行役の責任免除

当社は、取締役及び執行役の外部からの招聘等を考慮して、取締役会決議によって、会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）及び執行役（執行役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び執行役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的としております。

エ．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定める決議は当該株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	23	-	20	34
連結子会社	74	23	74	5
計	97	23	94	39

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（最近連結会計年度の前連結会計年度）

連結子会社が監査公認会計士等に対して報酬を支払った非監査業務の内容は、社員研修関連業務の委託及びストレステスト高度化支援等であります。

（最近連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払った非監査業務の内容は、経営統合に係る財務税務デューデリジェンス他であります。

連結子会社が監査公認会計士等に対して報酬を支払った非監査業務の内容は、社員研修関連業務の委託等であります。

【監査報酬の決定方針】

会計監査人の独立性を担保し、会計監査人による監査の実効性と信頼性を確保するため、当社の監査報酬の決定におきましては、会計監査人から年間の監査計画、監査見積もり日数及び単価の提示を受け、その妥当性を確認して報酬額を決定することとしております。

第5 【経理の状況】

- 1 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 2 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- 4 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。
- 5 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(自平成27年10月1日 至平成27年12月31日)及び第3四半期連結累計期間(自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。
- 6 当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構への加入や監査法人等の行う研修に参加しております。
- 7 常陽銀行の経理の状況につきましては、同社の有価証券報告書(平成27年6月26日提出)及び四半期報告書(平成27年8月7日、平成27年11月20日、平成28年2月8日)に記載のとおりです。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
現金預け金	7 344,369	7 365,322
コールローン及び買入手形	1,520	1,644
買入金銭債権	8,180	7,727
商品有価証券	4,266	4,164
有価証券	1, 7, 12 1,176,469	1, 7, 12 1,207,938
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 3,958,083	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 4,150,466
外国為替	5,969	6 5,837
その他資産	7 20,307	7 23,938
有形固定資産	9, 10 23,378	9, 10 24,291
建物	7,294	7,074
土地	12,467	12,831
リース資産	12	18
建設仮勘定	238	1,025
その他の有形固定資産	3,366	3,341
無形固定資産	93,141	85,754
ソフトウェア	4,219	3,037
のれん	88,384	82,182
リース資産	2	-
その他の無形固定資産	535	534
退職給付に係る資産	3,357	13,884
繰延税金資産	2,027	604
支払承諾見返	15,333	16,566
貸倒引当金	44,051	43,901
資産の部合計	5,612,355	5,864,239
負債の部		
預金	7 4,943,137	7 5,071,110
譲渡性預金	171,040	197,379
コールマネー及び売渡手形	6,175	-
債券貸借取引受入担保金	7 5,965	7 2,473
借入金	7, 11 180,644	7, 11 232,546
外国為替	763	365
その他負債	43,022	49,169
役員賞与引当金	48	54
退職給付に係る負債	2,779	-
役員退職慰労引当金	189	262
睡眠預金払戻損失引当金	1,606	803
偶発損失引当金	424	495
ポイント引当金	88	115
繰延税金負債	-	5,774
支払承諾	15,333	16,566
負債の部合計	5,371,220	5,577,117

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
純資産の部		
資本金	117,495	117,495
資本剰余金	29,025	29,025
利益剰余金	75,375	94,474
株主資本合計	221,896	240,994
その他有価証券評価差額金	20,230	44,704
繰延ヘッジ損益	30	650
退職給付に係る調整累計額	960	2,072
その他の包括利益累計額合計	19,239	46,126
純資産の部合計	241,135	287,121
負債及び純資産の部合計	5,612,355	5,864,239

【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間
(平成27年12月31日)

資産の部	
現金預け金	577,965
コールローン及び買入手形	77,972
買入金銭債権	8,601
商品有価証券	3,604
有価証券	² 1,236,835
貸出金	¹ 4,187,240
外国為替	4,517
その他資産	32,369
有形固定資産	24,434
無形固定資産	80,119
退職給付に係る資産	15,689
繰延税金資産	604
支払承諾見返	14,243
貸倒引当金	44,375
資産の部合計	6,219,821
負債の部	
預金	5,130,662
譲渡性預金	306,168
債券貸借取引受入担保金	198,213
借入金	221,929
外国為替	229
その他負債	43,228
役員賞与引当金	39
役員退職慰労引当金	310
睡眠預金払戻損失引当金	705
偶発損失引当金	524
ポイント引当金	92
繰延税金負債	8,242
支払承諾	14,243
負債の部合計	5,924,591
純資産の部	
資本金	117,495
資本剰余金	29,025
利益剰余金	105,641
株主資本合計	252,162
その他有価証券評価差額金	41,512
繰延ヘッジ損益	835
退職給付に係る調整累計額	2,389
その他の包括利益累計額合計	43,066
純資産の部合計	295,229
負債及び純資産の部合計	6,219,821

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
経常収益	108,069	96,723
資金運用収益	69,456	70,861
貸出金利息	57,751	57,010
有価証券利息配当金	11,196	13,118
コールローン利息及び買入手形利息	204	331
預け金利息	187	275
その他の受入利息	116	125
役務取引等収益	21,317	21,839
その他業務収益	3,437	1,272
その他経常収益	13,857	2,749
償却債権取立益	1,631	707
株式等売却益	11,325	505
その他の経常収益	899	1,536
経常費用	79,797	75,658
資金調達費用	4,624	4,882
預金利息	2,487	2,308
譲渡性預金利息	158	206
コールマネー利息及び売渡手形利息	19	77
債券貸借取引支払利息	62	69
借入金利息	1,871	1,924
その他の支払利息	24	296
役務取引等費用	5,759	6,056
その他業務費用	1,461	144
営業経費	57,547	56,636
その他経常費用	10,405	7,939
貸倒引当金繰入額	6,791	4,097
その他の経常費用	¹ 3,614	¹ 3,842
経常利益	28,271	21,064
特別利益	4	16
固定資産処分益	4	16
特別損失	354	32
固定資産処分損	39	32
減損損失	71	-
割増退職金	243	-
税金等調整前当期純利益	27,921	21,048
法人税、住民税及び事業税	2,708	10,592
法人税等調整額	898	6,620
法人税等合計	3,607	3,972
少数株主損益調整前当期純利益	24,314	17,076
当期純利益	24,314	17,076

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	24,314	17,076
その他の包括利益	1 1,622	1 26,887
その他有価証券評価差額金	1,724	24,473
繰延ヘッジ損益	101	619
退職給付に係る調整額	-	3,032
包括利益	22,691	43,963
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	22,691	43,963
少数株主に係る包括利益	-	-

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)
経常収益	78,210
資金運用収益	56,472
(うち貸出金利息)	42,064
(うち有価証券利息配当金)	13,684
役務取引等収益	16,418
その他業務収益	1,389
その他経常収益	¹ 3,930
経常費用	55,393
資金調達費用	3,685
(うち預金利息)	1,665
役務取引等費用	4,653
その他業務費用	157
営業経費	41,307
その他経常費用	² 5,588
経常利益	22,817
特別損失	124
固定資産処分損	97
固定資産圧縮損	26
税金等調整前四半期純利益	22,692
法人税、住民税及び事業税	4,439
法人税等調整額	3,753
法人税等合計	8,192
四半期純利益	14,500
親会社株主に帰属する四半期純利益	14,500

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位:百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)
四半期純利益	14,500
その他の包括利益	3,059
その他有価証券評価差額金	3,192
繰延ヘッジ損益	185
退職給付に係る調整額	317
四半期包括利益	11,440
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	11,440
非支配株主に係る四半期包括利益	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	105,010	95,780	56,730		257,521
当期変動額					
新株の発行	12,485	12,485			24,971
剰余金の配当			5,670		5,670
当期純利益			24,314		24,314
自己株式の取得				79,240	79,240
自己株式の消却		79,240		79,240	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	12,485	66,755	18,644		35,625
当期末残高	117,495	29,025	75,375		221,896

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	21,954	132		21,822	279,343
当期変動額					
新株の発行					24,971
剰余金の配当					5,670
当期純利益					24,314
自己株式の取得					79,240
自己株式の消却					
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	1,724	101	960	2,583	2,583
当期変動額合計	1,724	101	960	2,583	38,208
当期末残高	20,230	30	960	19,239	241,135

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	117,495	29,025	75,375	221,896
会計方針の変更による累積的影響額			4,855	4,855
会計方針の変更を反映した当期首残高	117,495	29,025	80,230	226,751
当期変動額				
剰余金の配当			2,832	2,832
当期純利益			17,076	17,076
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計			14,243	14,243
当期末残高	117,495	29,025	94,474	240,994

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	20,230	30	960	19,239	241,135
会計方針の変更による累積的影響額					4,855
会計方針の変更を反映した当期首残高	20,230	30	960	19,239	245,990
当期変動額					
剰余金の配当					2,832
当期純利益					17,076
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	24,473	619	3,032	26,887	26,887
当期変動額合計	24,473	619	3,032	26,887	41,131
当期末残高	44,704	650	2,072	46,126	287,121

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	27,921	21,048
減価償却費	3,702	3,446
減損損失	71	-
のれん償却額	6,202	6,202
貸倒引当金の増減()	1,012	149
役員賞与引当金の増減額(は減少)	8	6
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	1,076	1,248
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	446	-
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	65	73
睡眠預金払戻損失引当金の増減額(は減少)	88	803
偶発損失引当金の増減()	97	71
ポイント引当金の増減額(は減少)	14	26
災害損失引当金の増減額(は減少)	70	-
資金運用収益	69,456	70,861
資金調達費用	4,624	4,882
有価証券関係損益()	9,758	2,337
為替差損益(は益)	1,515	11,116
固定資産処分損益(は益)	34	15
貸出金の純増()減	182,108	192,383
預金の純増減()	197,325	127,973
譲渡性預金の純増減()	20,113	26,338
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	58,940	51,901
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	40,808	391
コールローン等の純増()減	127,749	301
商品有価証券の純増()減	13	125
コールマネー等の純増減()	6,175	6,175
債券貸借取引受入担保金の純増減()	65,985	3,491
外国為替(資産)の純増()減	1,481	131
外国為替(負債)の純増減()	213	397
資金運用による収入	70,772	68,191
資金調達による支出	5,448	2,020
その他	1,674	2,564
小計	229,747	22,254
法人税等の支払額	2,565	3,645
営業活動によるキャッシュ・フロー	227,182	18,608
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	385,180	257,319
有価証券の売却による収入	189,879	72,826
有価証券の償還による収入	217,544	193,323
有形固定資産の取得による支出	1,605	2,618
有形固定資産の売却による収入	48	34
無形固定資産の取得による支出	647	664
その他	4	56
投資活動によるキャッシュ・フロー	20,035	5,525

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入れによる収入	70,000	-
劣後特約付借入金の返済による支出	70,000	-
株式の発行による収入	24,971	-
配当金の支払額	5,670	2,832
自己株式の取得による支出	79,240	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	59,939	2,832
現金及び現金同等物に係る換算差額	29	42
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	187,307	21,344
現金及び現金同等物の期首残高	155,060	342,368
現金及び現金同等物の期末残高	1 342,368	1 363,712

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 4社

株式会社足利銀行
足利信用保証株式会社
株式会社あしぎん総合研究所
株式会社あしぎんカード

(2) 非連結子会社 1社

あしかが企業育成ファンド二号投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社

あしかが企業育成ファンド二号投資事業有限責任組合

(4) 持分法非適用の関連会社 2社

株式会社とちぎネットワークパートナーズ
とちぎネットワークファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 4社

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等（ただし、株式については連結決算期末月1ヵ月の市場価格等の平均）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

銀行業を営む連結子会社の有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

その他 3年～20年

銀行業を営む連結子会社以外の子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、銀行業を営む連結子会社並びに銀行業を営む連結子会社以外の子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割りいた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,333百万円（前連結会計年度末は11,008百万円）であります。

銀行業を営む連結子会社以外の子会社は、主として、銀行業を営む連結子会社と同一の自己査定基準に基づき資産査定を実施し、その結果に基づいた必要額を計上しております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払い等に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(10) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、銀行業を営む連結子会社及び銀行業を営む連結子会社以外の子会社が発行するクレジットカードの利用により付与したポイントが、将来利用された場合の負担に備え、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

銀行業を営む連結子会社の外貨建資産・負債については、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、上記(イ)、(ロ)以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については繰延ヘッジを行っております。

(14) のれんの償却方法及び償却期間

20年間の定額法により償却を行っております。

(15) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(16) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(「退職給付に関する会計基準」等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下、「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が4,732百万円増加し、退職給付に係る負債が2,779百万円減少し、利益剰余金が4,855百万円増加しております。また、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ361百万円減少しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(未適用の会計基準等)

企業結合に関する会計基準等(平成25年9月13日)

(1) 概要

当該会計基準等は、子会社株式の追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、取得関連費用の取扱い、暫定的な会計処理の取扱い、当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配株主持分への変更を中心に改正されたものであります。

(2) 適用予定日

当社は、改正後の当該会計基準等を平成27年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

(追加情報)

(連結納税制度の適用)

当社及び連結子会社は、平成27年4月1日に開始する連結会計年度より連結納税制度を適用することについてみなし承認を受けたため、当連結会計年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(企業会計基準委員会実務対応報告第5号 平成27年1月16日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(企業会計基準委員会実務対応報告第7号 平成27年1月16日)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

(連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
株式	9百万円	9百万円
出資金	421百万円	440百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
破綻先債権額	3,165百万円	1,774百万円
延滞債権額	77,250百万円	78,203百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	2百万円	百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
貸出条件緩和債権額	34,741百万円	19,037百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
合計額	115,159百万円	99,016百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
	27,692百万円	27,674百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
担保に供している資産		
現金預け金	2百万円	4百万円
有価証券	266,669 "	266,660 "
貸出金	41,150 "	26,100 "
計	307,822 "	292,765 "
担保資産に対応する債務		
預金	118,551 "	115,438 "
債券貸借取引受入担保金	5,965 "	2,473 "
借入金	100,570 "	152,500 "

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
有価証券	72,981百万円	73,080百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
保証金	686百万円	741百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
融資未実行残高	1,183,354百万円	1,226,867百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	1,159,022百万円	1,194,633百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも銀行業を営む連結子会社及び銀行業を営む連結子会社以外の子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、銀行業を営む連結子会社及び銀行業を営む連結子会社以外の子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内及び社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
減価償却累計額	38,865百万円	39,055百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
圧縮記帳額 (当該連結会計年度の圧縮記帳額)	2,771百万円 (百万円)	2,747百万円 (百万円)

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれておりません。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
劣後特約付借入金	80,000百万円	80,000百万円

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
	41,628百万円	47,512百万円

(連結損益計算書関係)

1. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
貸出金償却	1,999百万円	2,304百万円
株式等売却損	145百万円	871百万円
貸出金売却損	612百万円	184百万円

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	10,086	34,056
組替調整額	11,967	355
税効果調整前	1,880	34,411
税効果額	156	9,938
その他有価証券評価差額金	1,724	24,473
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	79	1,446
組替調整額	236	537
税効果調整前	157	908
税効果額	55	289
繰延ヘッジ損益	101	619
退職給付に係る調整額		
当期発生額	-	3,672
組替調整額	-	873
税効果調整前	-	4,546
税効果額	-	1,513
退職給付に係る調整額	-	3,032
その他の包括利益合計	1,622	26,887

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,700	330,550	-	333,250	注 1,2
第1種優先株式	20	-	20	-	注 3
第2種優先株式	10	-	10	-	注 4
合計	2,730	330,550	30	333,250	
自己株式					
普通株式	-	-	-	-	
第1種優先株式	-	20	20	-	注 3
第2種優先株式	-	10	10	-	注 4
合計	-	30	30	-	

(注)1. 平成25年9月27日開催の取締役会及び平成25年10月18日開催の臨時株主総会の決議に基づき、平成25年10月19日付で普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行い、これにより、普通株式は267,300千株増加しております。

2. 平成25年11月14日及び平成25年11月29日開催の取締役会決議に基づき、平成25年12月18日を払込期日とする、公募による募集株式55,000千株を発行しております。また、同取締役会決議に基づき、オーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連して、平成26年1月17日を払込期日とする第三者割当による新株式8,250千株を発行しております。

3. 平成25年5月31日開催の取締役会決議により設定した自己株式の取得枠に基づき、平成25年9月9日に自己株式として第1種優先株式10千株を取得するとともに、同日付で消却しております。また、当社定款に定める取得条件に基づき、平成26年1月17日に自己株式として第1種優先株式10千株を取得するとともに、同日付で消却しております。

4. 当社定款に定める取得条項に基づき、平成26年3月31日に自己株式として第2種優先株式10千株を取得するとともに、同日付で消却しております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少		
当社	ストック・オプションとしての新株予約権		-			-	(注)
合計			-			-	

(注) スtock・オプション付与時における当社は未公開企業であったため、付与時における単位当たりの本源的価値は0円であり、当連結会計年度末残高はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月10日取締役会	第1種優先株式	3,780	189,000.00	平成25年3月31日	平成25年6月10日
	第2種優先株式	1,890	189,000.00	平成25年3月31日	平成25年6月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年5月12日取締役会	普通株式	1,333	利益剰余金	4.00	平成26年3月31日	平成26年6月5日

当連結会計年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	333,250	-	-	333,250	
合計	333,250	-	-	333,250	
自己株式					
普通株式	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少		
当社	ストック・オプションとしての新株予約権		-			-	(注)
合計			-			-	

(注) スtock・オプション付与時における当社は未公開企業であったため、付与時における単位当たりの本源的価値は0円であり、当連結会計年度末残高はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年 5月12日 取締役会	普通株式	1,333	4.00	平成26年3月31日	平成26年6月5日
平成26年 11月7日 取締役会	普通株式	1,499	4.50	平成26年9月30日	平成26年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年 5月13日 取締役会	普通株式	1,499	利益剰余金	4.50	平成27年3月31日	平成27年6月4日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
現金預け金勘定	344,369	百万円	365,322	百万円
預け金(日銀預け金を除く)	2,001	"	1,610	"
現金及び現金同等物	342,368	"	363,712	"

2. 重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
自己株式の消却	79,240	百万円	-	百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引における金額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、銀行業を中心とする金融サービスを提供しております。当社は、銀行持株会社であり、銀行業を営む連結子会社である株式会社足利銀行の株式取得資金として、劣後特約付借入金による資金調達を行っております。当社グループの中核業務である銀行業を営む連結子会社は、銀行業の基本である預金による調達に加え、流動性確保の観点から短期金融市場よりコールマネー等による資金調達を行い、事業性融資及び住宅ローンを中心とした貸出金による運用、債券を中心とした有価証券運用及び短期金融市場での資金運用を行っております。

このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当社グループでは、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として銀行業を営む連結子会社の国内の法人及び個人に対する貸出金であり、貸出金は、金利の変動リスクのほか、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、安定的な金利収入確保のため満期保有目的で保有しているほか、政策投資目的等で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

当社グループの主な金融負債は、銀行業を営む連結子会社が調達した預金であり、主に金利の変動リスク、流動性リスクに晒されております。また、当社の劣後特約付借入金及び銀行業を営む連結子会社が調達した借入金は、一定の環境の下で当社グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなるリスクに晒されております。

デリバティブ取引は、銀行業を営む連結子会社において、お客さまの金利や為替のリスク・ヘッジのニーズに対応するため、また、ALM上の金利の変動リスクのコントロール手段として取り組むほか、適切なリスクマネジメントのもとでオンバランス運用の代替手法として行っております。資産・負債の金利変動リスクや為替変動リスク、価格変動リスクをヘッジする手段として、デリバティブ取引を利用することとしております。デリバティブ取引の主な種類として、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、債券先物取引などがあり、これらは金利変動リスク、為替変動リスク、価格変動リスク及び信用リスクを有しております。

デリバティブの一部取引について、ヘッジ会計を採用しております。

銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、その他有価証券で保有する債券の相場変動を相殺する目的で金利スワップを行い、繰延ヘッジを採用しております。金利スワップの特例処理の要件に該当するものについては、「事後テスト」において引き続き特例処理の要件を満たしているか確認しております。

ヘッジ会計の要件を満たしていないデリバティブ取引は、金利変動リスク、為替変動リスク、価格変動リスク及び信用リスクを有しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社グループは、銀行業を営む連結子会社の信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資第一部及び融資第二部により行われ、また、定期的に経営陣による与信ポートフォリオ会議や取締役会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、銀行業を営む連結子会社の市場国際部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

市場リスクの管理

() 金利リスクの管理

当社グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM会議において決定されたALMに関する方針に基づき、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には当社の経営管理部リスク統括グループにおいて金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM会議に報告しております。

() 為替リスクの管理

銀行業を営む連結子会社の市場国際部において、資金関連スワップ等のデリバティブ取引を利用して、外貨建のポジションを管理し、為替変動リスクをヘッジしております。

() 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM会議の方針に基づき、有価証券投資及び市場リスク管理に関する管理諸規程に従い行われております。このうち、銀行業を営む連結子会社の市場国際部では、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。当社グループが保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は銀行業を営む連結子会社の市場国際部、リスク統括部を通じ、取締役会及びALM会議において定期的に報告されております。

保有する有価証券及び通貨関連、金利関連のデリバティブ取引については、銀行業を営む連結子会社のリスク統括部、市場国際部において、バリュエーション・アット・リスク（VaR）を用いて市場リスク量が把握されるとともに、規定の遵守状況等が管理されております。

() 市場リスクに係る定量的情報

当社グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスク、価格変動リスク等の影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」、「預金」、「譲渡性預金」、「借入金」のうちの劣後特約付借入金、「デリバティブ取引」であります。当社グループでは、これらの金融商品のうち銀行業を営む連結子会社の金融商品について定量的分析を行い、リスク資本の配賦や市場リスクの内部管理に利用しております。なお、当社及び銀行業を営む連結子会社以外の子会社の金融商品については、定量的分析を利用しておりません。

(ア) 銀行業を営む連結子会社の金融商品

a. 「貸出金」、「有価証券」のうち円建債券、「預金」、「譲渡性預金」

定量的分析にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動による影響額を把握しております。金利以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、平成27年3月31日（当期の連結決算日）現在、指標となる金利が10ベース・ポイント（0.10%）上昇したものと想定した場合には、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は1,185百万円減少するものと把握しております。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、10ベース・ポイント（0.10%）を超える金利変動幅が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

「預金」のうち流動性預金については、引き出されることなく長期間滞留する預金をコア預金と定義し、期日（最長10年）への振分けを行い金利リスクを管理しております。

b. a. 以外の金融商品

定量的分析にあたっては、分散共分散法（保有期間は商品特性により適切な期間（1ヶ月～6ヶ月）を設定、信頼水準99%、観測期間1年）によるVaR（損失額の推計値）を採用しております。

平成27年3月31日現在で各商品のVaRを単純に合算して算出した当社グループのVaRは、34,017百万円になります。

なお、当社グループでは、モデルが算出するVaRと仮想損益（ポジションを固定させた上で、ポートフォリオの価値がどのように変動したのか計測）を比較するバック・テストを実施し、使用する計測モデルの精度を検証しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(イ) 当社及び銀行業を営む連結子会社以外の子会社の金融商品

当社及び銀行業を営む連結子会社以外の子会社において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「借入金」のうちの劣後特約付借入金であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成27年3月31日現在、指標となる金利が10ベース・ポイント(0.10%)上昇したものと想定した場合には、当該金融負債の時価は303百万円減少するものと把握しております。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、10ベース・ポイント(0.10%)を超える金利変動幅が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、ALM会議を通して、適時にグループ全体の資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

前連結会計年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	344,369	344,369	
(2) コールローン及び買入手形	1,520	1,520	
(3) 買入金銭債権(*1)	8,167	8,167	
(4) 商品有価証券 売買目的有価証券	4,266	4,266	
(5) 有価証券 満期保有目的の債券	97,695	105,638	7,942
其他有価証券	1,076,866	1,076,866	
(6) 貸出金 貸倒引当金(*1)	3,958,083 43,918		
	3,914,164	3,953,082	38,918
資産計	5,447,051	5,493,912	46,860
(1) 預金	4,943,137	4,947,496	4,359
(2) 譲渡性預金	171,040	171,100	59
(3) コールマネー及び売渡手形	6,175	6,175	
(4) 債券貸借取引受入担保金	5,965	5,965	
(5) 借入金	180,644	181,947	1,302
負債計	5,306,963	5,312,685	5,721
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	451	451	
ヘッジ会計が適用されているもの	(129)	(129)	
デリバティブ取引計	322	322	

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

当連結会計年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	365,322	365,322	
(2) コールローン及び買入手形	1,644	1,644	
(3) 買入金銭債権（*1）	7,704	7,704	
(4) 商品有価証券 売買目的有価証券	4,164	4,164	
(5) 有価証券 満期保有目的の債券	95,745	105,791	10,045
その他有価証券	1,109,872	1,109,872	
(6) 貸出金 貸倒引当金（*1）	4,150,466 43,755		
	4,106,711	4,145,348	38,637
資産計	5,691,165	5,739,849	48,683
(1) 預金	5,071,110	5,073,869	2,758
(2) 譲渡性預金	197,379	197,442	63
(3) 債券貸借取引受入担保金	2,473	2,473	
(4) 借入金	232,546	233,728	1,182
負債計	5,503,510	5,507,514	4,004
デリバティブ取引（*2） ヘッジ会計が適用されていないもの	318	318	
ヘッジ会計が適用されているもの	(2,103)	(2,103)	
デリバティブ取引計	(1,785)	(1,785)	

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、及び (3) 買入金銭債権

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は主に取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格等によっております。

自行保証付私募債は、信用リスクを織り込んだ割引率で将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値を時価としております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金は、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	前連結会計年度 （平成26年3月31日）	当連結会計年度 （平成27年3月31日）
非上場株式（*1）（*2）	1,482	1,517
組合出資金（*3）	424	803
合 計	1,907	2,320

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（*2）前連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。
当連結会計年度において、非上場株式について43百万円減損処理を行っております。

（*3）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	285,430					
コールローン及び買入手形	1,520					
買入金銭債権	8,180					
有価証券	194,735	248,956	148,871	78,611	224,365	161,545
満期保有目的の債券	2,000	21,000	2,000	23,000		50,000
うち国債				23,000		50,000
社債	1,000	7,000	2,000			
その他	1,000	14,000				
その他有価証券のうち	192,735	227,956	146,870	55,611	224,365	111,545
満期があるもの						
うち国債	40,700	40,000	30,000	25,000	145,000	70,000
地方債	61,847	51,397	39,963	29,653	69,073	
社債	84,187	95,283	35,497	957		41,545
その他	6,000	41,275	41,408		10,292	
貸出金（*）	906,460	786,311	512,815	329,066	385,609	874,617
合 計	1,396,327	1,035,267	661,685	407,677	609,974	1,036,162

（*）貸出金のうち、期間の定めのないもの103,313百万円、並びに破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない170,899百万円は含めておりません。

当連結会計年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	308,555					
コールローン及び買入手形	1,644					
買入金銭債権	7,727					
有価証券	150,160	222,223	126,767	58,293	255,040	158,756
満期保有目的の債券	7,000	16,000	7,000	16,000		50,000
うち国債			7,000	16,000		50,000
社債	7,000	2,000				
その他		14,000				
その他有価証券のうち 満期があるもの	143,160	206,223	119,767	42,293	255,040	108,756
うち国債	10,000	60,000	20,000	25,000	85,000	60,000
地方債	33,923	50,679	23,208	15,213	112,376	
社債	63,531	61,728	23,585	398	28,824	48,756
その他	35,705	33,815	52,973	1,682	28,840	
貸出金（*）	960,852	754,851	523,991	367,394	414,779	969,703
合計	1,428,941	977,075	650,758	425,687	669,819	1,128,459

（*）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない169,716百万円、期間の定めのないもの99,512百万円は含めておりません。

（注4）借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（*1）	4,474,995	390,309	74,944	1,519	1,370	
譲渡性預金	171,040					
借入金（*2）	41,144	59,500	40,000	30,000		
合計	4,687,180	449,809	114,944	31,519	1,370	

（*1）預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

（*2）借入金のうち、期限の定めのない永久劣後特約付借入金10,000百万円は含めておりません。

当連結会計年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（*1）	4,622,520	365,492	80,783	1,123	1,192	
譲渡性預金	197,379					
借入金（*2）	11,346	60,900	120,300	30,000		
合計	4,831,246	426,392	201,083	31,123	1,192	

（*1）預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

（*2）借入金のうち、期限の定めのない永久劣後特約付借入金10,000百万円は含めておりません。

(有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」及び「商品有価証券」について記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)	8	29

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成26年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	72,708	80,104	7,395
	社債	9,987	10,324	337
	その他	14,999	15,209	209
	うち外国債券	14,999	15,209	209
	小計	97,695	105,638	7,942
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	うち外国債券	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		97,695	105,638	7,942

当連結会計年度(平成27年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	72,749	82,453	9,704
	社債	8,996	9,177	180
	その他	14,000	14,160	160
	うち外国債券	14,000	14,160	160
	小計	95,745	105,791	10,045
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	うち外国債券	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		95,745	105,791	10,045

3. その他有価証券

前連結会計年度（平成26年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株 式	33,089	12,504	20,585
	債 券	722,168	715,153	7,015
	国債	305,247	302,819	2,428
	地方債	204,830	201,467	3,362
	社債	212,090	210,866	1,224
	その他	118,811	115,248	3,563
	うち外国債券	70,623	70,221	401
	小計	874,069	842,905	31,163
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株 式	8,376	9,444	1,067
	債 券	161,113	161,571	457
	国債	61,444	61,588	144
	地方債	52,175	52,256	80
	社債	47,494	47,727	232
	その他	33,306	33,458	151
	うち外国債券	28,314	28,458	144
	小計	202,797	204,475	1,677
合計		1,076,866	1,047,380	29,486

当連結会計年度（平成27年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株 式	50,242	17,140	33,101
	債 券	687,487	672,008	15,478
	国債	279,232	271,703	7,528
	地方債	235,891	230,495	5,395
	社債	172,364	169,810	2,554
	その他	259,741	242,785	16,956
	うち外国債券	123,188	120,907	2,280
	小計	997,471	931,935	65,536
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株 式	4,340	4,806	466
	債 券	63,294	63,642	347
	国債	-	-	-
	地方債	6,052	6,057	4
	社債	57,242	57,585	342
	その他	44,766	45,590	824
	うち外国債券	31,539	31,632	93
	小計	112,401	114,039	1,638
合計		1,109,872	1,045,974	63,898

- 4．当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当事項はありません。

- 5．当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	20,445	11,325	54
債券	163,456	2,706	1,326
国債	162,382	2,699	1,324
社債	1,073	6	1
その他	1,826	-	91
合計	185,728	14,032	1,472

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	505	505	-
債券	55,457	486	0
国債	50,777	481	-
社債	4,679	4	0
その他	6,361	-	871
合計	62,324	992	871

- 6．保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

- 7．減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（平成26年3月31日）

	金額(百万円)
評価差額	29,486
その他有価証券	29,486
その他の金銭の信託	-
()繰延税金負債	9,255
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	20,230
()少数株主持分相当額	-
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	20,230

当連結会計年度（平成27年3月31日）

	金額(百万円)
評価差額	63,898
その他有価証券	63,898
その他の金銭の信託	-
()繰延税金負債	19,193
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	44,704
()少数株主持分相当額	-
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	44,704

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成26年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	200	200	0	0
	受取変動・支払固定	-	-	-	-
	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
売建	-	-	-	-	
買建	-	-	-	-	
合 計				0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定
割引現在価値により算定しております。

当連結会計年度（平成27年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成26年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ 為替予約	248,624	168,917	448	448
	売建	2,304	-	3	3
	買建	800	-	2	2
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合 計			447	447

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度（平成27年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ 為替予約	220,058	186,012	390	390
	売建	2,574	-	46	46
	買建	11,425	-	28	28
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合 計			316	316

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（平成26年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	3,908	-	3	3
	買建	-	-	-	-
	債券先物オプション				
	売建	-	-	-	-
買建	-	-	-	-	
店頭	債券店頭オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
買建	-	-	-	-	
合 計				3	3

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、大阪取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、オプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度（平成27年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	3,388	-	1	1
	買建	-	-	-	-
	債券先物オプション				
	売建	-	-	-	-
買建	-	-	-	-	
店頭	債券店頭オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
買建	-	-	-	-	
合 計				1	1

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、大阪取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成26年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	その他有価証券(債券)	- 50,000	- 50,000	- 56
合 計					56

- (注) 1. 繰延ヘッジによっております。
2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(平成27年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	その他有価証券(債券)	- 50,000	- 50,000	- 977
合 計					977

- (注) 1. 繰延ヘッジによっております。
2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成26年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	為替予約	外貨建の貸出金、有価証券、預金等の金融資産・負債	10,292	-	73
合 計					73

- (注) 1. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。
2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(平成27年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ 為替予約	外貨建の貸出金、有価証券、預金等の金融資産・負債	2,403 81,670	- -	23 1,103
合 計					1,126

- (注) 1. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。
2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。退職給付制度全体を勤続年数、役割能力、人事考課に基づく退職給付ポイントによって一元的に決定し、各制度に配分しております。

確定給付企業年金制度（積立型制度）では、キャッシュバランスプラン類似型年金制度を導入しております。当該制度では、加入者ごとに仮想個人勘定を設定し、配分された退職給付ポイントの累積額に基づき、年金又は一時金を支給します。なお、当該制度は退職給付信託が設定されております。

退職一時金制度（非積立型制度ですが、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっております。）では、配分された退職給付ポイントの累積額に基づき一時金を支給します。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

確定拠出年金制度では、配分された退職給付ポイントに基づき拠出額を決定します。

なお、一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

当社の連結子会社は複数事業主制度の確定給付企業年金基金に加入しており、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定できることから、確定給付制度の注記に含めて記載しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
退職給付債務の期首残高	47,041	47,382
会計方針の変更に伴う累積的影響額	-	7,511
会計方針の変更を反映した当期首残高	-	39,870
勤務費用	1,150	1,627
利息費用	533	454
数理計算上の差異の発生額	1,459	671
退職給付の支払額	2,855	2,458
その他	52	50
退職給付債務の期末残高	47,382	38,872

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
年金資産の期首残高	44,697	47,960
期待運用収益	893	1,294
数理計算上の差異の発生額	1,947	3,001
事業主からの拠出額	2,028	2,044
退職給付の支払額	1,642	1,579
その他	35	35
年金資産の期末残高	47,960	52,757

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	47,382	38,872
年金資産	47,960	52,757
非積立型制度の退職給付債務	578	13,884
	-	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	578	13,884

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
退職給付に係る負債	2,779	-
退職給付に係る資産	3,357	13,884
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	578	13,884

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
勤務費用	1,150	1,627
利息費用	533	454
期待運用収益	893	1,294
数理計算上の差異の費用処理額	1,055	1,018
過去勤務費用の費用処理額	144	144
その他(臨時に支払った割増退職金等)	17	14
確定給付制度に係る退職給付費用	1,717	1,675

(注) 簡便法を適用した制度の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
過去勤務費用	-	144
数理計算上の差異	-	4,690
合計	-	4,546

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
未認識過去勤務費用	1,303	1,158
未認識数理計算上の差異	2,796	1,894
合計	1,493	3,052

(7) 年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
債券	71%	66%
株式	21%	22%
生命保険一般勘定	-	5%
短期資産	3%	3%
その他	5%	4%
合計	100%	100%

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度25%、当連結会計年度25%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
割引率	1.0% ~ 1.2%	1.0% ~ 1.2%
長期期待運用収益率	2.0%	2.7%
予想昇給率	9.0%	9.0%

3. 確定拠出制度

当社の連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度291百万円、当連結会計年度294百万円であり、ます。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成21年ストック・オプション	平成22年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役及び執行役 6名 子会社 株式会社足利銀行の取締役及び 執行役 10名 子会社 株式会社足利銀行の使用人 1,848名	当社の取締役及び執行役 6名 子会社 株式会社足利銀行の取締役及び 執行役 10名 子会社 株式会社足利銀行の使用人 1,878名
株式の種類別のストック・ オプションの数（注）	普通株式 2,684,900株	普通株式 2,698,700株
付与日	平成21年3月2日	平成22年1月4日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	同 左
対象勤務期間	平成21年3月2日から 平成23年2月28日まで	平成22年1月4日から 平成23年12月31日まで
権利行使期間	平成23年3月1日から 平成30年12月31日まで	平成24年1月1日から 平成30年12月31日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、当社は平成25年10月19日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っているため、株式数は株式分割に伴い調整された後の数値によっております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成27年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成21年ストック・オプション	平成22年ストック・オプション
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	2,652,600	2,665,900
付与	-	-
失効	10,000	10,000
権利確定	-	-
未確定残	2,642,600	2,655,900
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

単価情報

	平成21年ストック・オプション	平成22年ストック・オプション
権利行使価格（円）	550	550
行使時平均株価（円）	-	-
付与日における公正な評価 単価（円）	-	-

(注) 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。なお、当社は平成25年10月19日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っているため、権利行使価格は株式分割に伴い調整された後の数値によっております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

平成21年Stock・オプション及び平成22年Stock・オプションの公正な評価単価の見積方法は、その付与時において当社は未公開企業であるため、類似会社比準方式及びDCF方式により算定した評価額に基づく単位当たりの本源的価値によっております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度末において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	- 百万円
(2) 当連結会計年度末において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	- 百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	6,542百万円	6,956百万円
退職給付に係る負債	7,113	2,499
貸倒引当金	16,080	15,644
有価証券	14,088	12,285
その他	5,342	5,056
繰延税金資産小計	49,166	42,441
評価性引当額	37,005	27,623
繰延税金資産合計	12,161	14,818
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	9,255	19,193
連結時固定資産簿価修正	858	777
その他	20	16
繰延税金負債合計	10,133	19,988
繰延税金資産(負債)の純額	2,027百万円	5,170百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率	37.8%	35.4%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	20.8	26.3
評価性引当額	34.0	25.5
のれんの償却等連結調整に係る項目	29.7	38.0
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	0.4
住民税均等割等	0.3	0.4
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.2	20.7
連結納税に伴う影響	-	23.8
その他	0.8	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.9%	18.9%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.37%から、平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については32.82%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.06%となります。この税率変更により、繰延税金資産は11百万円減少、繰延税金負債は1,011百万円減少、繰延ヘッジ損益は31百万円減少し、その他有価証券評価差額金は2,038百万円増加、退職給付に係る調整累計額は101百万円増加、法人税等調整額は1,107百万円増加しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

当社グループの営業店舗等の不動産賃貸借契約及び賃借不動産の定期借地権契約に伴う原状回復義務等があります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から19年～39年と見積り、割引率は1.6%～2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
期首残高	527百万円	534百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	7百万円	- 百万円
時の経過による調整額	4百万円	4百万円
資産除去債務の履行による減少額	5百万円	- 百万円
期末残高	534百万円	539百万円

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、銀行業務を中心とした総合的な金融サービスを提供しております。また、当社の取締役会やグループ経営会議は、グループにおける経営資源の配分を決定し、業績を評価しております。なお、当社グループが営む銀行業務以外の事業については重要性が乏しいことから、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）

1. サービスごとの情報 (単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	57,751	25,228	25,089	108,069

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）

1. サービスごとの情報 (単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	57,010	14,152	25,560	96,723

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

固定資産の減損損失については重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループが営む銀行業務以外の事業については重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社等	株式会社板 通 (注2、 3)	栃木県 足利市	30	卸売業		(株)足利銀行 与信取引先	資金の貸付	582	貸出金	659
	両毛成型品塗 装株式会社 (注2、4)	群馬県 太田市	20	製造業		(株)足利銀行 与信取引先	資金の貸付	22	貸出金	20

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引金額は、期中平均残高を記載しております。
2. 一般の取引先と同様、市場金利を勘案のうえ合理的に決定しております。
3. 当社取締役(社外)板橋敏雄の近親者が、議決権の過半数を直接保有しております。
4. 株式会社板通が、議決権の過半数を直接保有しております。
5. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

当連結会計年度(自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社等	株式会社板 通 (注2、 3)	栃木県 足利市	30	卸売業		(株)足利銀行 与信取引先	資金の貸付	548	貸出金	502
	両毛成型品塗 装株式会社 (注2、4)	群馬県 太田市	20	製造業		(株)足利銀行 与信取引先	資金の貸付	16	貸出金	14

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引金額は、期中平均残高を記載しております。
2. 一般の取引先と同様、市場金利を勘案のうえ合理的に決定しております。
3. 当社取締役(社外)板橋敏雄の近親者が、議決権の過半数を直接保有しております。
4. 株式会社板通が、議決権の過半数を直接保有しております。
5. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	723円58銭	861円58銭
1株当たり当期純利益金額	69円85銭	51円24銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-	-

(注) 1. 当社は、平成25年10月19日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。このため、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	241,135	287,121
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	-	-
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	241,135	287,121
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	333,250	333,250

3. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
当期純利益	百万円	24,314	17,076
普通株主に帰属しない金額	百万円	4,240	-
うち優先株式に係る償還差額	百万円	4,240	-
普通株式に係る当期純利益	百万円	20,073	17,076
普通株式の期中平均株式数	千株	287,343	333,250
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
当期純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	-	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株予約権2種類 (新株予約権の数53,185個) なお、上記新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権2種類 (新株予約権の数52,985個) なお、上記新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて、当連結会計年度より適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当連結会計年度の期首の1株当たり純資産が、14円56銭増加し、1株当たり当期純利益金額が、0円70銭減少しております。

5. なお、当社は、平成25年12月19日に東京証券取引所市場第一部に上場しているため、前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新規上場日から前連結会計年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しておりますが、潜在株式を調整した計算により1株当たり当期純利益金額は減少しないので、記載しておりません。

また、当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式を調整した計算により1株当たり当期純利益金額は減少しないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【注記事項】

(会計方針の変更)

(「企業結合に関する会計基準」等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を、第1四半期連結会計期間から適用し、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

(連結納税制度の適用)

第1四半期連結会計期間より、当社及び連結子会社は、当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、リスク管理債権は次のとおりであります。

	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
破綻先債権額	1,922百万円
延滞債権額	75,801百万円
3ヵ月以上延滞債権額	5百万円
貸出条件緩和債権額	19,100百万円
合計額	96,830百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は次のとおりであります。

当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
57,911百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
償却債権取立益	397百万円
株式等売却益	3,281百万円

2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
貸出金償却	620百万円
貸倒引当金繰入額	3,592百万円
株式等売却損	980百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
減価償却費	2,585百万円
のれんの償却額	4,651百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年5月13日 取締役会	普通株式	1,499	4.50	平成27年3月31日	平成27年6月4日	利益剰余金
平成27年11月10日 取締役会	普通株式	1,832	5.50	平成27年9月30日	平成27年12月3日	利益剰余金

(注)平成27年11月10日取締役会決議の1株当たり配当額のうち、1円は子会社である株式会社足利銀行の創業120周年記念配当であります。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、銀行業務を中心とした総合的な金融サービスを提供しております。また、当社の取締役会やグループ経営会議は、グループにおける経営資源の配分を決定し、業績を評価しております。なお、当社グループが営む銀行業務以外の事業については重要性が乏しいことから、セグメント情報の記載を省略しております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

1. 企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。
2. 四半期連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

その他有価証券

当第3四半期連結会計期間(平成27年12月31日)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	21,195	54,725	33,530
債券	721,896	739,645	17,748
国債	270,851	279,782	8,931
地方債	245,605	251,794	6,189
社債	205,439	208,067	2,627
その他	336,410	344,489	8,078
うち外国債券	166,883	167,257	373
合計	1,079,502	1,138,860	59,358

(注) 1. 四半期連結貸借対照表計上額は、株式については当第3四半期連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当第3四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. その他有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当第3四半期連結累計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度において、減損処理したものはありません。

当第3四半期連結累計期間における減損処理額は、41百万円(うち、社債41百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄は全て、30%以上50%未満下落したものは、個別に時価の回復可能性を判断し、回復の可能性が合理的に説明できるもの以外の銘柄について減損処理するものとしております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	円	43.51
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益	百万円	14,500
普通株主に帰属しない金額	百万円	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益	百万円	14,500
普通株式の期中平均株式数	千株	333,250
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	-
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額	百万円	-
普通株式増加数	千株	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		-

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式を調整した計算により1株当たり四半期純利益金額は減少しないので、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	180,644	232,546	0.84	
借入金	180,644	232,546	0.84	平成27年4月～ 平成38年3月
1年以内に返済予定のリース債務	8	6	-	
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	7	13	-	平成28年4月～ 平成34年1月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 借入金には、期限の定めのない永久劣後特約付借入金10,000百万円を含んでおります。

4. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	11,346	60,900	-	80,300	-
リース債務(百万円)	6	5	4	2	0

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

第7期連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	23,776	49,393	73,054	96,723
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	5,652	12,547	19,320	21,048
四半期(当期)純利益金額(百万円)	2,144	7,774	12,328	17,076
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	6.43	23.33	36.99	51.24

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	6.43	16.89	13.66	14.24

第8期連結会計年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)の概要

平成28年5月13日開催の取締役会において決議された第8期連結会計年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。

この連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。)に基づいて作成したものであります。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

(連結貸借対照表)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
現金預け金	365,322	437,509
コールローン及び買入手形	1,644	414
買入金銭債権	7,727	7,627
商品有価証券	4,164	3,596
有価証券	1,207,938	1,296,769
貸出金	4,150,466	4,235,174
外国為替	5,837	4,377
その他資産	23,938	34,277
有形固定資産	24,291	24,424
建物	7,074	7,527
土地	12,831	12,798
リース資産	18	16
建設仮勘定	1,025	435
その他の有形固定資産	3,341	3,647
無形固定資産	85,754	78,601
ソフトウェア	3,037	2,087
のれん	82,182	75,979
その他の無形固定資産	534	534
退職給付に係る資産	13,884	10,446
繰延税金資産	604	584
支払承諾見返	16,566	12,913
貸倒引当金	43,901	40,679
資産の部合計	5,864,239	6,106,037
負債の部		
預金	5,071,110	5,206,700
譲渡性預金	197,379	174,878
コールマネー及び売渡手形	-	78,000
債券貸借取引受入担保金	2,473	25,263
借入金	232,546	251,726
外国為替	365	282
その他負債	49,169	46,266
役員賞与引当金	54	57
役員退職慰労引当金	262	311
睡眠預金払戻損失引当金	803	858
偶発損失引当金	495	464
ポイント引当金	115	134
繰延税金負債	5,774	5,074
支払承諾	16,566	12,913
負債の部合計	5,577,117	5,802,932

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
純資産の部		
資本金	117,495	117,495
資本剰余金	29,025	29,025
利益剰余金	94,474	113,594
株主資本合計	240,994	260,115
その他有価証券評価差額金	44,704	48,527
繰延ヘッジ損益	650	3,951
退職給付に係る調整累計額	2,072	1,585
その他の包括利益累計額合計	46,126	42,990
純資産の部合計	287,121	303,105
負債及び純資産の部合計	5,864,239	6,106,037

(連結損益計算書)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
経常収益	96,723	102,474
資金運用収益	70,861	73,805
貸出金利息	57,010	55,936
有価証券利息配当金	13,118	16,958
コールローン利息及び買入手形利息	331	393
預け金利息	275	404
その他の受入利息	125	114
役務取引等収益	21,839	22,138
その他業務収益	1,272	1,692
その他経常収益	2,749	4,838
償却債権取立益	707	524
株式等売却益	505	3,290
その他の経常収益	1,536	1,023
経常費用	75,658	72,118
資金調達費用	4,882	4,832
預金利息	2,308	2,079
譲渡性預金利息	206	212
コールマネー利息及び売渡手形利息	77	8
債券貸借取引支払利息	69	211
借入金利息	1,924	1,537
その他の支払利息	296	783
役務取引等費用	6,056	6,198
その他業務費用	144	192
営業経費	56,636	55,471
その他経常費用	7,939	5,423
貸倒引当金繰入額	4,097	2,013
その他の経常費用	3,842	3,409
経常利益	21,064	30,356
特別利益	16	-
固定資産処分益	16	-
特別損失	32	186
固定資産処分損	32	108
減損損失	-	50
固定資産圧縮損	-	26
税金等調整前当期純利益	21,048	30,170
法人税、住民税及び事業税	10,592	5,805
法人税等調整額	6,620	1,912
法人税等合計	3,972	7,717
当期純利益	17,076	22,452
親会社株主に帰属する当期純利益	17,076	22,452

(連結包括利益計算書)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
当期純利益	17,076	22,452
その他の包括利益	26,887	3,136
その他有価証券評価差額金	24,473	3,822
繰延ヘッジ損益	619	3,301
退職給付に係る調整額	3,032	3,658
包括利益	43,963	19,315
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	43,963	19,315
非支配株主に係る包括利益	-	-

(連結株主資本等変動計算書)

第7期連結会計年度（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	117,495	29,025	75,375	221,896
会計方針の変更による累積的影響額			4,855	4,855
会計方針の変更を反映した当期首残高	117,495	29,025	80,230	226,751
当期変動額				
剰余金の配当			2,832	2,832
親会社株主に帰属する当期純利益			17,076	17,076
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計			14,243	14,243
当期末残高	117,495	29,025	94,474	240,994

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	20,230	30	960	19,239	241,135
会計方針の変更による累積的影響額					4,855
会計方針の変更を反映した当期首残高	20,230	30	960	19,239	245,990
当期変動額					
剰余金の配当					2,832
親会社株主に帰属する当期純利益					17,076
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	24,473	619	3,032	26,887	26,887
当期変動額合計	24,473	619	3,032	26,887	41,131
当期末残高	44,704	650	2,072	46,126	287,121

第8期連結会計年度（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	117,495	29,025	94,474	240,994
当期変動額				
剰余金の配当			3,332	3,332
親会社株主に帰属する当期純利益			22,452	22,452
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計			19,120	19,120
当期末残高	117,495	29,025	113,594	260,115

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	44,704	650	2,072	46,126	287,121
当期変動額					
剰余金の配当					3,332
親会社株主に帰属する当期純利益					22,452
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,822	3,301	3,658	3,136	3,136
当期変動額合計	3,822	3,301	3,658	3,136	15,983
当期末残高	48,527	3,951	1,585	42,990	303,105

(連結キャッシュ・フロー計算書)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	21,048	30,170
減価償却費	3,446	3,495
減損損失	-	50
のれん償却額	6,202	6,202
貸倒引当金の増減()	149	3,222
役員賞与引当金の増減額(は減少)	6	3
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	1,248	1,893
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	73	48
睡眠預金払戻損失引当金の増減額(は減少)	803	55
偶発損失引当金の増減()	71	31
ポイント引当金の増減額(は減少)	26	19
資金運用収益	70,861	73,805
資金調達費用	4,882	4,832
有価証券関係損益()	2,337	1,212
為替差損益(は益)	11,116	7,905
固定資産処分損益(は益)	15	108
固定資産圧縮損	-	26
貸出金の純増()減	192,383	84,707
預金の純増減()	127,973	135,589
譲渡性預金の純増減()	26,338	22,500
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	51,901	29,180
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	391	251
コールローン等の純増()減	301	1,569
商品有価証券の純増()減	125	607
コールマネー等の純増減()	6,175	78,000
債券貸借取引受入担保金の純増減()	3,491	22,789
外国為替(資産)の純増()減	131	1,460
外国為替(負債)の純増減()	397	83
資金運用による収入	68,191	73,908
資金調達による支出	2,020	7,692
その他	2,564	9,273
小計	22,254	191,853
法人税等の支払額	3,645	12,405
営業活動によるキャッシュ・フロー	18,608	179,447
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	257,319	330,762
有価証券の売却による収入	72,826	85,566
有価証券の償還による収入	193,323	154,466
有形固定資産の取得による支出	2,618	2,093
有形固定資産の売却による収入	34	0
無形固定資産の取得による支出	664	760
その他	56	71
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,525	93,654

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	-	10,000
配当金の支払額	2,832	3,332
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,832	13,332
現金及び現金同等物に係る換算差額	42	21
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	21,344	72,438
現金及び現金同等物の期首残高	342,368	363,712
現金及び現金同等物の期末残高	363,712	436,150

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年 3月31日)	当事業年度 (平成27年 3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 7,575	1 6,410
有価証券	1 10,000	1 10,000
前払費用	0	0
未収還付法人税等	3,012	3,012
繰延税金資産	-	3,062
その他	0	1
流動資産合計	20,587	22,486
固定資産		
無形固定資産		
ソフトウェア	-	3
無形固定資産合計	-	3
投資その他の資産		
関係会社株式	280,000	280,000
長期前払費用	0	0
繰延税金資産	-	1,929
投資その他の資産合計	280,000	281,929
固定資産合計	280,000	281,932
資産合計	300,588	304,419
負債の部		
流動負債		
未払金	14	4
未払費用	339	340
未払法人税等	14	19
未払消費税等	2	27
預り金	401	-
役員賞与引当金	26	30
流動負債合計	798	422
固定負債		
長期借入金	2 25,000	2 25,000
関係会社長期借入金	50,000	40,000
株主、役員又は従業員からの長期借入金	2 55,000	2 55,000
役員退職慰労引当金	96	137
固定負債合計	130,096	120,137
負債合計	130,894	120,559

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	117,495	117,495
資本剰余金		
資本準備金	25,276	25,276
その他資本剰余金	3,749	3,749
資本剰余金合計	29,025	29,025
利益剰余金		
利益準備金	2,268	2,551
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	20,905	34,787
利益剰余金合計	23,173	37,338
株主資本合計	169,693	183,859
純資産合計	169,693	183,859
負債純資産合計	300,588	304,419

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業収益		
関係会社受取配当金	1 14,745	1 14,745
関係会社受入手数料	1 720	1 720
営業収益合計	15,465	15,465
営業費用		
販売費及び一般管理費	2, 5 612	2, 5 685
営業費用合計	612	685
営業利益	14,853	14,780
営業外収益		
受取利息	3 2	3 2
有価証券利息	3 2	3 2
その他	5	0
営業外収益合計	11	5
営業外費用		
支払利息	4 2,555	4 2,769
支払手数料	5	5
株式交付費	109	-
上場関連費用	79	-
その他	-	0
営業外費用合計	2,749	2,774
経常利益	12,114	12,011
税引前当期純利益	12,114	12,011
法人税、住民税及び事業税	4	4
法人税等調整額	-	4,991
法人税等合計	4	4,986
当期純利益	12,110	16,997

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	105,010	12,790	82,990	95,780
当期変動額				
新株の発行	12,485	12,485		12,485
剰余金の配当				
利益準備金の積立				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の消却			79,240	79,240
当期変動額合計	12,485	12,485	79,240	66,755
当期末残高	117,495	25,276	3,749	29,025

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,701	15,031	16,732		217,523	217,523
当期変動額						
新株の発行					24,971	24,971
剰余金の配当		5,670	5,670		5,670	5,670
利益準備金の積立	567	567				
当期純利益		12,110	12,110		12,110	12,110
自己株式の取得				79,240	79,240	79,240
自己株式の消却				79,240		
当期変動額合計	567	5,873	6,440		47,829	47,829
当期末残高	2,268	20,905	23,173		169,693	169,693

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	117,495	25,276	3,749	29,025
当期変動額				
新株の発行				
剰余金の配当				
利益準備金の積立				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の消却				
当期変動額合計				
当期末残高	117,495	25,276	3,749	29,025

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
		繰越利益剰余金				
当期首残高	2,268	20,905	23,173		169,693	169,693
当期変動額						
新株の発行						
剰余金の配当		2,832	2,832		2,832	2,832
利益準備金の積立	283	283				
当期純利益		16,997	16,997		16,997	16,997
自己株式の取得						
自己株式の消却						
当期変動額合計	283	13,882	14,165		14,165	14,165
当期末残高	2,551	34,787	37,338		183,859	183,859

【注記事項】

(重要な会計方針)

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

移動平均法による償却原価法により行っております。

(2) 子会社株式

移動平均法による原価法により行っております。

2．固定資産の減価償却の方法

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3．引当金の計上基準

(1) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

4．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(連結納税制度の適用)

当社は、平成27年4月1日に開始する事業年度より連結納税制度を適用することについてみなし承認を受けたため、当事業年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(企業会計基準委員会実務対応報告第5号 平成27年1月16日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(企業会計基準委員会実務対応報告第7号 平成27年1月16日)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する資産

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
預金	7,575百万円	6,405百万円
有価証券	10,000百万円	10,000百万円

2. 他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

(損益計算書関係)

1. 営業収益のうち関係会社との取引

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
関係会社受取配当金	14,745百万円	14,745百万円
関係会社受入手数料	720百万円	720百万円

2. 営業費用のうち関係会社との取引

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
販売費及び一般管理費	349百万円	329百万円

3. 営業外収益のうち関係会社との取引

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
受取利息	2百万円	2百万円
有価証券利息	2百万円	2百万円

4. 営業外費用のうち関係会社との取引

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
支払利息	764百万円	950百万円

5. 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次の通りであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
給与・手当	439百万円	465百万円
役員退職慰労引当金繰入額	25百万円	41百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
子会社株式	280,000	280,000
関連会社株式	-	-
合計	280,000	280,000

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
(流動)		
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	- 百万円	3,058百万円
その他	3	4
繰延税金資産小計	3	3,063
評価性引当額	3	1
繰延税金資産の純額	- 百万円	3,062 百万円
(固定)		
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	6,528百万円	3,669百万円
その他	34	44
繰延税金資産小計	6,562	3,713
評価性引当額	6,562	1,784
繰延税金資産の純額	- 百万円	1,929百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率	37.8%	35.4%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	45.9	43.4
評価性引当額	7.6	1.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.1
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	6.2
連結納税に伴う影響	-	41.6
その他	0.4	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.0%	41.5%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.37%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については32.82%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.06%となります。この税率変更により、繰延税金資産は250百万円減少し、法人税等調整額は同額増加しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	3	0	0	3
無形固定資産計	-	-	-	3	0	0	3

(注) 無形固定資産の金額が資産総額の1%以下であるため「当期首残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
役員賞与引当金	26	30	26	-	30
役員退職慰労引当金	96	41	-	-	137
計	122	71	26	-	167

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

第8期事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)の概要

平成28年5月13日開催の取締役会において決議された第8期事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)に係る財務諸表は以下のとおりであります。

この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。)に基づいて作成したものであります。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領していません。

(貸借対照表)

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,410	3,237
有価証券	10,000	10,000
前払費用	0	0
未収還付法人税等	3,012	4,714
繰延税金資産	3,062	553
その他	1	3,169
流動資産合計	22,486	21,674
固定資産		
無形固定資産		
ソフトウェア	3	3
無形固定資産合計	3	3
投資その他の資産		
関係会社株式	280,000	280,000
長期前払費用	0	-
繰延税金資産	1,929	-
投資その他の資産合計	281,929	280,000
固定資産合計	281,932	280,003
資産合計	304,419	301,677
負債の部		
流動負債		
未払金	4	11
未払費用	340	190
未払法人税等	19	130
未払消費税等	27	9
役員賞与引当金	30	32
流動負債合計	422	374
固定負債		
長期借入金	25,000	15,000
関係会社長期借入金	40,000	40,000
株主、役員又は従業員からの長期借入金	55,000	55,000
役員退職慰労引当金	137	167
繰延税金負債	-	78
固定負債合計	120,137	110,245
負債合計	120,559	110,620

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	117,495	117,495
資本剰余金		
資本準備金	25,276	25,276
その他資本剰余金	3,749	3,749
資本剰余金合計	29,025	29,025
利益剰余金		
利益準備金	2,551	2,884
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	34,787	41,651
利益剰余金合計	37,338	44,536
株主資本合計	183,859	191,056
純資産合計	183,859	191,056
負債純資産合計	304,419	301,677

(損益計算書)

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
営業収益		
関係会社受取配当金	14,745	12,064
関係会社受入手数料	720	840
営業収益合計	15,465	12,904
営業費用		
販売費及び一般管理費	685	970
営業費用合計	685	970
営業利益	14,780	11,933
営業外収益		
受取利息	2	1
有価証券利息	2	2
その他	0	0
営業外収益合計	5	4
営業外費用		
支払利息	2,769	2,188
支払手数料	5	-
その他	0	0
営業外費用合計	2,774	2,188
経常利益	12,011	9,749
税引前当期純利益	12,011	9,749
法人税、住民税及び事業税	4	5,297
法人税等調整額	4,991	4,516
法人税等合計	4,986	780
当期純利益	16,997	10,530

(株主資本等変動計算書)

第7期事業年度（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	117,495	25,276	3,749	29,025
当期変動額				
剰余金の配当				
利益準備金の積立				
当期純利益				
当期変動額合計				
当期末残高	117,495	25,276	3,749	29,025

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金			株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	2,268	20,905	23,173	169,693	169,693
当期変動額					
剰余金の配当		2,832	2,832	2,832	2,832
利益準備金の積立	283	283			
当期純利益		16,997	16,997	16,997	16,997
当期変動額合計	283	13,882	14,165	14,165	14,165
当期末残高	2,551	34,787	37,338	183,859	183,859

第8期事業年度（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	117,495	25,276	3,749	29,025
当期変動額				
剰余金の配当				
利益準備金の積立				
当期純利益				
当期変動額合計				
当期末残高	117,495	25,276	3,749	29,025

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金			株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	2,551	34,787	37,338	183,859	183,859
当期変動額					
剰余金の配当		3,332	3,332	3,332	3,332
利益準備金の積立	333	333			
当期純利益		10,530	10,530	10,530	10,530
当期変動額合計	333	6,864	7,197	7,197	7,197
当期末残高	2,884	41,651	44,536	191,056	191,056

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、下野新聞及び日本経済新聞に掲載する方法により行います。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.ashikaga-hd.co.jp/
株主に対する特典	ありません。

- (注) 当社は、単元未満株式を有する株主の権利について定款で下記のとおり定めております。
当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券届出書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第6期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）平成26年6月26日 関東財務局長に提出。

事業年度 第7期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）平成27年6月25日 関東財務局長に提出。

(2) 訂正有価証券報告書並びに確認書

事業年度 第6期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）平成27年2月6日 関東財務局長に提出。

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

平成26年6月26日 関東財務局長に提出。

平成27年6月25日 関東財務局長に提出。

(4) 四半期報告書及び確認書

第7期第1四半期（自平成26年4月1日 至平成26年6月30日）平成26年8月7日 関東財務局長に提出。

第7期第2四半期（自平成26年7月1日 至平成26年9月30日）平成26年11月21日 関東財務局長に提出。

第7期第3四半期（自平成26年10月1日 至平成26年12月31日）平成27年2月12日 関東財務局長に提出。

第8期第1四半期（自平成27年4月1日 至平成27年6月30日）平成27年8月10日 関東財務局長に提出。

第8期第2四半期（自平成27年7月1日 至平成27年9月30日）平成27年11月17日 関東財務局長に提出。

第8期第3四半期（自平成27年10月1日 至平成27年12月31日）平成28年2月10日 関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。平成26年6月24日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。平成26年6月27日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。平成27年6月26日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2（株式交換の決定）の規定に基づく臨時報告書であります。平成27年11月2日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役）の規定に基づく臨時報告書であります。平成28年4月25日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。平成28年4月25日 関東財務局長に提出。

(6) 訂正報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき平成27年11月2日関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書であります。平成28年4月25日 関東財務局長に提出。

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

1 【保証の対象となっている新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）】

「第一部 証券情報 第1 募集要項」に記載のとおりです。

2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

(1) 【保証会社が提出した書類】

保証会社である常陽銀行が提出した書類は以下のとおりです。

【有価証券報告書及びその添付書類】

- ・事業年度 第124期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）平成27年6月26日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

- ・事業年度 第125期第1四半期（自平成27年4月1日 至平成27年6月30日）平成27年8月7日関東財務局長に提出
- ・事業年度 第125期第2四半期（自平成27年7月1日 至平成27年9月30日）平成27年11月20日関東財務局長に提出
- ・事業年度 第125期第3四半期（自平成27年10月1日 至平成27年12月31日）平成28年2月8日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成28年6月10日）までに、以下の臨時報告書を提出。

- ・金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月26日関東財務局長に提出
- ・金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月26日関東財務局長に提出
- ・金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年11月2日関東財務局長に提出
- ・金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づく臨時報告書を平成28年4月25日関東財務局長に提出

【訂正報告書】

- ・金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく平成27年6月26日関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書を平成27年7月17日に提出。
- ・金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づく平成27年11月2日関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書を平成28年4月25日に提出。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社常陽銀行 本店

（茨城県水戸市南町2丁目5番5号）

株式会社常陽銀行 東京営業部

（東京都中央区八重洲2丁目7番2号）

株式会社常陽銀行 福島支店

（福島市本町6番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3 【指数等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【提出会社の特別情報】

第1 【最近の財務諸表】

当社は、継続開示会社であるため、該当事項はありません。

第2 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

保証会社は、継続開示会社であるため、該当事項はありません。

第六部 【組織再編成対象会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

組織再編成対象会社である常陽銀行が提出した書類は以下のとおりです。

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第124期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）平成27年6月26日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

- ・事業年度 第125期第1四半期（自平成27年4月1日 至平成27年6月30日）平成27年8月7日関東財務局長に提出
- ・事業年度 第125期第2四半期（自平成27年7月1日 至平成27年9月30日）平成27年11月20日関東財務局長に提出
- ・事業年度 第125期第3四半期（自平成27年10月1日 至平成27年12月31日）平成28年2月8日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成28年6月10日）までに、以下の臨時報告書を提出。

- ・金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月26日関東財務局長に提出
- ・金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月26日関東財務局長に提出
- ・金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年11月2日関東財務局長に提出
- ・金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づく臨時報告書を平成28年4月25日関東財務局長に提出

【訂正報告書】

- ・金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく平成27年6月26日関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書を平成27年7月17日に提出
- ・金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づく平成27年11月2日関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書を平成28年4月25日に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社常陽銀行 本店

（茨城県水戸市南町2丁目5番5号）

株式会社常陽銀行 東京営業部

（東京都中央区八重洲2丁目7番2号）

株式会社常陽銀行 福島支店

（福島市本町6番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月19日

株式会社足利ホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 崎 雅 則

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 浦 竜 人

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社足利ホールディングスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社足利ホールディングス及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社足利ホールディングスの平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社足利ホールディングスが平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しておりません。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月19日

株式会社足利ホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 崎 雅 則

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 浦 竜 人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社足利ホールディングスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社足利ホールディングスの平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年2月5日

株式会社 足利ホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松崎 雅 則

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松浦 竜 人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社足利ホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社足利ホールディングス及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。